

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	馬 渕 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	今 木 啓一郎	4番	北 倉 利 治
5番	鳥 居 佳 史	6番	小 川 理
7番	杉 原 克 巳	8番	若 園 正 博
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	15番	若 園 五 朗
16番	くまがいさちこ	17番	松 野 藤四郎
18番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	教 育 長	加 納 博 明
政 策 企 画 監	巢之内 亮	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長	児 玉 等
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	岡 田 弘	健 康 福 祉 部 長	平 塚 直 樹
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	教 育 次 長	児 玉 太
監 査 委 員 事 務 局 長	高 山 浩 之		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	松山詔子
書記	近藤圭代		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

傍聴の方々には、早朝よりお出かけをいただきまして、まことにありがとうございました。最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

15番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 改めて、皆さんおはようございます。

議席番号15番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って行います。

通告事項3項目の一般質問について、質問席より行います。

初めに、市民センターほか30施設の施設使用料見直しについてお尋ねします。

市民センターほか30施設が、令和2年4月1日から使用料が値上げされます。値上げの概要についてお伺いします。

施設使用料の増額に関して、当該施設、施設数などの概要についてお尋ねいたします。

平成30年度の使用料収入実績額は幾らになるのでしょうか。令和2年度の使用料の収入額は、想定として、どの程度増額を見込んでいるのでしょうか。また、このたびの増額した理由は何か。消費税10%に伴う理由以外で何かほかの理由があるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 皆様、改めておはようございます。

それでは、若園五朗議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の使用料の改正については、墓地やふれあい農園などの一部を除く公共施設全体における施設使用料について、受益者負担の適正化を図ることを目的とし、31の施設で使用料の見直しを行っています。

また、今回改正した施設の平成30年度の使用料の収入は、およそ2,950万円となっていますので、同数の利用実績があったとし、改正後の令和2年度の収入見込みを試算すると、およそ3,250万円となるため、およそではあります300万円の増収があると見込んでおります。

今回の使用料を改正した理由ということでございますが、平成22年度の包括外部監査において、「施設全体の維持管理は全市民の税金で賄われることになるから、その維持管理費の額とサービス内容からすれば、できるだけ施設使用料は実情に合った金額に設定しなければ、最終的なツケは全市民に回ってくる」との指摘を受け、その当時作成しました方針「公の施設に係る受益者負担の適正化」に基づき、施設の維持管理費における適正な受益者負担とするため、使用料の見直しを行いました。

ただ、受益者負担の適正化という部分では、消費税率の引き上げに伴い、施設の維持管理費が増加してきます。その関係で消費税の引き上げも今回の使用料改正の一つの理由となっております。

以上で答弁とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 増加する収入増額分の使用用途は、具体的にどのようなものでしょうか。また、市民にどのように還元されると考えておられるのでしょうか。

今回の増額内容、一応300万ということで御説明があったんですが、具体的に市民に理解を求めた上で丁寧な説明が必要であると思いますが、周知努力をするべきと考えますが、具体的にどのように行われるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 御質問に対する答弁でございますが、今回の改正により増額した使用料は、当該施設の施設管理費に充当されます。

今後も引き続き、施設を市民の大切な財産と捉え、応分の負担を市民の皆様に御負担いただくことで、市が提供する行政サービスをさらに充実させ、利用者の方が快適に施設利用できるよう施設の維持修繕等、整備を行ってまいります。

最後に、今回の料金変更につきましては、使用料の変更だけでなく、一部の施設で冷暖房費が別途計算になっていたものを他の施設と同様に使用料に含む料金設定に変更しております。市民の皆様には、広報の12月号で掲載し、詳細については料金改定の表示を各施設の受付などに張ってお知らせをしますので、御理解を賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 質問のまとめですけれども、平成24年10月に公の施設に係る受益者負担の適正化に関する使用料の見直しの統一的な方針が出ておるわけでございますけれども、令和2年4月1日から、市民センターほか30の施設の使用料が値上げされるということでござい

ますが、市民、利用者にわかりやすく説明していただくことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

子育て支援のワンストップサービス（仮称）子ども支援課の創設についてお尋ねいたします。

市長の公約で触れている瑞穂市の第2次総合計画を進め、国・県への要望活動を効果的に行うためには、市長のマニフェストにあります市長の特別項目、市の施策を実行するための組織編成を行う必要があると考えます。従来どおりの行政運営となりますので、例えば、（仮称）行政改革課、子育て支援のワンストップサービス（仮称）子ども支援課の創設等、組織を設立し、組織運営の横断的な連携を進め、効率的かつ最適な行政運営をすることが有効であると考えますが、市長はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの若園議員の御質問にお答えさせていただきます。

市長マニフェストの子育てワンストップサービスとして、（仮称）子ども支援課の創設につきましては、健康福祉部といたしましては、ことし9月1日に子育て世代包括支援センターを立ち上げまして、市民の皆さんの妊娠期から子育て期におけるさまざまな課題について、訪問活動などを通して御相談に応じるなど、活発に活動を行っておるところでございます。

このセンターの体制といたしましては、健康推進課が主管し、助産師1名を専任で配属しているほか、兼任で保健師を配属しておりまして、個別訪問の際には複数の専門職で現地に赴き、問題解決に努めております。

続きまして、さらに国からは「子ども家庭総合支援拠点」という組織を2022年度までに立ち上げるようにとの通知が来ております。

これは、主に児童虐待や育児放棄などに対応する組織でありまして、実質的には既存の福祉生活課内の家庭児童相談室を発展させたものであります。体制といたしましては、当市は国の基準によるところの小規模B型となりまして、子ども家庭支援員2名及び虐待対応専門員1名の配置が必要となってまいります。

そして、さきの子育て世代包括支援センターと、この子ども家庭総合支援拠点については一体的に運用するようにとされておりますので、当市においてもこの両者を近接して設置する必要がございます。

こうしたことを鑑みますと、子育て支援に特化した組織の設置につきましては、その必要性を強く感じております。また、子供に係する諸制度につきましては、ワンストップで処理・決定できる体制の整備について、行政事務の理想の形の一つというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 続いて、私のほうからもお答えをさせていただきます。

市長マニフェストで掲げられている「子育て支援のワンストップサービス（仮称）子ども支援課の創設」についてですが、現在、市長の意向を的確に反映し、（仮称）子ども支援課を創設し、穂積庁舎内で子育て関係のワンストップサービスが実現できるよう、組織改革の担当部である私ども総務部において、市長との打ち合わせを重ねております。

また、担当部である健康福祉部、さらに教育委員会との幹部会議を行い、組織体制、課名、事務分掌、あと執務場所等の具体的な素案の作成を進めている段階であります。

実施をする時期につきましては、来年秋ごろを目指して準備を進めているところでございます。ただ、同時期には国勢調査やねりんピック等の大きなイベントが控えていることもあり、各所属における行事・事業等に支障が出ないように、また組織改革となれば、人事異動に伴う事務引き継ぎ等が必要となってきます。さらなる協議の上、決定していきたいと考えております。

今後は、健康福祉部、教育委員会と新組織の体制のあり方について、さまざまなパターンを想定し、それに伴う課題や問題点を洗い出し、解決していく作業を繰り返しながら、最もふさわしい組織体制を模索していきたいと考えております。

議員の皆様方におかれましても、ぜひ御意見を賜りたくお願いを申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市長にお尋ねしますが、ただいま健康福祉部長、総務部長からあったんですが、ちょっと総務部長のは私のほうで聞き取りにくいもので、まとめて市長、再度答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、改めましておはようございます。

若園議員の子育てワンストップサービスの御質問にお答えをいたします。

私の政策でもあります子育てワンストップサービスを行うには、子供にかかわる部署を1つにまとめるといいますか、まとめてくる必要がございます。先ほど、健康福祉部長、そして今、総務部長からお答えをしておるところでございますが、これから瑞穂市でも少子化対策が必要となってまいります。子育てしやすい環境や子育て支援の充実をするためにも、窓口を1つにしてワンストップにする、子供にかかわる組織を1つに集約をしていきたいと考えています。少子化対策としても、現在、人口がふえている今、対策をしなければならぬと考えております。

さらには、国が進めております妊娠期から支援する子育て世代包括支援センター、健康推進課にことし設置をしておりますが、このセンターの強化もしなければなりません。さらに、子

ども家庭総合支援拠点の整備というような通達も国のほうから出てきております。子育てをワンストップサービスで行う部署の新設は、必要な体制整備だと考えております。

また、課題もたくさんございます。庁舎が1つならばいいんですが、2庁舎にまたがっております。教育委員会との連携も重視しながら、一つ一つ解決をして、子育てワンストップサービスを行う部署を来年の早ければ10月ぐらいをめどに考えておりますが、国勢調査、そしてねりんピック大会もあり、その時期については調整をこれからしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 質問のまとめとして、瑞穂市の行政運営、市民サービスの向上のためにも、組織編成をお願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

瑞穂市の安全・安心なまちづくりについてお尋ねします。

J R穂積駅周辺整備の全体整備計画と今後の事業スケジュールについてお尋ねいたします。

J R穂積駅周辺整備研究会から、ことし6月に受けた提言をもとに、森市長は9月議会において、J R穂積駅周辺が抱える諸問題の解消や、居住環境や利便性の向上を図るためにも、駅周辺整備のあるべき姿が盛り込まれました。その提言内容をもとに全体整備計画の策定を進めていきたいとの答弁をされておられます。

また、昨年説明がありましたJ R穂積駅圏域拠点化構想のまちづくり計画の素案の中に掲載されているロードマップには、令和3年度の都市計画決定、令和4年には北口整備などのハードの取り組みの展開等、記載されておりますが、昨年の9月議会においても、政策企画監が同様の答弁をしています。

そこで質問しますが、J R穂積駅周辺整備の着実な推進に向け、事業着手時期や事業期間など、具体的なスケジュールについてお答えをお願いしたいと思います。また、市として考えている全体整備計画の概要と公表の時期についても改めてお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） 改めまして、おはようございます。

ただいま御質問のありましたJ R穂積駅周辺整備の全体整備計画と今後の事業スケジュールについてお答えいたします。

J R穂積駅周辺整備につきましては、9月議会の市長答弁にもありましたように、「次代を担う子供たちが夢を描き、希望が持てる、将来を見据えたまちづくり」の実現に向け、駅周辺が抱える諸問題の解消と居住環境や利便性の向上を図るためには、J R穂積駅周辺整備研究会の提言内容に基づき、都市計画道路や駅前広場など、市として目指すべき都市施設の整備方針

を早期に策定する必要がありまして、来年1月より地元区長、それから自治会長などで構成する検討委員会や地権者説明会を経て、2月には地権者を対象としましたアンケート調査を実施し、今年度末までには整備方針を公表してまいりたいと考えております。

その後、策定した整備方針に従いまして、都市計画決定や土地区画整理事業の事業認可手続に向けて準備を進めるとともに、地域の方々の生活環境にも深くかかわってくる街区や区画道路などの面的な整備の素案につきましても広く御意見を伺いながら順次盛り込んで、全体整備計画を策定していく予定でございます。

また、事業着手時期など、今後の具体的なスケジュールにつきましては、これまでまちづくり計画のロードマップの中で示してきました方針に変更はなくて、令和3年度の都市計画審議会を経て、令和4年度の事業着手を目指して準備を進めているところでございます。

なお、事業期間につきましては、財政スタミナの検証や地権者の合意形成など不確定な要素もあり、現時点ではおおむね20年程度としか申し上げられませんが、課題を多く抱えている駅北側から先行着手するなど、事業途中においても段階的に整備効果が発現できるよう、事業計画を策定してまいりたいとこのように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） ただいま政策企画監のほうから詳細にわかりやすい説明を受けたんですけども、再度市長の答弁ですけれども、同じようになってもよろしいので、答弁を市長に求めます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） JR穂積駅周辺整備の御質問ですが、先日といたしますか、先月、ふれあいフェスタのときに、東京の瑞穂町の町長さんにこちらへ来ていただきました。そのときに、箱根ヶ崎駅前の区画整理事業を現在進めておられる、そして新しい庁舎も建設中ということで、これはぜひともお伺いして見学をしていきたいということで、先月の26日に、要望活動の際に瑞穂町に行つてまいりました。

都心から離れているものの、文化の高さとか町民の方々の町への誇りというのを感じました。町民の方とお話をしているときに、瑞穂市とのかかわりもよく知っておられました。富有柿のこともよく知っておられました。

箱根ヶ崎駅前の区画整理事業、私はちょうど今から40年ぐらい前に、学生時代に一度、その駅には行ったことがありますので、今の状態と大きく変わっている。穂積駅なら、もっと発展するのではないかとということも考えて、戻つてまいりました。穂積駅の駅周辺整備の必要性を再認識して、早期に進めないとならないと考えた次第でございます。

先ほど、巢之内政策企画監からお答えをしておりますが、JR穂積駅周辺整備研究会からの提言内容を重視して、その提言に沿った方針を考えております。その研究会の提言内容をこれから駅周辺の自治会長さんや区長さん方の協議会を設立して説明し、その地域の方々の意見を聞きながら、疑問点を出し合い、そしてアンケートも行いながら理解を深めていきたいと考えています。

市民の皆さんの御意見を聞く一方で、特に駅の北側から整備を行うというようなことや、事業規模、事業期間などもしっかり見きわめながら、今課題であります公共下水道事業と並行して進めることができるのか、財政的な部分も固めながら、来年の3月をめどに市の方針を出していきたいと考えております。

以上で答弁とします。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 質問のまとめとして、JR穂積駅周辺整備の着実な推進に向け、進めいただくことをお願いいたします。

次に質問を移らせていただきます。

公共施設包括管理のシステム導入についてお尋ねいたします。

全国自治体の中で、公共施設の管理業務を委託して包括管理を導入する事例が広がりを見せています。包括管理導入により、各所属で行っている庁舎、小・中学校、総合センター、図書館などの施設状況の把握、修繕や点検委託を一元化することで事務作業の効率化が図られておるところでございます。また、施設の長寿命化に取り組むには、修繕内容や建物の概要、工事時期、設備点検、維持管理、利用者数の横断的な把握をすることが必要となります。

地震時においては、災害対策本部の業務で人員が不足することが予想されますが、包括管理を導入することで災害状況を把握するためには、どの施設を優先的に巡回するのかを判断することになります。

公共施設包括管理システムの導入について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ただいまの御質問に対して、包括管理業務委託についての御質問ですが、この目的は議員御説明のあったように、市町村が所有する施設の効率的な管理運営と業務の効率化を図るために施設委託の一元化を行うものでございます。

これは、各施設で消防設備、建物衛生管理、清掃、電気設備保守管理など、同じ業務委託を各課がばらばらに契約しているものを一本化することにより、巡回点検や作業時の経費削減、行政事務の軽減が期待でき、また市所有の施設全体を比較し、施設修繕の優先順位も明確化する

ることができます。

ただし、この包括管理業務を委託する前提として、各建物の現状調査や工事や修繕の時期などの維持管理について、個別の施設計画を策定する必要があると考えておりますので、まずは全ての施設で個別計画の策定を行っていきたいと考えております。

このような中でも、瑞穂市は以前から施設の維持管理契約については、委託内容が同じや同規模な施設の業務委託をまとめて1つの契約案件として入札を行っているところでございます。小さな契約をまとめ発注することにより、技術者が小規模施設を同一日時に点検等できる体制を整えることができ、通常より人件費が削減され、より安価な契約ができていると考えております。

また、業者としても委託施設の数が多くなれば、瑞穂市担当の技術者も設置しやすくなり、災害時にも対応が可能だと思いますので、現段階では、この契約方法を続けていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） ちょっと答弁の結論がわかりませんもので、大変申しわけないです。

前日も、中小学校の校舎を私も一般質問をするために見てきたんですけども、あれも実際には、もっと早く公共施設の管理を進めておれば一体的に発注できると思うんですね。例えば、西小学校とか牛牧とじゃなくて、土木関係とか、あるいは建築関係を含めてデータ整理をすれば、各所管でやることなく、ある程度、年度ごとに分ければ、そのように総合的に一括発注できると思うんですね。

そういう形で、今回の公共施設の包括管理システムの導入というのは、私の議員提案ですけど、先ほど総務部長の答弁がございましたが、思いだけでもいいんですが、市長はどのように思ってみえるのか、簡単に答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 公共施設包括管理システムの導入の御質問となりますが、久野総務部長よりお答えしているところではございますが、公共施設包括管理システムというのは、公共施設の管理情報を一元化して一括管理することで、利用状況や維持管理状況、修繕の時期の把握、災害時などの管理の対応などをする、一括、包括するようなシステムでございます。

瑞穂市では、限られた財源を有効に活用するためにも、公共施設を包括的に管理することで、このシステムの導入により、経費の削減につながるようなことがあれば、検討していきたいと考えております。

まだ、これから先々には瑞穂市でも人口の減少時期を迎えてまいります。そのときまでには、

各地域にある、例えばコミュニティセンターなどの公共施設を地域の方々に運営・管理していただく、まちを支えていただくということも将来的には必要になってまいります。その中で、専門的な消防施設、電気設備などの点検を民間に一括して管理していただくということになれば、経費削減にもなるということで、理想的であり、最適な公共サービスが提供できるというように考えております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 質問のまとめで、瑞穂市の公共施設は51施設あります。市長部局所管は市役所ほか21施設、教育委員会所管の施設は給食センターほか28施設あります。

今後、ますます老朽化が進み、限られた予算で効率的な保守管理が求められているところがございますので、施設管理が多様化してきます。災害時には、公共施設を利用することを考えると、公共施設包括管理システムの導入をして、公共施設の維持管理を一元化してはいかがでしょうかという質問をさせていただきました。

今後とも、包括管理システムの検討をされることを願って、次の質問に移らせていただきます。

高齢者の車の安全装置補助についてお尋ねします。

現在、国の施策においては、65歳以上が自動車の自動ブレーキなど、先進的な安全機能を備えた安全運転サポートカーを購入する際、10万円の補助をする制度が検討されているところがございます。高齢者や歩行者も含めて、市民が安心・安全に通行できるための有効な制度と考えています。

瑞穂市においては、このような制度についてどのように考えておられるのか、取り組む予定はあるのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの若園議員の御質問にお答えをします。

議員の御指摘のとおり、まずこのたび閣議決定されました「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の中に、高齢者による安全運転サポート車、高齢者の場合はサポカーSというそうですが、その購入への支援が盛り込まれております。

内容といたしましては、ただいま議員の御指摘のあったとおりでございます。自動ブレーキなど、先進的な安全機能を備えた安全サポート車の購入補助につきまして盛り込まれております。

全国的には、幾つかの自治体で行われておまして、近隣ではお隣の本巢市においても実施されているとのことでございます。また、さらにその後、2021年11月から、自動ブレーキの新車への装着が義務化されるということで最終調整に入っているとの報道もございました。

こうした中、自動ブレーキなどの安全装置の装着の現状については、新車への装着率が8割程度にまで高まっているとも言われております。しかしながら、新たに新車に買いかえとなりますと、個人として容易に乗りかえはできないものというの、また現状の一つであると思われまます。

こうした状況から、本市といたしましても、新車購入時の補助もさることながら、安全装置の後づけに対する補助も新年度の事業として発起をいたします。

ただし、先ほども述べましたとおり、何分にも国の補助制度が詰めの調整に入っているとのことでございまして、具体的なものがなかなかまだ見えてまいりません。したがって、今後の動きを見定めつつ、国の補助制度との併用も含めて、最終的には本市オリジナルの補助制度にしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 高齢者の車の安全装置については、市長にお伺いしますが、国の施策でもどんだん、いろいろと新聞報道にも出ておるんですけども、関係近隣市町でもそういう補助制度、中古車について補助する等、具体的に出しておるんですけども、健康福祉部長は、まだ国の施策を見ながら、これから市でじっくり考えるというふうな答弁があったと思うんですが、市長、そこら辺、再度もう一回、確認の意味で答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 高齢者の自動安全装置の補助の制度についての御質問ですが、今、健康福祉部長からお答えをしているところでございます。来年度、瑞穂市でも、この自動安全装置の補助制度を導入してまいりたいという方針は決めております。

この制度ですが、今のタクシー助成事業の拡大もございまして。そして、運転免許証の返納を促すものではなく、いつまでも運転していただくための装置であるということもあり、逆行しているのかというような御意見もありました。さらに、これからこの自動安全装置やAIを活用した自動運転が大きく変化をしていくということを考えています。

来年度、導入をしていきますが、この補助制度が完了形ではなく、時限的な制度になるかもしれませんし、またこれからの情勢を見ながら補助内容も変えていくものでございますので、御理解をしていただきたいと思います。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市長の答弁で、来年よく考えるということですけども、近隣市町はもうどんだん高齡化になっていくということで先進的に行政運営していますので、もう少し時限的にでも早くやるような答弁をお願いしたいと思います。

高齢者の車の安全装置補助制度については充実していただくことを望みまして、次の質問に移らせていただきます。

1級河川宝江川の改修計画についてお尋ねします。

ことしも11月には、安八町と組織しています宝江川改修促進期成同盟会により、岐阜土木、大垣土木事務所により要望活動を行ったと聞いておるところでございますが、今後の河川改修計画はどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 1級河川宝江川の改修計画についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、先月15日に安八町と組織しております宝江川改修促進期成同盟会による事業促進のため、要望活動を岐阜県岐阜土木事務所、大垣土木事務所へ市長、安八町長さんを初め、両地区の県議会議員、それから宝江地区、横屋地区、津村方区の区長さんの皆様と行ってまいりました。

近年、全国的に激甚化する災害が発生している中で、宝江川の現状及び今後の維持管理における要望を地元区長の皆様方から生の声を聞いていただいたところでございます。

県からは、近年浸水被害のあった河川を対象として重点的な河川整備を進めているため、宝江川においては当面の河川改修計画はありませんが、護岸補修などの維持管理を定期的を実施していくとともに、県と市町が協力のもと、治水の安全の確保を進めていきたいとの意向を伺っております。

なお、平成29年度の県の調査により、宝江川上流部における浸水被害は、洪水時に存置されている取水用の堰板が原因であることが判明したため、その対策方法について、現在、県及び安八町と協議・調整を進めているところでございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市と県、県会議員と密に連携し、協議を重ね、改修計画の早期実現を図っていただきたいと思えます。

安八町とは、それぞれ施設管理についてどのように協議が進んでいるのでしょうか、お尋ねします。さらに、宝江川出水時の上流部の古橋、横屋地区の内水排除については、河川改修が進まないと上流部の抜本的な浸水改修にはつながらないことは明らかでございますけれども、今できることで市が取り組んでいる内水排除対策はどのようなことがございますか。また、近年全国的に発生している風水害への復旧、または事前防災対策には、国または県による新たな財政支援がされておるところでございます。1級河川宝江川の改修計画が進むためには、市ではどのような取り組みがなされているのか、お尋ねしたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 安八町との協議につきましては、先ほど申し上げましたように、宝江川の本線の取水用の堰板等の管理について、これを県と協議を進めているところでございます。

また、瑞穂市内ではということで、先ほど申しました平成29年度の県の調査で判明した部分で、宝江川の上流部のふぐあいの部分ですね。これにつきまして、内水排除対策として、古橋地内の西排水路においては、排水路断面を拡大することで排水量をふやす水路改良工事、及び水路の合流箇所を下流の宝江川への負担を軽減するための調整池の計画を進めており、今年度は調整池の詳細設計と補償調査を行っており、来年度に用地の取得を進めてまいりたいと考えております。

横屋字下吹地内の素掘りの幹線排水路につきましては、平成30年度より事業着手しておりますが、今年度と来年度、緊急自然災害防止対策事業債を活用して、コンクリート柵渠による水路改良を行い、流下能力を向上させることにより、横屋地内の浸水解消を図ってまいりたいと考えておりますので、これら有利な財源を使って、全線の早期完成を目指したいと考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市長になられて、市長も非常に、巢南地区というと失礼ですけども、古橋、横屋地区は市街化区域でございまして、どんどんどんどん年間550名ぐらいの人口がふえて、今5万5,000人ということでございますが、まだまだ農地が宅地になる要素が十分あり、先ほど都市整備部長からもございましたが、自分の土地のところで調整池をつくって、用排水路を下吹に整備するというのは、確かに今回の緊急の施策で、また市長提案である1,500万を財源補正するという追加提案がされているところでございますけれども、宝江川の1級河川については、終末の排水のところはもう完成しています。ところが、清水議員がいつも質問してみえますが、内水の排水が全然整備されていないために、調整池を設けたり、水路を整備するというようなのは抜本的な市の施策ではないと思いますが、今回といいますか、1級河川の宝江川の河道計画の幅員、断面図ももう整備されておるところでございますので、早期に森県会議員、大垣の県会議員と、そして関係市町の首長、岐阜土木、大垣土木と前の市長も努力しておるんですけども、今後早く進めるような熱意を市長、答弁お願いします、整備が早くできるように。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 宝江川の改修の御質問になります。

この宝江川というのは、流下能力が低いといいますか、河川の曲がり方が急なところもあつたりするなど大きな課題を抱えています。先ほど、都市整備部長からもお答えしましたが、先

月も安八町の堀町長さん初め、市議会、そして町議会、地域の区長さんなどと宝江川の改修の要望活動に大垣、そして岐阜の土木事務所に伺ってまいりました。

市内の河川の中で、集中豪雨などで道路冠水するところは犀川とか新堀川、そしてこの宝江川になります。犀川、新堀川については、ある程度の改修計画の事業化もされておりますが、この宝江川については抜本的な改修計画も立っておりません。

先ほど、都市整備部長が説明しました古橋地内の調整池の計画もありますが、本来の抜本的な県による改修計画は立っておりません。要望時には、県の維持費のほうで対応させていただくというようなお話を聞いております。早速、市の職員に、改めて現場を確認して県と一緒に必要などころの維持管理の整備をしていくということの指示をしております。そして、引き続き要望活動を事業化に向けてしてまいります。

ことしは大きな台風もございました。そのような台風が、この東海地区に来るおそれもなきにしもあらずと考えておりますので、引き続き県のほうには要望活動を強めて、事業化に向けて進めてまいります。

以上で答弁とします。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市長の言われた、そのとおりでございますね。行政も議会もみんな、熱意を持って進めればできることでございまして、先ほど言いましたが、市街化区域は古橋地区、もちろん中宮も入るんですが、あと横屋地区が市街化区域。あの水をとにかく、内水を流すだけでございまして、あそこの延長の長さの断面図、全て計画ができておるわけでございますので、今後も陳情活動を続けて、下から整備されることを望みまして、次の質問に移らせていただきます。

新設防災拠点整備についてお尋ねします。

12月14日に開通します東海環状自動車道大野神戸インターの北側には、道の駅パレットピアおおのがあり、防災拠点としての位置づけがされているところでございますが、瑞穂市の長良川右岸の国道21号の南側に位置づけされています防災拠点について、今後の計画及びどのような性格の施設なのか、市長より答弁を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま議員から御紹介のありましたパレットピアおおのは、総敷地面積が約2.7ヘクタールの防災機能を備えた県内初の広域防災拠点であります。この施設は、市町村を越えた広域行政圏において、応急復旧活動の展開拠点、または被災地内への救援物資輸送の中継拠点となり、警察・消防や自衛隊の活動拠点となる施設であります。

災害発生時の緊急輸送道路となる東海環状自動車道、今週の14日に開通いたしますが、大野

インターチェンジの1キロ圏内に位置するゆえんはそこにあると考えております。

一方、木曾川水系河川整備計画において、危機管理対策に当たる場所として、穂積大橋南の穂積地内に防災拠点として位置づけられ、避難地・避難場所から備蓄倉庫、それから救援物資の集積所、瓦れき置き場等として活用される場所となるもので、その性質、位置づけも大きく異なるものでございます。

防災拠点と併設した施設につきましては、市としての運用方法を国と協議を行いながら、今後検討を進めていくこととなります。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 先ほど言いました国道21号線の南側に位置づけられている防災拠点につきましてですが、都市整備部長に確認したいんですが、あの施設は国交省の防災拠点となっていると思うんですが、その確認を再度したいと思いますのでお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほどの答弁と繰り返しになりますが、国がつくっております木曾川水系河川整備計画の中に、瑞穂市地内、国道21号南の長良川右岸に防災拠点として計画がされているということをもう一度答弁させていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市長に確認したいと思うんですが、先ほど言いました今回の国道21号南については、木曾川工事事務所の位置づけの備蓄倉庫、防災拠点となっているのが図面には出ておるわけでございますけど、ただ瑞穂市がやるかやらないか、そして関係の国とか県と詰めてやるだけでございますので、もう位置づけはされています。市長は、この国道21号の南側の防災拠点施設についてどのような思いがあるか、再度確認したいと思います。市長、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 国道21号線南の穂積地内における防災拠点については、先ほど来、都市整備部長がお答えしておりますが、木曾川水系の河川整備計画の中に位置づけられたものでありますので、瑞穂市としてもここはどうしても整備をしていきたいというふうに考えておりますので、調査とかそういうものについても、これから進めていきたいと考えております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 質問のまとめといたしまして、国交省の木曾川工事事務所の指定している場所がございまして、市長も先ほど答弁がございましたが、早急に瑞穂市の中継地点と

どうか、災害時にいろいろと県あるいはこの地域の災害の中継という形でございますので、早期にできるように行政運営をお願いしたいと思います。

最後の質問に移りますが、主要地方道岐阜県南大野線、美江寺橋歩道橋整備についてお尋ねいたします。

以前にも、犀川、美江寺橋歩道橋整備について質問いたしました。美江寺、十七条、十八条地区の特に高齢者の方々が犀川西側にあるトミダヤへの買い物へ行く際に、安全に犀川を往来できるよう整備する必要があると考えておるところでございますが、市により、県の河川占用許可をとれば、市の費用で歩道橋整備ができると思うわけでございますが、他の市町も今回、東海環状西回りルート of 岐阜池田線においても、国道あるいは県道にあっても、市のほうで併設的に単独で予算を出して、歩道を整備したり、交差点整備をしておるところでございます。あくまでも財産は県、あるいは国であっても、関係市町、大野町でもそうですし、本巣市でもそうです。

市長、今回、犀川的美江寺地内の歩道橋ですね。いろいろと私も再々、一般質問をやっても、なかなか目に見えてこないのが現状でございますが、関係市町も含めて、市長の思いを答弁お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 美江寺地内、主要地方道岐阜県南大野線、犀川にかかります美江寺橋に並んで歩道橋をかけることは、現在、この北側で重里から森地内にかけて、県によりバイパス道路の整備が進んでおり、現道につきましては道路整備に緊急性等による事由がない限り、最小限の維持管理しか行われません。

よって、まずはこのバイパス道路整備を一刻も早く完成させ、完成後は速やかに市に移管を受け、市道になった後、議員御質問にあるような歩道橋整備は必要に応じて市が実施することになろうかと思っております。

議員がおっしゃいますように、この犀川の東側に当たる美江寺、十七条、十八条地区は市内でも人口減少が見られ、高齢化率も市内平均より高い地区でもございます。そういった意味で、犀川西側に銀行、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、飲食店が集中し、日常生活の買い物になりますとどうしてもこの橋を通行しなければなりません。自転車、歩行者が自動車とふくそうするこの美江寺橋を安全に往来するためにも、議員御指摘のとおり、重要な課題と認識し、今後進めてまいりたいと考えております。

現在のところ、県との口頭での協議でございますが、五六川西にあります美江寺五六町信号交差点から、犀川を渡りまして田之上倉町信号交差点、この区間は実は県道でもあり、市道も認定してある重複区間になります。ここの区間は、県が供用開始して、県が管理しているところでございます。ここに現在の橋と隣接して歩道橋をかけること自体については、県も協議に

応じるということは言っておいておりますので、道路だけでなく、犀川を渡りますので、河川法の許可等の必要もございまして、道路、河川双方の協議を一度、県のほうとまた進めたいと考えております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 主要地方道岐阜県南大野線の美江寺橋歩道橋については、県道と市道との併用的なことですけれども、占用許可をとって整備していくという答弁がございました。

先ほど言いましたように、国道でも県道でもそうですけれども、幾ら県の事業、国の事業であっても、関係市町が単独で出して、その周辺整備、道路整備をしておるのが現状でございますので、先ほど鹿野都市整備部長より前向きな答弁をいただきましたんですが、今後ともですが、市長にもそういうような状況のほかのところにおいても前向きに整備をお願いしていきたいと思っております。

今回は、通告3項目を質問させていただきましたが、これに対する執行部の答弁は前向きな答弁をいただきました。適正な行政執行について御配慮願ひまして、一般質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、15番の若園五朗君の質問は終わりました。

続きまして、2番 松野貴志君の発言を許します。

松野君。

○2番（松野貴志君） 議席番号2番、瑞清クラブの松野貴志です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

まずもって、12月のお忙しいときにもかかわらず、傍聴に多数お越しくださいますありがとうございます。感謝申し上げます。

さて、森市長体制が始まり、半年が過ぎました。就任直後には、職員育成アドバイザー制度を提案し、またこの9月には公共下水道事業の決定など、慌ただしい半年間であったものと推察されます。

ただ、今年度の事業につきましては、前の市長が編成された予算を執行するのが現状ではないかと推測いたします。今年度の予算は、第2次総合計画事業の推進を中心とした予算編成でありますので、市長個人としてはなかなか森カラーが出しにくい感覚であったのではないかと考えております。

しかし、いよいよこれから来年度の予算編成が始まります。森市長が目指す市政運営に向けた準備に取りかかるわけでありまして。将来を見据えた投資的な予算にするのか、またプライマリーバランスの均衡を意図した予算になるのかはわかりませんが、いずれにいたしましても、市民の意向を反映した瑞穂市の未来100年につながる予算編成と私は期待する一人であります。

さて、本日の私の質問は2点であります。

1点目は、複合機の経費削減と題しまして質問をさせていただきます。

これは印刷費、いわゆるカウンター料金を原価提供するという新しいビジネスモデルを行う企業が出てきておりますので、市にとって有効な提案であれば、経費削減につながるのではないかの思いから質問をさせていただきます。

2点目は、防犯対策について質問をさせていただきます。

これは、今まで多くの議員の皆様が質問されておりますが、私は防犯カメラとドライブレコーダーの有効性の観点から、執行部に御質問をさせていただきたいと思っております。

これよりは質問席より質問いたしますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

1点目でございますが、複合機の経費削減について質問させていただきます。

冒頭にも申しましたが、新しいビジネスモデルによる複合機の維持管理を耳にいたしましたので、市の現状をお聞きし、当市においての有効性を確認したいと思っております。

私ごとではありますが、実は私が経営する会社のほうで、この新しいビジネスモデルにて複合機を交換いたしました。その契約内容が今までの常識を覆す、言うなればかなりの経費削減につながる内容でありましたので、ひょっとすると市の複合機にも適合し、財政負担の軽減になるのではないかと思いました。

その実体験でこの質問をする経緯でございますけれども、まず現在の市庁舎、市民センター、巢南公民館、保健センター等に設置されている複合機の台数がいかほどあるのか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ただいまの松野貴志議員の質問にお答えをさせていただきます。

市の主な施設における複合機の設置状況についてお答えさせていただきます。

設置台数ですが、穂積庁舎に16台、巢南庁舎に11台、保健センターに1台及び市民センターと巢南公民館に1台ずつで、合計30台を設置しております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 今、30台とお聞きいたしました。議会や監査の事務局を含めて各部署が25ほどございますので、大体30台ではないかなと推測しておりました。

2つ目の質問に移ります。

全複合機における年間のプリント枚数が一体どれほどあるのか、お聞かせください。また、カラープリントと白黒の比率がどの程度であるか。その割合、もしくはそれぞれの枚数をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 平成30年度の年間プリント枚数は、白黒がおよそ371万枚で、カラーがおよそ21万枚の合計でおよそ392万枚となっております。さらに、白黒とカラーの比率につきましては、100対6となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 今お聞きしたということですが、大体昨年度、400万枚弱ということで計算していきますと、1台にすると年間約13万枚ほど使ってみえるということになります。ペーパーレスの時代を迎えているとはいえ、やはり行政機関という性質上、その使用頻度は高いということでもあります。

また、カラーと白黒の比率も100対6という割合でございますので、比較的カラーの割合は低いのかなというような判断をさせていただきます。

それでは、次の質問に移ります。

複合機にはカウンター料金がついておりますが、白黒及びカラーの1枚当たりのカウンター料金はいかほどなのか。また、年間のカウンター料金の総計など、お聞かせいただければよろしくお願いたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 単価につきましてですが、白黒については1枚当たり2.2円、フルカラーは1枚当たり16.2円で、年間のカウンター料金というものですが、こちらの総額はおよそ1,249万円となっております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 今お聞きしたとおりで、白黒が1枚2.2円、カラーにつきましては16.2円、総額約1,249万円の経費がかかっているという御答弁でありました。

それでは、次の質問に移ります。

複合機本体は、買い取りではなくリース契約なのでしょうか。その場合、1台当たり年間のリース料はいかほどになるのか。年度や複合機によって違いがあるなら、平均のリース料で御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 御質問の答弁でございますが、現在、当市の場合、リース契約ではなくて複合機本体は単年度でレンタル契約を締結し、そのレンタル料については、30台で年間およそ50万円となっております。以上です。

[2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2 番（松野貴志君） 単年度であるという御契約をお聞きいたしました。

それでは、次の質問のほうに移らせてもらいます。

複合機は、その操作やメンテナンスから、同一メーカーのものを使用していると思われませんが、その賃借契約は入札で行われているのか、それとも見積もり合わせのような随意契約で行われているのか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 契約の方法ということでございますが、契約形態は随意契約で締結をしているところでございます。契約対象の複合機は、一応、ICカードの職員証を利用した認証システムにより、職員単位での枚数管理やカラーについては使用枚数制限を設定することができる、そういった複合機となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

[2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2 番（松野貴志君） 複合機の場合は、その契約方法を考えるところであると思います。やはり、誰もが納得するような競争入札が必要ではないかなと私個人は思います。条件つきにしても一般競争入札ができないものか、一度御検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

私が聞いたところによりますと、白黒コピーは現在の単価で見ますと約0.4から0.8円、カラーコピーではカウンター料金が大体4円から8円と。現在聞いている話から考えますと、約4倍ほど違ってくるわけであります。その差額分が、簡単に言えば企業の利益ということになっているわけであります。

現在の市の複合機の契約は適正であると思われまので、質問の仕方が若干悪かったのかなあと私自身も思っておりますが、ただカウンター料金が半分以上、企業の利益であった場合、業者はそれに見合う業務をしっかりと行っているのかどうか疑問に感じましたので、そういった意味で契約額が適正と思われまするかという質問をしたかったというわけであります。

若干、御答弁しにくい質問かもしれませんが、そういった意味でこういった契約額が適正であるかどうか、部長の感じるところを御答弁いただければ、お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 一般的な企業では、複合機の必要な機能、予算、保守サポートを考えていると考えます。金額を比較する場合は、リース料とカウンター料金の合計を比較する必要があると思いますが、当市の考え方としては、金額のほかに印刷枚数の削減ということやセ

セキュリティー対策も大変重要視しているところから、このような契約形態となっているところでございます。その点について御理解をお願いしていただきたいというところと、引き続き、行政として経費削減、印刷物による情報の取り扱いにおいては、使用枚数の削減やセキュリティー対策に努めていきたいと考えております。以上です。

[2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 大体、どの自治体さんも同じような方法で複合機のほうは導入されているかと思えます。保守サポート、セキュリティー対策等を含めても、近年、販売メーカーが必要な価格のみをカウンター料金として、複合機の本体価格で利益を得るといふ、いわゆる市場を広く求めた薄利多売型のビジネスモデルが出てきております。

そこで、複合機に関する最後の質問をさせていただきます。

契約時には、複合機の本体価格に目が向くわけではありますが、実際には使用枚数が多いところはカウンター料金が経済性を左右すると。仮に、1台200万円の機器を半額の100万円で提供されても、5年リースであれば年に20万円の削減にしかありません。カウンター料金が現在の2分の1から3分の1になれば、年間数百万円、場合によっては数千万円の経費削減につながるものと思えます。複合機の本体価格が高くて、全体的に大幅な経費削減になるというふうを考えます。

先ほども申しましたが、白黒0.4円から0.8円、カラーが4円から8円の時代でありまして、そういったビジネスモデルの企業がどんどん出てきております。これにつきましても、一度検討していく価値は十二分にあると思われまますので、執行部の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 現在、複合機と連携したデータ管理ソフトによるペーパーレスの仕組みや認証システムによる職員単位での枚数管理や使用枚数制限を設定することができる情報セキュリティー機能等を持った複合機ということでレンタル契約を行っております。

ただですが、今後はこうした条件で提供が行われることも含め、議員が提案する長期でのリース契約も調査、研究していくことが重要だと考えております。また、現在の契約業者とも、使用枚数の変化に伴う内容の相談や価格交渉もしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。以上です。

[2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） こういった日常的な機器につきましては、メンテナンスの対応、またパソコン等の機器対応も含めての考えとなってきますので、身近な企業のほうが確かに利便性は大きいものがあるかと思えます。

しかし、近年ある、こういった新しいビジネスモデルにつきましては、複合機そのものの不備に対してはおおむね約2時間、遅くとも半日あれば、メーカーが直ちに直していくということになっております。

ぜひ、経費削減と維持管理の両面から御検討いただきまして、少しでも有効な取り組みをしていただけるようお願いを申し上げます、次の質問に移ります。

防犯について、お聞きいたします。

まず最初に、防犯カメラの設置について質問をいたします。

近年、犯罪情勢と言え、今の時代をあらわすかのようなサイバー犯罪、電話詐欺などが目立ってきております。やはり、今も昔も変わらず多いのが窃盗であります。そして、傷害や暴行といった粗暴犯もあります。

ここで、当市でも中学校内の窃盗や野田橋の窃盗などが記憶に新しいところではありますが、犯罪というのはいつ、どこで起きるのかわかりません。どこでも起こり得る可能性はあると思います。それだけに、防犯対策は重大な課題であるかと思っております。

市は、防犯対策の一環として、防犯カメラを積極的に取り入れられております。保育園や学校、教育現場においては既に設置されているとお聞きしております。また、公園に対しましても順次設置していくという方針とお聞きしております。

防犯カメラは、犯人の検挙だけでなく、犯罪の抑止力にも非常に効果的であると認識いたしますが、今後新たに防犯カメラの設置を計画している施設があれば、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの防犯対策の御質問に対して、教育委員会に関係する施設等の防犯カメラの設置についてお答えします。

本年度末までに、全ての保育所、幼稚園、小・中学校、図書館、市民センター、巢南公民館、糸貫川運動公園、弓道場、生津スポーツ広場等に設置されます。

今後の設置計画としては、次のように考えています。

2つありまして、1つは放課後児童クラブ、もう一つは教育支援センターでの設置です。

対象となる場所は、南小学校区と牛牧小学校区にあります、学校外で行う放課後児童クラブの施設となります。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 昨今のマスコミ報道を見てみましても、事件・事故は非常に防犯カメラの映像が証拠になって、その解決につながっているということは、これは誰も異を唱えないというふうに考えております。

今年度より、都市公園に防犯カメラを設置する事業に着手しておりまして、馬場地内の馬場

公園、高道公園、それから生津地内の真菰池公園、穂積地区の野口公園、それから祖父江地区の豊かな緑どんぐり公園の5カ所の都市公園に防犯カメラを設置いたしました。来年度も引き続き、現在5カ所の都市公園に設置する計画をしております。順次、都市公園には整備を進めてまいりたいと考えております。

また、公園以外では、主に樽見鉄道沿線にあります高校の学生さんたちが特に利用されている樽見鉄道駅にあります市管理の駅前広場や駐車場・駐輪場に、施設管理及び犯罪抑止の観点から、来年度、美江寺駅、横屋駅、十九条駅に設置検討を今考えておるところでございます。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 企画部市民協働安全課が管理しておる施設におきましても、犯罪の未然防止、犯罪に対する抑止力の向上などを目的に、来場者に多くの小・中学生が含まれるコミュニティセンター、牛牧南部コミュニティセンター、本田コミュニティセンター、牛牧北部防災コミュニティセンターの3施設の防犯カメラの設置を計画しているところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 今お聞きしているだけでも、市の管理される施設、広場等、またコミセンも含めてとなってきますので、相当数の台数が設置されていくということであります。

確かに、カメラはつければそれなりの抑止力という形になっていくかと思いますが、次の質問に関しましては、企業さん、飲食店さんについての質問をさせていただきます。

防犯カメラというのは、公共施設だけではなく、企業や飲食店など数多く整備されていれば、より効果的となるわけであります。しかし、幾ら企業の社会貢献が叫ばれる昨今とはいえ、強制的に設置をさせるわけにはいきません。やはり、企業が防犯カメラを設置しやすい環境の整備が必要であるかと考えます。それには、設置に対して金銭的な補助が一番の近道ではないかと思っております。

経済産業省の助成金メニューに、この防犯カメラの設置があったと記憶しておりますが、このような国の補助金活用が企業だけではなく、地方自治体にとっても最も有効であると考えます。

今も経産省の助成が継続されているかどうかはわかりませんが、こういったメニューがある場合は、市が素早く情報収集をし、そして商工会や企業団体に周知することが大切かと思えます。

そこで質問いたします。このような助成金制度を積極的に周知し、防犯カメラの設置を促す取り組みはしてきたのか。また、今後の取り組みをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、議員から御紹介がありました助成金制度でございます。経済産

業省のものですけれども、この助成金制度は商店街という、〇〇銀座商店街とか、よく全国にありますよね。ああいう商店街を対象に、通路のところに防犯カメラを設置するというものがございます。

議員がイメージしている今のイメージというものは、個別の飲食店だとか市内にある事業所単位で防犯カメラをつけられないかという広域的な考え方でございますが、こういうものは今のところ補助制度はないんですね。

よって、私どもは今のところ、商工会や企業団体への周知・設置を促す取り組みは、現在のところやっていないというのが現実でございます。個別の事業者への補助制度が創設されましたら、いち早く紹介させていただきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） もし公共助成金等がまた今後新たに設定されてきた場合は、なるべく早い段階で情報を収集していただきまして、商工会や企業さんのほうに紹介をしていただきたいと思っております。今後とも、市の積極的な取り組みを期待するものであります。

では、次の質問です。

近年、あおり運転など交通ルールを無視したドライバーの行為が問題視されております。それに伴う事故や事件がマスコミで毎日取り上げられております。そこで活躍したのがドライブレコーダーであり、その重要性が広く認識されてきております。

そこでお尋ねいたします。行政の観点から、ドライブレコーダーのメリット、デメリットはどのように捉えているのか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 行政の観点からの御質問でございました。何よりも、安全で安心なまちであるということが行政のほうとしては使命として努めていかなければならないことと思っております。

ドライブレコーダーなどにより、市内の犯罪や事件・事故の抑止が図られることになれば、治安維持にとっても大きなメリットになるものと考えております。

なお、ドライブレコーダーにおけるメリット、デメリットのことでございますが、犯罪に関する動画が、例えばどなたかがドライブレコーダーを持っていて、その事件に遭遇したという場合ですけれども、警察が撮影をした車両の特定がなかなか難しいということとか、運転手さん自身が撮影した事実に気づいていないということになると、映像はどんどん上書きされて消えてしまうということになってしまうので、その点に関してはデメリットではないのかもしれませんが、そういう点があるということは言えます。

ただ、これは事件・事故の対応についてですけれども、情報をつかんだ方の勇気ある申し出

が必要となりますので、こういうドライブレコーダーをつけて、市民全体となつての防犯活動、犯罪の抑止ということにおける防犯意識といいますか、そういう機運が必要となるということを考えています。

当然、メリットはいかなるところでも、うちのほうでは今のところは市の施設でメインにつけております。全部の施設に、全部のところというわけにはいきません、個人情報もあります。ですから、皆さんの協力をもってというところがメリットになってくるとは思っております。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） デメリットというデメリットは、私個人としては存在しないと思っております。メリットのほう非常にすぐれているという点でいきますと、事故の状況の記録、車上荒らしなどの防犯対策、あおり運転対策や安全運転意識の向上など、多くの利点があると、これは警視庁のほうでも出てきております。

ただ、余りに安いドライブレコーダーを取りつけますと、電磁波対策が十分ではなく、カーナビやカーオーディオに影響があると聞いております。いずれにしても、非常にメリットは大きいかと理解しております。

次の質問です。

公用車のドライブレコーダーの装着率をお聞かせください。また、あわせて今後の装着方針があれば、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ドライブレコーダーの公用車の装着率ということでございますが、当市で本年5月に公用車ドライブレコーダーの設置及び運用に関する要綱を定めさせていただきました。市では、現在51台の公用車を所有しておりますが、そのうちの現在は3台にドライブレコーダーが装着済みとなっており、そのうちの2台は今年度の購入時に装着したものとなっております。

今後の装着方針としましては、市が所有する車の約半数が10年を経過しているというところを考慮し、今回のように公用車の更新時期に合わせて設置していくということとしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 公用車に対する装着でございますけれども、事故等の責任所在の明確化にもつながりますし、もちろん治安の維持にもつながります。ぜひ、全公用車への装着を速やかに行っていただきたいということをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、ドライブレコーダーの助成金について質問をいたします。

現在、警視庁もドライブレコーダーの設置を幅広く推奨しております。多くの市民がドライブレコーダーを装着すれば、自分自身のためではなく、自宅周辺の治安の維持にも効果があると思います。広域的な事故防止や犯罪抑制につながるものとして、このドライブレコーダーの設置に助成金を出している自治体もあるようです。私が調べたところでは、神奈川県湯河原町、あとは奈良県の五條市、鳥取県でも行っているということでもあります。

特に、交通の要衝である自治体がこの制度を実施しているようですが、当市においてもこの助成金制度を検討すべきではないかと考えております。市の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） ドライブレコーダー設置に関する補助制度を設けている自治体に関しましては、今、議員が御説明されました奈良県五條市と神奈川県湯河原町の2カ所の自治体が行っているということで、状況を聞かせていただいております。

公共施設等の防犯カメラ設置につきましては、所管部におきまして検討し、整備しておりますが、市民の協力も大変強い防犯や事故件数の減に資すると考えます。補助制度を構築するには、さまざまな要件をクリアすることとなりますので、もう少し研究をさせていただきたいと思っております。

この2自治体に聞いたところ、やっぱり人気があります。ただ、予算のこともありますし、導入するときも、もう買ってしまったんだがそういうことはないのかとか、移行のこととかもあります。総額どのくらいにするのか、どのくらいの補助をするのかということ等、いろいろありますし、手続の問題も物すごい手間がかかります。その辺を市民の方に御迷惑がかからないような制度設計をするには大変時間がかかりますので、十分検討し、研究させていただきなあとというふうに考えております。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 私も手元に資料を取り寄せていまして、確かに助成金の要綱を定めていくには非常に大きくいろんな内容が出ております。中には、市内に設置をするとか、また台数制限をかけていくような話も出ておりますし、確かに非常に人気のメニューであるということは私もお聞きしました。

ただ、現在、ながら運転の厳罰化が12月に施行されたということと、また現在、あおり運転の厳罰化も協議されていると。非常に厳しい処罰がついてくるという話は聞いております。

きょう、少し時間がありますので、少し抜粋して読売新聞さんのきのう出た内容を読ませていただきますと、警視庁は道路交通法にあおり運転に関する規定を新設するということでもあります。対象となりますのは、車間距離を詰めたり、割り込み後に急ブレーキをかけたり、危険な運転、相手の車の通行を妨害する目的でこういった行為を執拗に繰り返した場合が想定され

るということでもあります。

ただ、現行法にはあおり運転の規定がないということで、警視庁、警察もこれまで主に3カ月以下の懲役などが科される道交法の車間距離保持義務違反を適用してきたということでもあります。行為の危険性を考えれば、あおり運転を直接罰することができる規定を設けるのは理解できるところであります。

罰則につきましては、1回の違反で運転免許は取り消し、最低1年以上は再取得ができなくなるという見通しであると書いてあります。また、高速道路で相手の車を停止させるなど著しい交通の危険を生じた場合も、規定を設け、より重い罰則を検討するとあります。

厳罰化につきましては、あおり運転を許さないという強いメッセージになると。飲酒運転のように厳罰化をあわせて取り締まりを徹底し、社会の意識改革も進めて事故が激減した例もあると。

課題となるのは、ここからが重要であります。あおり運転、危険運転をどう立証するか。警視庁は、被害に遭った運転手や同乗者の証言、ドライブレコーダーの映像から行為の悪質さ、通行妨害目的を判断するということでもあります。映像など客観的な証拠がない場合は、立証に困難が伴うケースが想定される。免許取り消しといった重い処分が伴うだけに、警察には適正な運営が求められていると。

また、警視庁が実施した免許更新者への調査では、あおり運転、危険運転を防止するための方策として、厳罰の強化のほか、ドライブレコーダーの普及促進を上げる方が多かったと。ドライブレコーダーを装着し、それを示すステッカーを車体に張っておけば、ほかの車にあおり運転を踏みとどまらせる効果もあるのではないかと。鳥取県や神奈川県で購入費の一部を補助して、注目されている取り組みをしているところがあると書いてあります。

各新聞記事があおり運転の厳罰について非常に多く取りざたしております。また、その中には、一部補助をしている自治体については幅広くアピールをいただいているのが現状であります。

このドライブレコーダーの助成、私はふるさと納税を活用してはどうかと考えております。助成金額は、実施している市町に確認しますと上限約1万円あたり。大体、1台当たりで1万円となりますと、これは国税調査データを取り寄せまして確認しましたら、瑞穂市の保有台数は3万5,554台、車があります。そのうち、軽自動車比率が42.2%。さらに、ドライブレコーダー装着率は7%ということでもあります。

ということは、ほとんどの車がついていないであろうと思われませんが、この助成金メニューをやっていく中で、1台1万円、台数で見ますと仮に1,000台、年間で上限を設けてやった場合、1,000万円ほどの補助が必要ではないかなあと思っておりますが、先ほども申し上げましたとおり、警視庁、道交法の改正に伴いまして、各自動車メーカーも過去にエアコンの装備が

オプションであった時代があったかと思います。今では標準装備に変わっております。恐らく、ドライブレコーダーにつきましても、厳罰化にあわせて各自動車メーカーが標準装備化をしてくるであろうと想定されますので、長期的な予算を組む必要はないかと思います。

ですから、年間で約1,000万円程度かかっていく中で、年々助成額が下がっていくのではないかなと私自身は考えておりますので、ソフトな事業になるかと思います。また、年齢問わず、全世帯型の助成メニューとなりますので、こういった子育て支援、また高齢者福祉に対する支援策、サービスだけではなく、全世帯の方々が利用できる助成金メニューが必要であろうかと思えます。

ふるさと納税の寄附項目に市長が必要とする事業がありますが、市長のお考えを最後にお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、財政状況が厳しい中、財源の観点からも御提案いただきまして、本当にありがとうございます。ふるさと納税は、瑞穂市のまちづくりのために使用させていただくものでございます。考え方としては、大変いいことだと考えております。

ただ、ドライブレコーダーのほうですけれども、個人のものになります。いわゆる動産のものになります。今回のドライブレコーダーの運用ということは、その買った方々の自助の部分もございまして、公共の安全に資するというので、勇気を持って意見を出していただく、こういうものがありましたということで名乗っていただくということも必要となります。こういう点で、自助の部分と公共の安全とかの公助の部分が同居しております。個人の動産物に補助金として給付されるということについて、もう少し慎重な議論をしていかなければいけないかなというふうにも考えております。

この財源充当に関しましても、ふるさと納税の基金として該当項目に合致するのか、慎重に財政部局とも研究・検討をしていきたいと考えております。

ただ、議員が言われるように、長くないかもしれませんね。ですから、時限を設けるのか、何かいい考え方でしていくという観点も必要なかなあと思っております。湯水のごとく出すというのではなくて、やはり状況を見ていて切り決めをつけるというところですね、そういうところも必要なかなというふうに考えているということで、もういましばらくお時間をいただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 松野貴志議員の御質問にお答えをいたします。

ドライブレコーダー設置に係る補助制度の創設の御質問であります。財源についても、ふるさと応援寄附金を財源にするというもので、本当に財源まで御提案をいただきまして、本当にありがとうございます。

企画部長からも答弁させていただいておりますが、先進的な補助制度であり、安全・安心という点では、きっと利点が多いと思います。全国的に実施をしている自治体も少なく、実施している自治体では、先ほどもありましたが、多くの反響があり、申請も多いと聞いております。

瑞穂市では、来年度実施したい事業に高齢者の方のアクセルとブレーキの踏み間違え防止装置や、急発進を防止するような安全装置を先に補助していきたいと考えております。今回のドライブレコーダー設置に係る補助制度については、他市の状況を見ながら積極的に判断をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

先ほどの御質問にもありました防犯カメラ、公共施設に順次設置をしております。今後とも、防犯カメラやドローンによる映像やドライブレコーダーも含めた映像社会、映像配信はさらに進化をしていくと考えています。しっかり見きわめた上で、取り入れるものは取り入れていきたいと考えていきますので、よろしくお願い申し上げます。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 最後に市長から御答弁いただきました。恐らく短期的な、仮に実施しても標準装備化がなってくれば、短期的な助成メニューになるかなと私自身も想像はしております。

ただ、やはりあおり運転、また本当に進路を妨害する行為であるとか、中には非常に危険な運転をされる方が時々はお見えになってくる可能性も十二分に考えられます。その際に、事件・事故に巻き込まれてけがを負うというケースも全国的に多く出ておりますので、交通の要衝である当市においても、できる限り早い段階でこういった助成金メニューを活用したような全世帯型のメニューをお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、2番の松野貴志君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をします。11時5分から再開をいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

3番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木君。

○3番（今木啓一郎君） 皆さん、おはようございます。

議席番号3番、創生クラブの今木啓一郎です。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

私の質問は、災害時の庁舎等の停電対策についてと、災害時の情報端末及びSNSの活用についての2点です。

これより質問席に移り、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回、防災・減災をテーマに質問をすることに当たり、まずもって台風15号、19号を初めとする自然災害でお亡くなりになられた方へ心からお悔やみ申し上げますとともに、被災に遭われた全ての皆様にお見舞いを申し上げます。そして、早急なる復旧・復興を願っております。

さて、平成から令和に改元されたことし1年間の間で話題となった出来事や発言、流行などの中から、世相を表現した30の言葉が新語・流行語大賞にノミネートされ、その年間大賞にラグビーワールドカップ日本大会で初めて決勝トーナメントに進出した日本代表のスローガン「ONE TEAM」が選ばれました。また、ほかにも全英女子オープンで優勝した渋野日向子選手に関する「スマイルシンデレラ／しぶこ」がトップテン入りするなど明るいものがあります一方、台風接近に伴い鉄道各社が実施した「計画運休」がトップテン入り、特別警報で警戒を呼びかけるアナウンス「命を守る行動を」がノミネート入りするなど、元号が変わっても自然災害が多く発生したことを残念ながらあらわしています。

このような自然災害により甚大な被害を受けた場合に、想定外、教訓生きずという言葉が繰り返されています。当市においてこのようなことが起きないようお願い、以下の質問をいたします。

総務省消防庁によると、災害対策本部となる庁舎が河川氾濫や津波などの浸水想定区域にあるのは、昨年6月時点で707市区町村、こういった庁舎は非常用電源を屋上に置いたり、危機管理機能を安全な上層階に移したり、また周囲に止水板を設置するなど建物への浸水を防ぐ対策が必要となると指摘されています。

当市の穂積庁舎、巢南庁舎について、浸水想定区域内にあるのか、危機管理機能と非常用電源の設置場所、浸水対策についての現状と、近年のほかの市区町村の庁舎被災を踏まえた対策についてお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ただいまの今木議員の質問にお答えをさせていただきます。

初めに浸水想定区域について答弁をさせていただきますが、新たな洪水ハザードマップによれば、穂積庁舎は3メートル以上5メートル未満の浸水想定区域内に入っているということでございます。

次に、危機管理機能について答弁させていただきます。

危機管理機能については、市の防災計画を具現化するために平成29年3月に組織体制や手順等を定めました業務継続計画、いわゆるBCPというものを策定しております。この計画は、当市が被災しさまざまな制約が伴う状況であっても業務が遂行できるよう、体制をあらかじめ優先順位をつけ業務を整理した計画となります。

また、非常時の穂積庁舎の位置づけとして、災害対策本部として機能し、各部班との連絡調整や人員配置等を行っているところでございます。

続いて、穂積庁舎における非常用電源の設置場所、あと浸水対策についての現状と対策について答弁をさせていただきます。

穂積庁舎では、非常用電源として庁舎の1階にディーゼル発電機1基及び制御盤を設置しており、発電機は一応、地上1.2メートルの高さに設置をしております。現状の穂積庁舎では、これまでの数十年から100年に一度の大雨の浸水深0.5メートル以下に対応できる設置状況となっております。

ただ、新たに当市が発行した洪水ハザードマップでは、1,000年に一度程度の災害規模の豪雨によって河川が氾濫した場合の浸水深として想定されております。1,000年に一度の災害規模の豪雨ということではございますが、議員の指摘されるとおり、災害拠点となる穂積庁舎の非常用電源等については危機管理、災害対策として重要事項と考えております。今後、新庁舎の建設もありますので、そういったことも含め、その対策等については調査・検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 岡田巢南庁舎管理部長。

○巢南庁舎管理部長（岡田 弘君） 今木議員の質問に答弁させていただきます。

初めに、巢南庁舎の浸水想定区域について答弁させていただきます。

巢南庁舎は洪水ハザードマップによりますと、50センチから3メートル未満の浸水想定区域内に入っております。

次に、危機管理機能について答弁させていただきます。

重複するところもありますが、当市の危機管理機能については防災計画を具現化するために組織体制や手順などを定めた業務継続計画を策定しております。この計画は、同市が被災しさまざまな制約を伴う状況であっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ整理したものであります。このときに、非常時優先業務に順位をつけまして、この業務を継続するために作成しております。

また、非常時の巢南庁舎の位置づけは、災害地が限定された災害や市役所からの遠隔地、また災害の規模などにより、警戒本部や現地災害対策本部として機能します。本部の指示に基づき、あらかじめ編成された班体制により現地の情報収集、それから情報伝達や応急対策などを講じてまいります。

次に、巢南庁舎の非常用電源の設置場所、それから浸水対策についての現状と庁舎被災対策について答弁させていただきます。

巢南庁舎は昭和51年の9.12水害を参考に、昭和62年に建設しております。このため、非常用

電源は4階にディーゼルエンジン発電機を1基備えております。制御盤も同様に4階に置いております。1階が浸水しましても2階以上の電源が使用可能で、2階が浸水しても3階の電源は確保できる状態になっております。

また、巢南庁舎は庁舎の基礎が真正面にあります県道路面より1メートル10センチ高くしてありますので、1階のフロア部分は水深が1メートルまでは浸水いたしません。また、1階から2階フロアまでの高さが4メートル50センチありますので、浸水5メートル50センチまでは2階以上のフロアは使用できます。

なお、土のう・ビニールシートなどによる浸水対策を行えば、1階は水深が1メートル30センチまで浸水を防げるものと見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○3番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

巢南庁舎のほうはまだいいのかな、穂積庁舎のほうは大変心配な事態だと私は感じております。

では次の質問に移ります。

東日本大震災などを教訓に、災害対応の拠点となる自治体庁舎の停電対策が進められています。しかし、台風15号における停電の全面復旧に1週間以上かかった千葉県内の31自治体のうち、約4割に当たる12市町で庁舎の停電に備えた非常用電源の備蓄燃料が国の指針の72時間を満たしておらず、数時間の備蓄しかなく、燃料がなくなった庁舎もあると。その主な要因に、多くの市町が建物の構造上、燃料タンクを増設できないなど備蓄スペースが確保できないこととなっていると報道がありました。

そこで、当市の穂積庁舎、巢南庁舎に設置されている非常用電源の備蓄燃料が国の指針の72時間分を満たしていますか。満たしていない場合は今すぐ対応すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

なお、御答弁に際しては、第1問目の御答弁が少しお時間がありましたので、端的にお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、端的にお答えをさせていただきます。

穂積庁舎の非常用電源の備蓄燃料の現状と対策についてでございますが、穂積庁舎の非常用電源の備蓄燃料は72時間を満たしておりません。現在の状況は、常用電源が停止した場合、自動で非常用発電機が作動し電源が確保できるんですが、この非常用発電機には軽油390リットルタンクが装備され、およそ19時間30分稼働することができます。

よって、議員の指摘する国の指針72時間の燃料を確保するには、予備燃料が約1,050リットルで、20リットル缶が53缶必要となり、あわせて定期的に新しい軽油への更新が必要となります。

これらのことを受けまして、今後は早急に市内のガソリンスタンド組合と「災害時における燃料供給に関する協定」を締結して、燃料を確保できる体制を整えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 岡田巢南庁舎管理部長。

○巢南庁舎管理部長（岡田 弘君） 巢南庁舎の非常用電源の備蓄燃料の状況と対策について答弁させていただきます。

巢南庁舎の非常用電源の備蓄燃料は72時間を満たしておりません。現在の状況は、常用電源が停止した場合は自動で非常用電源が作動し電源を確保いたします。この発電機には軽油108リットルを常備していますので、8時間20分の電源確保となります。

国の指針72時間分の燃料を確保するには軽油約940リットルで、20リットル缶が47缶必要になります。また、発電機室が狭いという課題があるということと、あと軽油は劣化するというところで、定期的に新しい軽油への更新が必要になります。

これらのことを踏まえまして、今後は早急に市内のガソリンスタンド組合と「災害時における燃料供給に関する協定」を締結して、燃料を確保できる体制を整えたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○3番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

巨大災害が発生したときの自立型電源の役割は、非常に重い意味を持っていると思ひます。

救助・復興など、地域の災害現場の総指揮をとり、国や関係機関などとの連絡・調整などに当たる災害本部が設置されるであろう庁舎において、ブラックアウトが起きる可能性があるということです。特に今の話で言いますと、20時間あるいは8時間程度ということでありまして、この点、危機感を持って対応していただければと思ひております。

では次の質問に移ります。

千葉県で発生しました地下や河川から水をくみ上げるポンプが停電により復旧しないことを主な要因とした断水被害が長期化しておりました。当市でもこんなことが起きないか、大変危惧しておられます。

そこで当市の水源について、浸水想定区域内にあるのか、建物への浸水を防ぐよう止水板や遮水扉の設置など対応されていますか。また、同じく非常用電源について、現状と対策を教えてください。そして、アクアパーク別府水処理センター、アクアパークすなみ、呂久クリーン

センターなど下水道施設についても同様にお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの今木議員の御質問にお答えさせていただきます。

おおむね10年から100年に1回程度に起こり得る大雨を想定した瑞穂市ハザードマップでは、7カ所ある当市の水源地、また3カ所ある下水処理場、全て浸水想定区域内にあります。

水源地につきましては、7カ所のうち、自家発電設備が設置されている水源地は4カ所あります。全て管理棟1階に設置しております。

また、3カ所ある下水処理場は全て自家発電設備が設置されており、過去の水害を考慮し、最大浸水位以上の位置に設置してあります。

水源地の自家発電につきましては、通常の停電時稼働時間約7時間から12時間を想定しておりますが、昨年9月には台風21号によりまして宮田の水源地が停電しました。そのときは、23時間停電したわけなんですけれども、稼働時間が想定12時間ではありましたが、実際には燃料タンクが満タンであれば24時間程度稼働できることがわかりました。

また、下水処理場の自家発電機の稼働時間につきましては、アクアパーク別府では約4日、アクアパークすなみでは約1日、呂久クリーンセンターでは6時間の稼働が可能となっております。

また、建物への浸水を防ぐ遮水扉や止水板につきましては、7カ所の水源地、3カ所の下水処理場ともに設置しておりませんが、近年の突発的な大雨による洪水などを考えますと、今後の更新時期に合わせて浸水対策を検討したいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○3番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

やはりちょっと下水についてはまあまあという感覚ですが、水源地について断水が起きるといふことに関すると、大変危惧する状況ではないかと私は思っておりますので、その点よろしくお願ひしたい。

では次にお伺いしますが、水道・下水道について、災害時の応急対応、破損した施設や管路を迅速かつ的確に復旧させるための組織体制及び緊急業務を示し、また停電対応についても視野に入れた危機管理マニュアルは既に作成されていますか。作成されていない場合は、その作成予定についてお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 当市では、風水害や地震に対しましては、瑞穂市地域防災計画、瑞穂市業務継続計画、いわゆるBCPですが、あと職員災害時行動マニュアル、職員用風水害タイムラインなどを作成しておりますので、今までの災害時にはこれらのマニュアルに基づき

対応してまいりました。

水道事業、下水道事業につきまして、災害想定ごとの個別の危機管理マニュアルは作成していません。しかしながら、近年頻発する災害に対し、よりの確に対応するため、防災部局と協議しながら公共施設全般について危機管理マニュアルの作成を検討していきたいと考えております。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○3番（今木啓一郎君） 災害が起きた場合、やはり水と下水道というのは大変重要なインフラになってきます。それについての危機管理マニュアルはやっぱり必要になると思いますので、何とぞ早急に着手していただきたいと思っております。

では次、排水機場についてお伺いします。

浸水により、排水機ポンプの故障が同じく台風19号において発生しております。そのような事態に至らないように、排水機場の建屋に遮水扉や防護柵を設け、電気系統の設置位置を高くするなどのことが求められていますが、市内にある排水機場は万全でしょうか。お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在、市が管理しております排水機場は3カ所ございます。そのうち牛牧排水機場につきましては現在、国の河川改修事業に伴い更新・整備が進められているところでございます。

新しい排水機場には非常用自家発電機は設置されていますが、現在の牛牧排水機場とその他2カ所の排水機場には非常用自家発電機は設置されておられません。

花塚の排水機場と別府の排水機場はそれぞれ平成23年度、平成24年度に更新をされていますが、建てかえ前の両排水機場の過去の最大の浸水実績に基づいて電気設備設置高さが決められていたこともありまして、建てかえの際にもその高さを採用しているところでございます。

そのため、昨今の豪雨時の浸水深さの確認を行いながら、その結果、必要に応じて機場内操作盤のかさ上げや止水扉設置などの対策の検討も進めてまいりたいと考えております。

また、現在ある牛牧排水機場は他の2つの排水機場同様の設置の仕方がされておりますので、新しい排水機場に切りかわって稼働するまではいましばらく時間を要すると考えられ、他の2カ所の排水機場と同様の対策は、更新が目の前にしておりますのでなかなか難しいかとは思いますが、その間、緊急時には国土交通省による排水ポンプ車の支援を受けることも選択肢の一つとして考えておるところでございます。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○3番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

ただ、排水機場というのは大変重要な施設だと思います。なので、対策がおくれれば万が一の場合の被害が発生・拡大すると思いますので、前向きに早く対応をとっていただければと思っております。

では次に移ります。

地震・台風などの災害が起きた際、学校の体育館などの公共施設が避難所となります。避難所での生活には、生命維持のため食料や水などの物資が必要ですが、それ以外に照明、空調、情報通信といったインフラ機能用の電気・電源が必要となります。

そこで、避難所での電源確保対策として、非常用電源となる発電機や蓄電池などの備蓄状況と、市として貸し出し用に所持している発電機の数をお教えてください。また、今後の対策についてもお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今木議員の御質問にお答えいたします。

小・中学校及び朝日大学の避難所には、避難所初期段階での非常電源として、それぞれ設置している備蓄倉庫内に4台ずつ発電機を配置しております。

また、それ以外に穂積庁舎など5カ所で計26台を備えておりますが、これらは平常時は市の行事や自治会への貸し出し用に使用しており、非常時は各避難所などの必要な場所へ配置することを想定しているものです。

続いて蓄電池につきましては、穂積庁舎（市民協働安全課）に2台、巢南庁舎に1台、牛牧北部防災コミュニティセンターに1台と、合計4台設置しており、瑞穂市災害対策本部などが設置されたときに、通信機器などの室内用非常用電源としての利用を想定しております。

これらの発電機や蓄電池については、市全体に災害が発生した場合については、全ての電力を賄うのは当然無理でございますので、関係機関や電力会社などに協力を要請して電源確保に努めます。

先般リース会社のほうと提携を結びまして、非常用電源、発電機なんかのリース、早く有事のときには貸してもらって提携も進めております。

また、地域の防災力向上のために、各自治会や自主防災組織が防災資機材の整備を進めやすいように費用の2分の1を補助する市の補助制度を設けております。発電機も防災資機材の一つになりますので、この補助制度を活用していただければ幸いです。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○3番（今木啓一郎君） 御答弁のとおり、公助の面から避難所防災倉庫に防災資機材や備蓄品

の充当をさせていただくんですけど、それが十分であることはできないと思います。限界があると思います。

そのため、先ほど御答弁がありました。共助である自治会、自助として事業者を含む市民の方にも発電機や家庭用蓄電池など、非常用電源の確保について各自対応していただく必要性が大変高いと思います。その点について、何か助成するとか補助をするとかといったことを考えて、市としてどのように考え推進されていくのかお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 自治会においては、先ほど御回答させていただいた市の補助制度を活用していただいて発電機等の整備を進めていただきたいというところがございます。

各個人におきましては、発電機を用意しておくことは金額的にも厳しいと思います。大容量にはなりません。個人の方でありましたらハンドル式の手動で電気を起こすものとか、ラジオや乾電池式のライト、スマートフォンなどの電源になるモバイルバッテリーなどを備えていただくことが自助の範囲でいいかなあというふうには有効であると考えております。

これらのやはり公助、自助、共助とありますよね。その中の自助の範疇との見解もやっぱりありますので、今のところ補助制度等の制度創設は考えていないというのが現状となっております。

まずは、私ども公共の立場から言いますと、自治体とか連合会とか、そういう公共の場へまず設置をしていくということから始めないと、財政の関係もございますので、そういうわけにはいきません。ですから、皆さんにひとしく助かるようなということをまずは優先したいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

なお、市内には太陽光発電パネルを屋根に設置されている個人の方や事業者の方もおられます。ある自治会におきましては、その地域内にあるパネルを持ってみえる事業者の方と提携を結ばれまして、直接スマートフォンだとかそういうときの有事のときに配電盤から100ボルトをもらえるというような提携をされているということもございますので、参考となればと思ひまして御紹介をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○3番（今木啓一郎君） 太陽光パネルの件、ありがとうございます。そういったこともお互いということで広がればいいかと思っております。

ここまで庁舎などの停電対策についてお伺いしました。さまざまな防災拠点における非常用電源の設置状況に課題が残されている原因の一つに燃料の保存、非常用電源である発電機のメンテナンス、こうした負担の問題があるとされています。

そこで、こうした負担を軽減するために、非常電源が平時も使えることが重要であると考え

られております。その平時も使える手段の一つに、松野議員の質問の中にありました、51台ある公用車を、多分これガソリン車だと思いますが、電気が充放電できるEVあるいはPHV車に順次移行すれば、非常時はそのEV・PHV車が移動用電源となり電力供給の役割を果たすことができます。これはとても有効な手段であると考えますので、今後の公用車の買いかえのときにはそういったことも御検討いただければと思っております。

また、非常時にこのような充放電ができるEV・PHV車を活用し、長時間使用可能な電力を確保できる充放電スタンドと蓄電池を一体化させたシステムが開発されているようです。一度検討いただき、今後非常用電源の入れかえ・新設をされる場合に、特に避難所となる小・中学校あるいは朝日大学におかれましては、従来の非常時に使用することを念頭に置いた対策だけではなく、平時もできる負担が軽減され、災害時には非常用の自立電源として使用できるという2方向からのアプローチが可能なツーウエーの柔軟な考えを持ちながら進めていただきたいと思っております。何とぞそういった観点から、費用対効果ということではあるけれどもお願いします。

この点については要望ということにしておきますので、何とぞ車の買いかえのときは考えてください。

では、これより災害時の情報端末及びSNSの活用について伺います。

さて、先般大阪北部地震で甚大な被害を受けた茨木市へ総務委員会として視察研修に赴き、地震概要、地震発生時の対応、そしてこれまでの取り組みや今後の対応を伺ってまいりました。

その中に、避難所に情報端末であるタブレットとプリンターを持ち込んだところ、災害本部からの多岐にわたる指示や情報を適宜プリントアウトし掲示・配付することにより、避難所におられる方や訪問される方に重要な情報を効率的に伝達し、スムーズな避難所運営ができた。今後はタブレット、スマートフォン、情報端末の導入をしていきたいという説明がありました。

そのことを踏まえ、以下のことについて質問をさせていただきます。

当市の防災・災害対策としての情報端末、タブレットなどの導入状況とその活用実績、また平常時の利用状況についてお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 企画部市民協働安全課におきまして、平成31年1月にタブレット9台を導入しました。災害等の場合につきましては、今年度であれば、台風第19号の接近に伴い市役所内に警戒本部を設置しましたが、警戒本部にタブレットを持ち込み、職員による市内巡回時の情報収集や各関係機関からの情報収集に活用を行いました。

なお、災害時に避難所が開設された際には、福祉部門から各避難所への医療派遣チームの要請や情報発信などに利用することを見込んでおります。

今後につきましては、インターネット上のものですがLINEとかSkype、これは電話

のもので、インターネット上でお話ができる電話のソフトの情報共有アプリなども利用して、関係機関との情報共有などの活用を見込んで研究しております。

もう一つの質問です。平常時の利用状況についてです。

防災事務以外にも、交通安全事務とか消防関係、特に消火栓の工事などにおいて現場確認が必要となっておりますので、この場合に使用しております。他の部署になりますけれども、イベント「ふれあいフェスタ」会場で、健康福祉部のほうで健診申し込み手順の仕方をPRする健康ナビというのが今ホームページにもありますが、インターネット上で申し込んでいただくものがあります。そういうものの普及のためにタブレットを持って行ってイベント会場で説明したりするという使い方しております。

外国人宅を訪問した際に、通訳機能のアプリを落とし込んで事務手順を説明して加入していただくとか手続をしていただくとかという、窓口から出て外へ向かってという手続の事務を行っているものにも使っております。

以上、主なところの使い方等々の説明でございます。よろしくお願いたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○3番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

茨木市において、避難所である小学校に情報端末であるタブレットを災害時に配備するに当たって、タブレット本体価格に加え、インターネットに接続するための月額通信料などの維持費を考えると、災害時以外の平常時の利用方法が費用対効果から課題になるということもありました。

今の御答弁によると、災害時以外においてはそういったイベントとか消防のほうで使っているようでございますが、私としては、点々と使われるということでその所有の場所がわからないので、今9台あるタブレットについては、できれば市の幹部職員に貸与して日常業務に使用し、災害時には緊急用、あるいはイベント時にはイベント用として使っていただければなという考えであります。

また、ただいま私ども議員にはタブレットが貸与されていますが、執行部には貸与されていません。そこで、執行部である市長、部長、課長級職員用のタブレット端末を購入し、平時には日常業務、定例議会や委員会などの議員などとの会議で利用し、ペーパーレス化や情報共有のスピード化、会議運営の効率化などを図りつつ、災害時にはこれらの一部のタブレットを避難所である小・中学校に配備し、避難所運営に活用することを視野に入れていきます。執行部のタブレット導入について、どのようなお考えであるかお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、企画部市民協働安全課にて活用しているタブレットについては、

先ほどの御説明の仕方では活用状況となっておりますので、常時全てのタブレットが使用されているわけではありません。他部署との関係も含めて、効率的に利用を図っていききたいなあということでは考えておるところでございます。

なお、議会に関係するところにつきましては、庁内のネットワークシステムとかセキュリティーポリシーの構築、そして議会資料の電子上での執行部内での配信ルール等の文書管理上の整備、加えて通常業務の使用と議会日程が重なった場合の対応ルール等々も内部では調整しなければなりません。今回の御意見を踏まえまして、総務部と検討して、いい道がないか探ったいはいきたいなあというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、私からはタブレット端末における日常業務での使用について答弁をさせていただきますが、現在、市では職員に1人に1台、卓上で用いる一般的なノート型パソコンを貸与し、昨年度から本年度にかけ職員全員のパソコンの買い換えをしたところでございます。

そこで、職員のタブレット端末の導入ということでございますが、タブレット端末は卓上で用いる一般的なノート型パソコンと比べて非常に持ち運びが簡便、さらに携帯性が高い、起動が早い、直感的な操作ができる、専用のストアからタブレット用の特化したさまざまなアプリを利用できるというメリットがございます。

ただ現状では、職員のタブレット端末ということになりますと、セキュリティーポリシーとの、先ほど企画部長からもありましたが、そういった競合や端末管理の問題等、現実的に検討を要すると考えておりますので、タブレット端末による平常業務での使用は現在行政パソコンがあるため、その機能等しっかり分化させて検討していく必要があると考えております。

また、職員の場合はさきに述べさせていただいたように、既存の庁内パソコンを活用できる場合もあります。タブレット端末を導入すること自体が目的となって不必要な投資を発生させないように、十分に検討していく必要があると考えております。

ただ現在、議会でタブレット端末を導入しております。議会での議員と執行部との議案データ等情報共有、さらに円滑な議会進行といった、議会だけに特化した活用としては研究していく必要があると考えていますので、議員提案の災害用のタブレット端末を議会で活用していくことについては、先ほど企画部長もありましたが、企画部と調整し試行的に活用をまずは考えていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○3番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

ただやはり、先進事例と言ってはあれですが、経験された茨木市におかれましては避難所運営にタブレットはとても有効であったということを踏まえ、市としても再検討いただければと思います。

では次に移ります。

台風19号の際、多くの方が自分が住む地域の避難状況、川の水位、台風に関する情報を求め市区町村のホームページにアクセスされ、その殺到により、関東から東北にかけて少なくとも11の都県、合わせて53市区町村でホームページがつながりにくい状況になったとの報道があり、そのようなアクセスの殺到による負荷の軽減対策方法として、ホームページから通信容量が大きい動画や画像を取り除き、文字だけの情報を表示する災害用のホームページに切りかえたり、非常用のサーバーに切りかえたりする方策があります。

そこで、当市の災害時にホームページに通信が集中した場合を想定した対策及びその見解、また現在のホームページ用の洪水や地震に関するハザードマップのデータが約30メガバイトと非常に重いと思います。それらについて、簡易版の追加作成をされる考えについてもあわせて御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 瑞穂市のホームページ更新に使用しておりますCMS、コンテンツ・マネジメント・システムと言いますが、各課から画面から見てホームページをこの画面をつくるんですけど、一定のルールがありまして、ばらばらにつくっちゃいけないということで、そのソフトを使うと一定のルールができてつくりやすいということになっています。だから一定のフォームでつくるということができます。そういうシステムのことをコンテンツ・マネジメント・システムと言います。これを使ってつくっています。

災害時にアクセス集中を想定しまして、災害時用のホームページへの切りかえ機能がこのコンテンツ・マネジメント・システムにはついております。ですから、この間の議員が言われたように、殺到したときには1ページ当たりのデータ量を下げるということで自動的に変わると、設定をして変えるということになります。

平成30年7月豪雨で被害を受けました倉敷市でも、この瑞穂市と同じCMSというシステムを使っております。災害時用のホームページへ切りかえて対応されたということを聞いております。

まだ当市では実際に切りかえて、そちらのほうを市民の方が見た、市外の方が見たというアクセスを体験しておりませんので実績がないんですけれども、災害時用のホームページへの切りかえマニュアルを作成してありますので、それに基づいて対応する予定となっております。

続いて、洪水ハザードマップのデータ容量が重たい、いわゆるデータ量が大きいということですが、ハザードマップが住宅や道路などを表示した地図に色塗りを行っていること

から、仮にデータ容量の軽量化を図りますと、いわゆる皆さんがよく言う絵が粗くなるという状況になるのですよね。このような状況となって下地の地図が不明確で、場所を特定することが困難となることも予想されます。それで、見ていただく際にお待ちいただく時間ができてしまいますが、要は読み込むのにデータが重いので時間がかかるのですよね。そういうストレスもあると思うんですけども、データを作成し直すタイミングまでは、ちょっと現状のマップを掲載させていただきたいと思っておりますので、またシステムが変更になるときに、もう一度その辺は見直させていただきたいと思っておりますので、御了承願いたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○3番（今木啓一郎君） データについては、平常時であれば待てますけど緊急時等に関してはやっぱり殺到しますので、その点重々お考えいただければと思っております。

では最後の質問に移ります。

災害時における行政からの情報発信としては、災害情報共有システム、Lアラートというものですが、あと防災行政無線、緊急情報メール、ウェブサイト、いわゆるホームページなどさまざまな情報伝達手段が利用されています。

一方、近年一般市民がフェイスブック、ツイッター、LINEなどのネットワーキングサービス、いわゆるSNSを活用し、時々刻々と変化する情報を数多く発信しています。これらSNSにより発信される情報は、災害現場またはその周辺から発信される場合や、災害発生直後、場合によっては災害発生前後の時間経過にあわせて発信されるなど、臨場感、即時性を有する貴重な情報源であると言えます。

このため、SNSにより発信される情報をうまく収集し、分析・活用することにより、市民に対する避難指示や被災者への支援などに関し、より効果的な対応につながることで、内閣官房情報通信技術総合戦略室ではそのような見解を持たれているようでございます。

実際、台風19号において大きな影響が出た東京都世田谷区では、台風の2日前から災害本部を立ち上げるなど早目の準備を進めて、区民にはホームページを通して防災情報の確認を呼びかけておりました。ところが、台風が目前に迫った当日の午前中、突然ホームページがシャットダウンし、防災無線で放送を流しましたが、雨や風が強まる中、聞こえないという苦情が相次いでツイートされておりました。そこで、情報を伝えるべく公式ツイッターのほか、区長みずからツイッターを使用し、本来はホームページに掲載するはずの情報を発信していたということがございます。

当市には「みずほ市民メール」がありますが、返信機能は今のところございません。一方的に情報を発信するのみとなっています。

そこで、当市としての災害時のフェイスブック、ツイッターなど双方向性のある情報伝達が

できるSNSの活用について、どのようなお考えをお持ちであるかお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）は双方向性の情報発信ができるコミュニケーションツールとして確立しているところでございます。

市から発信する防災情報などにつきましては、防災行政無線、防災ラジオ、市民メール、瑞穂市ホームページで行っているところではございます。これに加えて広報11月号にも掲載しておりますが、今月より登録をされればLINEでの情報発信も可能になったところでもあります。LINEを入れたことによって、若い世代の方が使いやすいというところを狙って入れております。

市からの情報は市民への一方通行型ということでありまして、発信のみの情報伝達ツールとなっております。いわゆる市民の方からの情報はこちらのほうには受けることができないというような一方通行型のシステムばかりなんです、今のところは。

市役所が市民からの情報を収集する方法としましては、現時点ではいわゆる昔からある電話、ファクス、そしてホームページのフォームがあるんですけども、そういうところに書き込んでいただくというメール配信による情報伝達をしていただく以外の方法は行っていないのが実情となっております。

災害時のみならず、平常時も活用できる双方向性のコミュニケーションツールを導入することにおいては、市民から各種膨大な情報が入りますので、私ども庁舎、各課との情報伝達の仕組みづくりとか情報の処理体制、それを受けた後どうやって即処理していくのか、そして加えて市からの情報発信の仕組み等を根本的に変えることとなりますので、既存の情報発信ツールの廃止を含めて抜本的な見直しが必要となるということになります。

また、飛び込んでくる情報の信憑性の判断とか、いわゆるフェイクニュースというものもありますので、そういう防止も検討しなければならないということになります。相当なシステム開発、導入経費もかかることが想定されるので、よくよく注意して検討する必要があるというふうに認識しております。

さまざまなシステムがありますので、このさまざまなシステムというのは何かといいますと、今各自治体が総合的に地図情報だとかSNSだとかを設けて庁舎内で全体的に管理するというシステムをつくっているところもあります。瑞穂市にとって独自の一番適した情報の収集・配信について研究し、また開発が必要なのかというような判断を要する事項が多いということになりますので、丁寧な調査とか研究をしていきたいと考えておるところでございます。

今のところは、ちょっと議員御指摘のとおり一方通行型なので、反省するところが多いんですけども、なかなかうまくいっておりませんが、何とか新しいシステムの研究も始めていきたいなあというふうには思っております。以上です。

[3 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○3番（今木啓一郎君） 御答弁のありましたSNSについては、確かに正しい情報かどうかを見きわめるのが大変重要なことになっていきますが、実際、長野県の事例でございますが、台風19号の際、ツイッターで救助要請を収集し、約50件の救助をされたということがございます。ですから、当市にはまだ公式フェイスブックやツイッターがございません。それをつくるのはそれほど問題はないかと思っていますので、そういった点でハッシュタグ救助とかそれを取り寄せれば、そういったふうな膨大な云々ということはないと思いますので、一度そういった公式フェイスブック、ツイッターについて前向きに御検討いただければと思っております。

自然災害は、事前の備えによりそのリスクや被害を軽減することが可能であります。漏れない事前準備と点検をお願いします。

また、非常時に使用することを念頭に置いた対策だけでなく、平時に利用でき、負担が軽減されるという視点を持ったツーウェイである柔軟な考えも持った対策をお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、3番の今木啓一郎君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。13時30分から再開をいたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時30分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

10番 若井千尋君の発言を許します。

若井君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井でございます。

藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、12月4日、アフガニスタンで長年現地住民の生活環境の改善に多大な御尽力をされた日本人医師の中村哲さんが、現地で襲撃され亡くなられたとの訃報にとっても衝撃を受けました。皆様も御承知のとおり、中村医師は福岡のNGOペシャワール会の現地代表で、アフガニスタンの貧しい人々を助けるために支援を続けておられました。100の診療所より1本の用水路をと、医者でありながら乾燥地帯で貧しい土地をかんがいによって200万人の雇用を生み出した方でございます。200万人の雇用というのは、当時のアフガニスタン人の15%、1億2,600万人の日本の人口での15%といえ、1,900万人の雇用がなされた数になります。衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

今回の私の質問は、大きくは2点、最初の質問は、本年11月6日付の日本経済新聞での記事で、中国の環境規制が日本の古紙のリサイクルシステムを揺さぶっている。日本の古紙を大量

に受け入れてきた中国が、廃棄物の輸入ゼロを掲げて輸入を制限、行き場を失った古紙が国内にあふれている。模索する東南アジアへの販売開拓も容易ではない。世界的に景気が減速し始めている中、輸出を前提とした資源リサイクルは岐路に立たされている。もう置く場所がない。これは古紙問屋の栗原紙材、東京荒川にあります。その新田事業所、群馬県太田市には段ボールなど古紙1トンを圧縮しこん包した山3,000本が並ぶ。通常の6倍だ。倉庫に入り切らず、5月から野積みも始めた。東日本大震災があった2011年以来だという記事の内容と日本のリサイクルが揺らぐとの見出しに、私は今の時代、環境問題が大きく議論される中で、再生できる資源はしっかりと再生し、限りある資源を大切にしていけるシステムが当然潤滑に行われていると思っていました。特に専門の業界での現状を知る中で、古紙があふれていて資源ごみがうまくリサイクルされていないとの報道に、本市としての古紙資源のごみ化に対する危惧と、小学校などで行われている廃品回収等の活動への影響はないものかといった観点から、環境教育の衰退について伺います。

2点目は、65歳以上の高齢者人口がピークを迎える2040年に市町村はどう対応すべきか。決して遠い将来のことではなく、JR穂積駅を中心に圏域15万人の中心を担うべき20年後の瑞穂市をどのようなビジョンをもって迎えていくのか。この春に市長になられましたが、長きにわたり行政職に携わっておられ、見識の高い森市長に伺ってまいります。

以下は質問席にて質問させていただきます。

古紙資源のごみ化に対する危惧と環境教育の衰退について。新聞の記事の続きでございますが、国内古紙卸と製紙会社の段ボール古紙などの合計在庫能力は145万トンとされているが、9割近くに達している。在庫増の最大の理由は、中国が2018年6月、2020年末までに固形廃棄物の輸入をゼロにする目標を打ち出し、輸入を絞り始めたことだ。古紙は2000年ごろから回収量が国内再利用量を上回る状況が続く。企業や住民のリサイクル意識の高まりや自治体の積極的な回収など地道な取り組みの結果だ。国内で使い切れない分は輸出することで再循環の仕組みを維持してきた。足元、国内製紙各社も輸出価格により高値で古紙を買い支えるが、輸出低迷が続く国内製紙各社の買い値も引き下げられれば、古紙回収システムは崩壊しかねない。さらに、輸出価格の下落がとまらない。輸出が好調だった18年秋に一時1キロ30円を超えた価格は、現在5円程度まで下落。国内在庫を減らすために赤字輸出を余儀なくされているとの新聞がございました。

私は、業界がこのような状況であることを全く知らなかったわけですが、全国的に古紙原料の余剰により古紙価格及び流通量が暴落の現状。この状況を踏まえ、古紙業者からの資源回収実施団体への金銭的還元が厳しくなると予想されますが、まず初めに、本市において奨励金交付実施団体の現状について伺います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、若井議員の御質問にお答えいたします。

奨励金の交付団体につきましては、平成30年度の実績で申し上げますと、小学校が3校、中学校1校のPTA及び一部の子供会が5団体となっております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 瑞穂市資源類集団分別回収奨励金交付要綱、これは平成15年5月1日の告示第44号でございますが、この目的は、第1条として、この告示は廃棄物を資源化し、再生可能な資源の分別回収を実施している団体に対して、資源類集団分別回収奨励金を交付し、ごみ減量化を図ることを目的とするというふうになっております。

対象団体は、第2条として、奨励金交付の対象となる団体を1. 子供会、2. PTA、3. 女性の会、4. 老人クラブ、5. その他公的な性格を有し市長が適当と認める団体というふうになっております。今、環境部長の御答弁の中で、瑞穂市においてこの奨励金の対象になっておるのが、PTAさんと子供会で5団体というふうに答弁がございました。

さらに、この交付金要綱には、対象品目として、第3条1. 紙類、2. 金属類、3. 繊維類、4. びん類、5. その他市長が認める再生可能なものとなっております、さらに交付金の額として、第4条奨励金は回収実績総量に1キログラム当たり5円を乗じて得た額から業者買取総額を差し引いた額で、予算の範囲内において交付する。ただし、業者買取価格が逆有償の場合は、10円を限度とするというふうになっております。これまで、キログラム7円から8円が業者からの還元があったとのことですが、来年以降、還元がゼロ円となり、現行制度では実施団体への奨励金のキログラム5円のみと目減りし、資源回収自体が崩壊するのではないかとというふうに危惧をするわけでございますけど、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 古紙につきましては、中国の輸入制限により買い取り価格が下落していることは把握しております。買い取り価格がゼロ円となるとのことですが、来年度も買い取りが可能であると言われる業者も確認しております。

仮に、買い取り価格がゼロ円となったとしても、今おっしゃいました瑞穂市資源類集団分別回収奨励金交付要綱には1キログラム当たり5円の奨励金を交付することができますので、資源類の集団回収がなくなるとは今のところ考えておりません。

また、平成30年度の小学校PTAの古紙類回収量を調査しましたところ、約40トンが2校、約60トンが2校、100トン以上が3校ありました。ちなみに40トンに1キログラム5円の奨励金を交付いたしますと、20万円の奨励金となります。買い取り価格が下落することにより、市内各所にあります無料回収所が撤退することとなれば、PTAの回収量も増加するのではないかと考えておりますので、資源回収自体が崩壊することはないのではないかと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 価格下落によって、市内の至るところに古紙ボックスがあるわけですが、今環境部長のほうからこういったものがなくなることはないというふうに予想しておられますけれども、これもわからないからお聞きしているわけですが、その業者さんから先への対応ができないというような新聞の報道であったような気がいたします。

この同じ新聞でございますけれども、価格下落で自治体から回収奨励金が減る地域もあるほか、住民による集団回収をやめる動きも出ているというのも現状であります。県内ほかの市町村において、資源回収が持続できない業者も既に出ていて、古紙回収を断られているところもあるというふうに聞いております。新聞は、さらに古紙問屋幹部は、ごみにすれば自治体のごみ処理費用がさらにふえると警鐘を鳴らしているというふうに結んでおるわけですが、こういった現状の中で、団体の回収がなくなることはないというふうにおっしゃいましたけど、こういった状況になったときに当市において今後家庭ごみの中から紙類なんかをふえ、ごみの量がふえていくのではないかなというふうに想像するわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今おっしゃられますように、市内各所にあります無料回収所が撤退するということになれば、家庭ごみの中に紙類のごみがふえる可能性があるかとは思いますが、しかし、この際には、市としましても広報やホームページを通じましてPTAによる資源回収の集団回収がございますというところを押し進めまして、PTAの回収に御協力いただけるよう周知してまいりたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） PTAのほうにというアナウンスを今言われましたけど、例えば現段階で5団体しかやっておられない。奨励金の交付に関しては、例えばほかに女性の会とか老人クラブとかも対象になるというふうに言っておられますけれども、年に数回しか開催されておられないようなPTAの回収に一般の家庭の紙類が、そもそも例えば自分のことを考えてみますと、その期間自分のうちでストックしておけるかどうかという、正直言って心配になってくるわけですが、いつ行っても回収してくれるような無人ボックスであれば別ですけども、PTAの開催を待っているということは非常に困難かなというふうに思うわけです。

回収業者さんが既に撤退の意向がある自治体があるのであれば、当市も先を見越して対策を講じる必要があるのではないかとこのように思います。これは単純に当市だけが特別なわけではないというふうに思いますし、先ほどお話ししたように日本の古紙全体が、中国が受け入れ

ることを危惧してくるようになったときに先に手を打たなければいけないのではないかなというふうに考えております。

そんな中で、当市の小学校では、市内の古紙問屋による子供参加のボックス古紙回収、PTAによる資源回収、市内の古紙ヤードへの見学及びリサイクルの講義等があるというふうに伺いました。資源回収が存続されなくなると、環境部のほうではそれはないというふうにおっしゃっていますが、そのような場合になった場合、このような特有の環境教育が成立しなくなるのではないかなというふうに危惧するわけでございます。

まず、環境課のお立場でこのようなことがもしあった場合は、どのように考えておられますかということと、また教育の立場で伺いますが、資源回収が存続されなくなると環境学習はどのようになっていくのでしょうか。環境学習について教育委員会のお考えや方針などがございましたら伺っていききたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 古紙類のリサイクルシステム自体がなくなるようなことは、今のところは僕らも考えておりませんので、もし仮にPTAによる資源物の集団回収がなくなったとしても、古紙がリサイクルされるという環境教育としましては、やっていくことは可能だと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 環境教育につきまして、教育委員会の立場でお答えさせていただきます。

まず、今後の瑞穂市の教育全体の中における環境教育の位置づけからちょっとお話をさせていただきたいと思うんですが、将来を生き抜いていく人材を育てるために瑞穂市がこれから進めていこうと考えている教育がございまして、それはSDGsの視点を踏まえた教育の推進というのが大前提にございます。詳しいことはまた別の機会に述べさせていただくとして、その中で特にこれから重要視していきたいと考えている分野が3つございます。1つ目が平和、2つ目が環境、3つ目が防災です。そこで、今回はその中の環境について御答弁させていただきます。

学校で実践します環境教育を通して最終的にどんな世の中を目指すのかといいますと、循環共生型の社会だと考えております。豊かな環境を維持しつつ、持続可能な社会を構築することによって願う社会の実現に向かうことができているからです。そのためには、学校、家庭、地域が連携して環境の保全に取り組むことはとても重要となってまいります。

また、学校では、知識だけではなく体験活動を通じ環境に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結びつけられるよう環境教育を推進することも大切になってまいります。実際の学校におきましては、学習指導要領にも示されているように、各学校で既に各教科であるとか総合

的な学習の時間において環境教育は展開されております。例えば、4年生の総合的な学習の時間におきますと、西小学校では揖斐川探検、生津小学校では製紙工場・水道局の見学といったことをやっております。これらの教材は、学校を取り巻く地域の学習環境がとても大きくかかわってまいります。先ほどのストックヤードの見学等リサイクルの勉強も、そういった施設が近くにある学校は行っております。つまり、身近なところにあるものを教材として活用して学習することは、環境教育ではとても大切だというふうに考えます。

今後は、さらにこのように考えております。例えば、先日も新聞報道にありました本田小学校区のハリヨの保護、これはとてもよい事例になります。単にハリヨの保護だけを活動とするのではありません。水環境がよいからハリヨがすんでいる、そこに目を向けていただきたいというふうに考えております。それが環境教育だと思います。

つまり、ハリヨがすむきれいな水を保つにはどうするのか。これを考えていく活動に取り組むことが大事でございます。その結果、きれいな水が周りにある環境で人間も暮らすことができます。ハリヨの保護に取り組むことが、実は私たちの生活も豊かにしていく。まさに共生の社会だと思います。最初に申し上げた循環共生型の社会そのものになると思います。

そこで、議員の御質問にあるような資源回収の存続が危ぶまれることについてですが、この資源回収で学ぶことができるのは循環のよさでございます。確かに古紙回収の活動はリサイクルという循環について児童・生徒が直接かかわって取り組むことができる活動でございます。回収業者のこともございますが、環境教育で目指すのは資源の再利用、リサイクルとカーユースとかいろいろありますが、そこに尽きると思います。物をごみとして扱うのではなくて、資源として活用していくという考え方です。

ただ、今現在はPTAの活動として実施しておりまして、収益もございます。それがPTAの御協力も要るんですが、たとえゼロ円になったとしても資源を活用することの大切さというのを子供たちに教えたい、これが環境教育の目指すところでございます。そういったところを御理解いただけるよう、PTAにも働きかけなきゃいけないなというふうに思います。

環境教育につきましては、SDGsにある17の目標について取り組むことが可能だと考えております。先ほどの本田小校区の水環境をよりよくする取り組み、これは活動によってよりきれいな水になります。そこにハリヨがすみます。その水がやがて海に流れていきます。SDGsの14番目の目標に、海の豊かさを守るというのがございます。ここにつながる環境教育になってまいります。

このように、瑞穂市では各学校の地域の応じた教育活動、この中で環境教育を通して子供たちが持続可能な社会のづくり手として成長できることを努力していきたいというふうに考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 環境教育という、大きくテーマが切りがないといったら切りがないと思いますけれども、今教育長がおっしゃったように今回は本当に古紙回収という部分で、まさにリサイクル、私もそれこそ小学校のころですから40年も前から廃品回収というのは地域で取り組んで、もっと前からあったと思うんですけど、本当に地域と子供とPTAさんが一緒になって集めて、資源ごみというのは大事なやということはしっかりと認識をしておったんですけど、今回1つクローズアップさせていただいたのは、やはり今の資源ごみが、特に古紙等は買い取っていただけるような状況ではなくなった。そういうことから危惧をしてお聞きしておるわけですが、今、環境部長、また教育長のお話を伺う中において、やはり子供たちにとって環境教育がなくなるというのは当然考えていないわけですが、

ただ、この古紙回収の資源の回収は、当市のみならず限られた資源を有効に活用するというのは、教育長がまさにおっしゃったように、私ども9月議会で馬淵議員と同様にSDGsを取り上げて、持続可能な開発目標については幾つも項目が、このことは絡んでくると思いますけれども、市長は私のSDGsを行政の真ん中にとという質問に、SDGsを行政の真ん中に置いたような取り組みをしていかなければならない、これはもう春先から取り組んでいらっしゃるというふうに聞きましたし、多分この議場でも最近SDGsのこのバッジを議員もみずからつけるようになって、このことが行政の真ん中で取り組んでいかなければいけない、こういったことに関しては、本当に意識もしっかり執行部も議員も高めていかなければいけないというふうに思うわけですが、

ただ、今回9月に馬淵議員が提供していただいた資料をここで見ていただこうと思いましたが、ちょっと今タブレットが全協室で使われるということで、ここで御紹介できませんけど、9月議会にもどういったものかは御紹介されておりますので、しっかり教育長が答弁されましたSDGsの考え方ののっとなって取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

ただ、資源ごみを取り巻く現状が現状だけに、資源回収というシステムが一度崩壊すると再構築が非常に困難になるのではないかなということを危惧して、質問させていただいたわけですが、他市町の事例であるように、当市からリサイクル業者が撤退するようなことがあると、やはり一般家庭や一般企業からの大量の古紙である資源ごみが、ただの一般のごみ化することを危惧して、当市がかかわる業者が存続できる環境を整えていくことも行政の大切な仕事であるのではないかなというふうに考えますので、そのこともお願いして次の質問に移りたいと思います。

2040年問題の瑞穂市としてのビジョンについて。非常に大きなタイトルをつけさせていただきましたが、65歳以上の高齢者人口がピークを迎える2040年には、瑞穂市はどう対応していくべきか。政府の地方制度調査会は、10月末の答申で市町村の首長、議会、住民がどのような未

来を実現したいのか、議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要であるというふうに訴えました。

少子・超高齢社会にあつて、当市はまれなケースで人口がまだふえておるわけでございます。先日も5万5,000人を突破したというふうに記事が出ておりましたが、そうは言いながら2040年問題というのは避けることができません。この問題に市長はどのようなビジョンを持っておられるのかを最初に伺っていきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 若井議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、2040年問題は65歳以上の人口がピークを迎えまして、高齢者1人を現役世代1.5人が支えるという時代が来るということでございます。

まず、当市におきましては、本年11月末現在で人口が5万5,041人、うち65歳以上の方は1万1,641人、高齢化率は21.1%でございます。ただし、地域によっては、御承知のとおり40%を超えるような地域が既にごございます。

また、これが2040年（令和22年）になりますと、国立社会保障・人口問題研究所の試算によりますと、人口は5万6,577人、うち65歳以上が1万5,169人ということでございまして、高齢化率26.8%になるというところでございます。

こうしたことを踏まえまして、これに対応するビジョンというのはなかなか難しゅうございますが、健康福祉の観点から申しますと、その根幹をなすのは、人生100歳時代を迎えて地域包括ケアの浸透、また地域共生社会の推進によりまして、できる限り元気で健やかに住みなれた地域で生活をするというところかと思えます。元気で健やかと申ませれば、心身ともに健康で活力と生きがいを持って日々暮らしていくことが重要であるということでございまして、まさに健幸都市・みずほの実現でございます。

そのためのアプローチの方法は幾つかあるかと思いますが、視点として重要視しなければならないと考えておりますのが、1つ目が市民とともに作り上げること、2つ目が市民に安心していただける制度設計を行うこと、また3番目はそれらを持続し、また次世代に継承していくことというふうに考えております。こうした視点を持ちながら、例えば今年度から来年度にかけて改定をいたしますが、健康福祉の総合計画として位置づけます地域福祉計画において明らかにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 本市においては、人口増加しておりますが、将来的にはピークを迎え、長期的には減少に転じるということが想定されます。人口減少とともに少子・高齢化の進行による年齢構成バランスの適正な維持も求められております。国や県が示す方向性を踏まえるとともに、総合計画や各個別計画との整合に留意し、瑞穂市人口ビジョン及び人口減少を克

服するために今後取り組む施策をまとめ、瑞穂市総合戦略を示しております。期間は平成27年度から平成31年度までの5年間であり、行政評価と一体的にPDCAサイクルによる進行管理を行っております。現在は最終年で、次期総合戦略を策定に向けて取り組んでおります。

これは先ほど平塚部長のほうからありましたが、地域福祉計画という福祉の部分だけではなく全体的な計画を統一性を持たなきゃいけないということで、ちょっとお話をさせていただきます。

加えて、国土強靱化計画の策定を今年度から着手いたします。この計画策定においては、各部署より集まった職員が起きてはならない最悪の事態を想定し、瑞穂市の弱さや強さを洗い出し、その脆弱性に対策をとるという実行計画を立てていきます。この実行計画がないと、今後国からの補助金・交付金が見込まれないということになります。これが大事なんですけれども、この作業を全庁的にやることによって、瑞穂市の現在の姿を浮き彫りにすることができるんですね。ですから、2040年、20年後先というのはなかなか難しいです。ですけれども、今の現実を浮き彫りにすることによって想像できるのではないかという、分析をすることが必要だと考えております。

議員御指摘のように、JR穂積駅周辺整備の推進とか、戦略的に移住・定住を推進するとともに、瑞穂市第2次総合計画と国土強靱化計画を推進していきたいと思っております。今のような、地域福祉計画のような各種分野別の計画とも一体的に推進をしていきたいと考えております。

なかなかビジョンというのをつかむというのは難しいんですけれども、その計画を立てるときに行政のほうで現実を分析して、将来的なものを見きわめるところが鍵ではないかなあと思っています。今のところ、はっきりとした2040年にどうあるのか、どういう問題があるのかというのなかなか難しいんですけれども、そういう手だてをとることによって予想できるのではないかと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 若井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問の要旨は、2040年のこの瑞穂市、どんなまちにしていくのかというようなことだと考えています。2040年ごろをターゲットに、人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方が必要であるというものでございます。

日本の人口は、2008年をピークに減少しています。昨年の人口減少は約43万3,000人、2040年には1年に100万人の人口が減少すると予測がなされています。医療・福祉・インフラなどの住民サービスは自治体が支えており、地方自治体が持続可能な形で住民サービスの提供を続けることが住民の暮らしや地域経済を支えるためには不可欠であります。

国では、高齢者の人口がピークになる2040年ごろをターゲットに、行政サービスにどのよう

な課題が生じていくのか、どのような行政経営の改革や圏域のマネジメントが必要であるかを検討する戦略2040構想研究会が立ち上がっています。

全国市長会からの資料を見ても、2040年ごろにかけて迫り来る3つの日本の危機というのがございます。1つ目は、若者を吸収しながら老いていく東京首都圏と、支え手をなくす地方圏。これは首都圏が高齢化し、地方から医療・介護の人材が流出するというような、支え手がなくなるということを危惧しています。2つ目は、標準的な人生設計の消滅による雇用や教育の機能不全。これは今まで世帯主が主な生活給を得るような人生設計モデルがやがて消滅し、よって教育の質が低下し、経済的にも自立できない人々、高齢者がふえていくというものでございます。3つ目は、スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ。これは都市で空き家がふえ、高度成長期以降に整備してきたインフラが老朽化し、更新ができていかないというものです。

そこで2040年には、先ほどの予測のとおり人口が減少し、労働力の絶対的減少があり、人口縮減時代にも根本的に支える概念への転換が必要になってきます。そこで、スマート自治体への転換が必要となります。新たな自治体行政の基本的な考え方が3つ示されています。AIやロボティクスを使いこなすことで、職員による事務量をAI・ロボティクスによる自動化と省力化を図る、経費削減にもつながると言われています。2つ目は、新たな公共、新たな協働、そして新たな個人による暮らしの転換。3つ目は、圏域のマネジメント。基本的には地域経済の循環がもとにあります。施設のフルセットの脱却から、県と市の2層構造の柔軟化も考えられています。このような3つの提言を踏まえ、瑞穂市もスマート自治体としての瑞穂市のビジョンを出していかなければなりません。

先ほど、教育長より子供たちに平和・環境・防災を学習させていきたい、身につけていきたいというような答弁もありました。私は、子供たちだけではなく市民の皆さん全てに平和・環境・防災を考えていただき、身につけていっていただきたいと考えています。平和・環境・防災以外には、将来的なビジョンとして、私の政策にもあります健幸都市・みずほの実現、幸福度を高めることができるまちづくりとして、3つのビジョンを掲げます。

次世代への人づくり。新たな個人による暮らしの転換、年齢や性別、障害のあるなし、国籍、所得にかかわらず、多様な価値観を持った方々が、それぞれのライフスタイルによって幸せで豊かな人生設計がおくれるような、そんな人づくり。

2つ目は、活力ある地域づくり。時代おくれの制度や習慣などを見直し、新たな地縁団体の法人化で地域のきずなをつくり、ロボットやドローン、自動運転、遠隔教育などの無人化が可能なネットワークとインバウンドなどでの交流人口を拡大し、地域を活力ある瑞穂市にしていきたい。

3つ目は、地域経済の循環づくり。地域の経済が循環することが基本になります。お金を市外に流出させないような、そんな仕組みづくり、データ主導による競争力を強化したり、デジ

タルネットワークの環境や超高齢化社会に向けた新しい市場をつくることで、お金が市内の中で循環するような、そんな瑞穂市をつくっていききたい。

人づくり、地域づくり、地域の経済づくりの3つで幸福度を高め、市民憲章にもありますように、夢を育み、希望に満ちた幸せなまちを2040年に築いていききたいと思っています。瑞穂市民の方々が一つの思いでこのまちをそうしていききたいということを、市民の皆さんに示していきたいと考えております。以上で答弁とします。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、市長初め企画部長、福祉部長のほうから答弁していただいたことに関して、冒頭にお話ししました2040年というのは遠いことではなくて、20年後の日本の、また瑞穂市の姿でございますけれども、また同じようなことを聞くかもしれませんが、この2040年問題というのは当然市町によっていろいろ千差万別があるというふうに思います。そういう意味では、私が思うのは20年後の瑞穂市のビジョンも大切なんですけれども、今、市長のほうからも多分話がございましたけど、この瑞穂市が持っているポテンシャルというか、JR穂積駅を抱えて北から南、圏域15万人の地域の将来のビジョンも共有していくということが非常に大切であるというふうに思います。

2040年のわが町という新聞の記事で、総務省の研究所が昨年公表した報告書によると、人口はピークだった2008年の1億2,808万人が、40年には1億1,092万人になり、高齢化率は15年の26.6%が、ピークの42年には36.1%に上昇することなど厳しい数字が並んでいる。市町村は今後過疎化が進み、職員が現在の半数レベルになっても行政サービスを維持していかなければならない。その一つの方法が平成の大合併であった。この20年で約3,200の市町村が1,718になり、行政の効率化が前進したと。合併によって人口規模が拡大したことで、行政組織が充実し、市町村に建築技師、土木技師、学芸員など専門職員の配置が大きく進んだことは、行政サービスの維持にとって大きな成果である。

これは当市だけのことでなくて全体のことなんですけれども、そういった中で、一つ合併というのは一段落をしたような雰囲気にはありますけれども、今お話ししましたように瑞穂市だけのことを視野に入れておくのではなく、瑞穂市だけのことでなくて全国的に今後も合併の選択肢を残すため、地方制度調査会は来年の3月に失効する合併特例法の延期を求めたというふうにあります。また、この答申では、合併以外でも多様な選択肢を検討するよう市町村に促したということございました。

多様な選択肢というのは例えばどういうことかと思うと、例えば今お話にも出ましたけど、広域の連携であったり、福祉や教育、また明後日は神戸大野インターの開通でございます。当市の北の玄関口での交通のインフラの維持とか整備も考えていかなければなりません。また、

災害対策などでも、今お話も出ましたけど、当然市で責任を持って行うものでありますけれども、今議会でも多くの議員が、この夏から秋にかけての全国で起こった風水害、連続して地域を襲ったこの風水害に対して、これは想定をはるかに超えておる規模でございます。そういった中で、この瑞穂市も近隣との広範囲で被害に対しての対策を講じていくということも当然大事かというふうに思います。

先月、産業建設委員会で東京の瑞穂町にお邪魔いたしまして、災害協定を結んでおる。これは私も議員にさせていただいたときに経験をさせていただいたことでございますけれども、やはり瑞穂市に何かあった場合、瑞穂町からいろいろお力をかりる。ただ、今言いました秋口の災害に関しては、本当に近隣地域が同じように大きな被害を、先ほど今木議員の質問にもございましたけど、やはり長期にわたって停電したりとか、そういったことになったときに瑞穂市だけのことを考えてはいけませんし、BCPの話も午前中に出ましたけど、これもやっぱりしっかり行政が災害のときに何かあったときにも計画を立てて、しっかり対応できるような計画のことでございます。

ただ、本当にできているから大丈夫だということも、既にもうそんな固定観念は通じないのではないかなというふうに思うわけでございます。そういった意味で、周辺市町村との連携も非常に大切であると思えますし、今市長がお話しされましたように、単独の行政だけでフルセットで全てのものを持っておくというのは、非常に難しい時代になっていると思えます。

先ほども市民の方とお話をしていましたら、市になったときに市民病院をつくってくれとか、市民体育館をつくってくれ、野球場をつくってくれ、欲しい、欲しいというふうに市民の方はおっしゃいますけど、瑞穂市が一番やはり有意な点というのは、どこのまちにもしっかり連携がとれておるといようなことではないかなというふうに思います。何年か前に私の知り合いが、30分も走ったら世界一の淡水魚水族館がありますよねと言われると、そういったところに位置しておるといことも一つの強みかなというふうに思いました。

今言ったように、フルセットで持つことは非常に難しいわけではございますけれども、このようないろいろ地域連携とかのことを含めながら、今、市長初め企画部長、健康福祉部長に答弁いただきましたけど、通告では各分野においてどのようなビジョンを持っておられますかというふうにお聞きしたわけでございますけど、これは非常に難しいと思えます。今御答弁をいただいたことが全てのことなのかを少し伺いたいと思えますけれども。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今までの答弁の中で全てのことかということですがけれども、今のその中での連携という言葉があったと思えます。私ども瑞穂市は連携協約というのを岐阜市と周辺市町で結んでおります。人口減少、少子・高齢化社会において、住民生活に密接にかかわる身近な基礎自治体である市町村間の水平の補完・水平連携のもと、地域経済の活性化や社会基

盤の整備、行政サービスの向上などに取り組むことによって、住民生活の安定と充実を図ることが重要となってきたということ、岐阜市、山根市、本巣市、岐南町、笠松町及び北方町の4市3町おのおのの市町の個性を尊重しつつ、これまでの連携を礎とした信頼・協力関係のさらなる深化を図ることによって、各市町村とともに人口減少の歯どめとなる拠点として、将来世代に安定した活力ある社会を残せる圏域の形成を目指して、29年11月に協定を結んでおります。

1つ目のビジョンとしましては、圏域全体の経済成長の牽引として、圏域企業を対象にした岐阜地域産官学連携交流会、企業の若年人材の確保、農業イベントの連携、加工品の共同プロモーション、子どもホッとカード事業の広域展開などがあります。

2つ目に、高次の都市機能の集約・強化ということで、二次救急医療体制の確保、圏域内の公共施設の洗い出しと利用状況把握に向けた取り組みなど。今、議員が言われましたように、公共施設がたくさんあっても使っているところと使っていないところと差があります。広域的に使えるものは使うというのも、また連携のところだと思います。

3つ目に、圏域全体の生活関連機能サービスの向上として、小児一次救急医療の広域利用、子育て世代のニーズに応じた保育所の広域入所、特色ある教育施策の情報共有・展開、それから圏域全体での災害対策を推進するための協力体制の整備・強化、広域的道路網の整備促進、広報等における情報等の新しい連携を想定しておるところでございます。

将来像としましては、人口減少時代にあっても構成する各市町の資源や施策を生かしながら、圏域として多様な地域の個性が輝き、圏域の住民の生活圏が重なり合う中で、住民生活の充実が図れ、住み続けたいと思えるような岐阜連携都市圏の形成を目指して、今後も連携していく必要があると考えております。

こういう形で、一自治体で先ほど言われたようにフルセットで整備するというのは難しいので、得意分野で連携し合って共有し合うというのも一つの考え方かなあというふうに思っております。以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） ちょっときょう資料を忘れたんですけども、この2040年問題のときに、たしか中央大学の宮本教授でしたか、これから先はやっぱり人口が減っていく中で、例えばJR穂積駅というところが非常に大きな利便性を考えたときに、この合併したことによって一部地域はどんどん人口の流出をしてしまった。そうでなかったところは人口の減少が辛うじてまだ保っているというか、合併したことによって人口が減ったという地域もたくさんあるように書いてありました。そうすると、この20年後、このJR穂積駅を中心に人がどんどん集まってくるということを考えたときに、やはり先ほどお話ししましたように瑞穂市のことのみな

らず圏域15万人の中心的な地域であるという、ある意味自覚というか、プライドというか、責任というか、そういったものをしっかり視野に入れてまちづくりをしていかなければいけないというふうに思うわけです。

瑞穂市の庁舎、15年ぐらい後に耐震化もありますからということで、基金を積みながら計画を立てておるわけでございますけど、15年ぐらい後にできたときというのは2035年です。この2040年のもう5年ぐらい前に来ておるときに、やはり市民が主役ですから市民の方が一番使いやすい、機能的な愛される庁舎ができておるのかどうなのかということを見ると、当然今からしっかり計画を持って考えていかなければいけないのではないかなというふうに思うわけです。

今、たくさん各お立場でお話を伺いました。全くそのとおりだというふうに思うわけです。ただ、私も議員を今12年目させていただいていますが、それこそ下水の問題も計画はあるけどなかなか進まない。いろいろ問題があるというふうに思いますし、どんなことがかかわってくるかわかりませんが、人口減少というのはいまもう間違いなく待たなしの状況になってくるということは、もう火を見るより明らかであるというふうに思うわけでございます。

そんな中で、ある意味危惧しておるのは、冒頭にお話ししましたように首長と議会と住民が同じようなビジョンを持って共有できること、議論に議論を重ねて考えていくということを最初にお話しさせていただきましたが、今いろんな形で意見交換会等をして、なかなか市民の方が集まってくることが少ないのではないかなというふうに思っておるわけでございますけど、こういった住民・市民の方の本当に多くのお声を聞くためにはどのようにしたらいいのかというようなことを考えますと、私たちもしっかり考えていかなければいけない問題ですけれども、行政として、執行部として多くの方の市民の声を拾っていく、聞いていくということに関しては、どのようにお考えがあるのか伺ってきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 以前、わかりやすい予算をもとに行政報告会を実施しておりました。瑞穂市の状況を踏まえた事業内容を説明しておりました。現在は、自治会の力を向上させるためにということで、自治会ワークショップを開催しております。これは地域課題を地域で解決していき、地域力の向上を狙ったものでございます。この活動の中で、多くの方々と職員が触れ合うことによって、いろんな意見・言葉を耳にします。その市民の方々の声を聞いて、市政に取り入れているという状況です。

しかし、直接的な瑞穂市の現状を説明する機会や行政課題に対する施策の説明会だとか、予算の説明というのは、当然議会はあるわけですけれども、この議会以外にはないというのが現実です。出前講座というスタイルもありますけれども、これは一方的な講演スタイルになっておりますので、ちょっとまた違うと思います。

瑞穂市行政の施策や予算を説明し、市民の皆さんの声を聞く場も持つことも大切だと思っておりますので、今後またどんなスタイルがよろしいのか考えていきたいなあというふうに思っております。以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 駅のことを中心に将来のまちづくりをという話をしたときに、午前中に政策企画監のほうからもお話がございましたが、やはり簡単にいかないことは重々わかっておるんですけれども、やっぱり一番は会議をしていただく上において地元の自治会長さん、区長さん、また地権者さんとのお話の中で、願わくは、先ほど言った瑞穂市のみならず本当に圏域15万人の中心となるところなんだということが、もっともっと表に大きく掲げられるようなことができる、考え方も非常に違ってくるのではないかなというふうに思うわけです。

来年、穂積駅の南の道路、市道3-1でしたか、一方通行の試しにやってみるという。これも瑞穂市だけではいけないから、北方警察署の御指導を受けながら、また南地域のほうのお声を聞きながらというふうに、この話を議会で伺ったときに、やはり何度も言いますけど単独でうちで考えられることと、くどいですがけれども瑞穂市がこの圏域の中心であるという、そのしっかりとしたものをもっとあれば、訴え方も違ってくるのではないかなというふうに思います。

願わくは、今、市民の方の多くの声を聞くためにはどうしたらいいかということもお聞きしましたけれども、首長・議会・住民、この三者の共有できる20年後の瑞穂市の姿が、老若男女の市民の方に本当に今の私たちのやっていることが後々褒めていただけるようなまちづくりを、しっかり我々議会も議員としてもしていかなければいけないと思いますし、またともどもに行政執行部の皆さんの英知をおかりしながら、出し切っていただくことをお願いもし、お約束もして、今回の一般質問とさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、10番 若井千尋君の質問は終わりました。

続きまして、16番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがい君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

私が通告した本日のテーマは3つです。1つ目は社会教育について、2つ目は市民協働です。社会教育をしっかりと実施したまち、実施するまちと、社会教育をしっかりと受けた市民によってこそ真の市民協働は実現できると考えています。3つ目のテーマは、総額事業費2億円の公園の話です。今、この2億円を社会教育・市民協働に使うなら、何があってもソフト面で強い足腰の瑞穂市になると考えています。この流れで1時間を使いたいと思います。

では、1つ目の社会教育からです。

通告1. 教育委員会（生涯学習課）における社会教育の位置づけ、方針、任務は。

本年11月11日、市教委主催生涯学習課担当の瑞穂市文化講演会「男女共同参画スペシャルトークショー」が開催されました。一般2,000円、高校生以下1,000円を徴収しましたが、1,000人の会場で参加者190人と低調で、事後の参加した市民の感想も芳しいことはありませんでした。この190人という数字は、松野藤四郎議員の議会における発言によって知りました。情報共有することができたのをお礼申し上げます。

講師は、2回目の結婚で隠し子が発覚し、その際、不倫は文化だと申し開きしてマスコミにぎわした人物でした。文化講演会、また男女共同参画、これらの言葉が意味するところにふさわしい講師であったとは到底思えません。私は、従来より生涯学習課の事業内容に危惧を抱いてまいりました。今回の安易な講師選定で、瑞穂市の社会教育に関する認識の低さ、明確な方針のなさが露呈したと考えざるを得ません。

瑞穂市事務委任規則第1条によれば、市教育委員会の任務は、第一に社会教育の一般方針を定めることと書かれており、またその社会教育法第1条によれば、教育基本法の本質にのっとり、国及び地方公共団体には社会教育の任務があると明確に課されております。瑞穂市の生涯学習課は、PTA・子供会・女性の会・青少年育成市民会議・瑞穂大学、既存組織の事務を営々とこなすことに偏り、瑞穂市の社会教育の根本的な方針についてきちんと検討したことがあるのでしょうか。こうした疑問と今後の瑞穂市の社会教育への取り組みについて、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。以下、質問席でお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） ただいまのくまがい議員の教育委員会における社会教育の位置づけ、方針、任務等についてのお答えをさせていただきます。

今いろいろとお話しいただきましたが、それも含めて今後どのように教育委員会では社会教育をどう考えていくかということについて、答弁させていただきたいと思っております。

本市の教育委員会は、社会教育課ではなく生涯学習課として設置をしております。議員は日ごろから、先ほども御質問がありましたが、生涯学習ではなく社会教育の必要性を主張されておみえです。そこで、まず答弁するに当たりまして、この両者の関係性などについて述べるとともに、本市における社会教育の方針などを答弁させていただきます。

ちょっと説明になりますが、社会教育に代表される「教育」と生涯学習の「学習」についてでございます。まず、教育というものは、学ぶ中身があって、教える人と学ぶ人がいる、この関係性があるものが教育と呼ばれております。学校教育には先生がいて、児童・生徒がいます。そして、教科書をもとに学ぶ内容があるわけでございます。家庭教育におきましては、親がおり、子供がいます。学ぶ内容は家庭それぞれでございますが、例えばお小遣いの使い方であるとかスマホの使い方、こういったものが親が教えれば家庭教育になっていくわけでございます。

そして社会教育、ここには講師と受講者がおります。そして、ここでの内容は大変豊富にございます。

そこで、次に学習についてですが、学習はさらに範囲が広くなりまして、学ぶ中身と学ぶ人がおれば成立するというものでございます。例えば通信教育とは言いますが、これも通信教育で教育になるものもありますが、教材が送られてきて自分自身でそれを読み解きながらやれば、これはいわゆる一人学習という学習になります。図書館で本をもとにして調べる、これはまさに学習になります。ですので、学習は範囲がとても広うございまして、教育はその中に入ってまいります。

ですから、社会教育と生涯学習の関係でございますが、社会教育は生涯学習の中に含まれる一つのものであると。さらに言いますと、社会教育以外には家庭教育であるとか学校教育、さらに先ほどのような個別の学習といったものまでも含まれるのが生涯学習になってまいります。ですから、生涯学習といいますのはとても学びの形が大きく、広いものであるというふうに解釈することができます。

さらに、ここで社会教育や生涯学習の今までの流れについてでございますが、ちょっと古くなりますが、戦後日本が復興を目指して社会教育に関連する法律をいろいろ定めてまいりました。社会教育を積極的に進めていくことで国を豊かにしていこうという方策があったわけですが、例えばある地域でこんなことがあります。この地方の気候に適した農作物はレタスであるということで、そのつくり方を講師を招いて公民館で学ぶ。農家の人たちがそれでレタスをつくって、レタスの一大産地になった。今でもあるところでございます。これこそが戦後日本が目指してきた世の中であり、社会教育の最たる姿だと私は思っております。

しかし、時代の流れとともに学びの形にも変化が出てまいりました。学習ニーズが高度化とか、あるいは多様化してきたわけです。国はそのころ、生涯学習振興法なる法律をつくり、生涯学習の中で社会教育を進めていこうというふうに考え方が若干変わってきたわけです。そのころから全国的に教育委員会の社会教育課がなくなって、生涯学習課と課の名称を変更するところが出てまいりました。県内を調べてみますと、市町村教育委員会の中で生涯学習課とっている課があるのは14、社会教育課というのがあるのが7つ、そのほかは文化振興課とかスポーツ課だとか、そういった名称がなくて教育課だけの教育委員会もございます。そのような構成に今なっております。

では、そこで現在の瑞穂市の社会教育はどうかということを考えます。先ほど御質問の中にもありました瑞穂大学を例にまず考えます。瑞穂大学では、教える講師がいます。学ぶ学生がいます。ですから、これは社会教育の一環になるわけでございます。学ぶ中身は人権であるとか健康に関すること、あるいは年金に関すること。今回の講演会もその一環でしたので、では講師はどうかということについては、また課題があるというふうに考えております。

では、子供会とかPTAはどうなのか。これらは社会教育団体でございます。そういう位置づけで全国的にございます。教育委員会では、どちらかというと事務局的な役割を担っております。実はそこで展開される活動内容に対して、指導とか助言が今後は本当は必要であるというふうの方針を考えていきたいと思っております。

こうした取り組みをしている本市の生涯学習課ではありますが、社会教育につきましては教育委員会が毎年方針と重点というものを示しております。社会教育の方針と重点、学校教育の方針と重点もあるわけですが、社会教育の方針と重点の方針には2つあります。1つは、学び続けることに生きがいを持ち、地域社会の充実のために役立とうとする人づくり。2つ目に、連帯感と心の豊かさにあふれる共生社会を目指すまちづくり。この2つを方針として進めております。

この方針に基づいて、どんな事業・施策をやっているかということですが、先ほどの瑞穂大学もそうでございます。また、市民講座を開催しております。現在23の講座が開催されています。どの講座も講師がいます。受講生がいます。順調に今進められています。ただ、この中身を見るところへ目を向けてみますと、英語教室であったりヨガ教室といった、どちらかという文化教室的な内容が大半でございます。決して今の講座が悪いという意味ではありませんが、どれも大切な講座だと思っております。ただ、議員の考えておみえの市民協働を進めていく市民団体を育成するような講座はございません。

今後の瑞穂市だけでなく社会全体ですが、やがて人口減少社会を迎える、そういった時期が来ます。そんな時代には、行政だけではとても進めることができないことがたくさんあると私は考えています。そこで大切になってくるのが、市民協働を進めていく市民団体だと思います。市民協働でさまざまな活動が展開される市町村は、とても住みやすいと思います。

市のほうでは、市民団体の活動としてアダプトプログラムの制度を導入しようという考え方がございます。であるなら、そういう団体を育てていく必要があると思います。ですから、これからの社会教育には、そういう団体を育てていくという考え方が重要になってきます。戦後の復興においては一定の役割を果たしてきた社会教育ですが、今後の世の中の状況を見たときに、改めて大切な教育として捉え直すことが必要だと考えます。そして、市民協働ができる団体が数多くできる自治体が、住みよいまちとして生き残っていくというふうを考えます。

しかし、市民協働ができる団体を育てるには、教育委員会だけではできません。教育委員会とともに、特に市民協働を進める担当課と共同で社会教育を推進していくことが大事だと思います。具体的などころでいきますと、市内でもやっているようなアダプトプログラムの先進事例・先行事例を学ぶ機会、あるいはどうやってそれに取り組んでいったのかという取り組み方、こういったものを学ぶ講座が必要かと思えます。

また、この市民協働の考え方は、実はことしの4月から学校で進めておりますコミュニティ

スクールととてもよく似ています。地域の子供たちを学校だけで育てるのではなくて、地域や家庭も一緒になって地域の大人たちがみんなでボランティアとして子供たちを育てていくという考え方になります。市民協働の活動の対象が子供たちということになるわけです。この瑞穂市にとって、今のような市民協働がどんどん進んでいくことを願って、そういった社会教育を中心に据えて進めていける教育委員会になるよう、今後努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 私は長年、瑞穂市の社会教育はなきに等しいというようなことをずうっと感じてきました。というのは、30年ぐらい前に絵本の会をつくったのが、今にして思えば私の社会教育団体づくりだったんだなあと思います。当時町でしたけど、穂積町のこの会に対する扱いは、本当に全くひどいものでした。そこから始まって、どういう流れでかこの場に立って社会教育の必要性を訴える立場になったわけです。

その間に合併やら市民協働でしかまちはつくれないという時代の流れになりました。けれど、瑞穂市の社会教育・市民協働を進める、私はここの場でも公益市民活動、公益という言葉が一般には使われています。市民協働のためのという意味ですね、公益市民団体を育成することを何度か訴えてまいりましたが、いまだにその動きは見えません。

社会教育を受けなかった市民が、市民であるからといって議会に対して、行政に対して言いたいことだけ言うということでは、私がずうっと見てきた実情からは、ともに協働していいまちづくりはできないなと思いますので、ぜひこれから具体的に社会教育をしていただきたいと思っております。

2つ目は、この市民協働推進のためには、その前提として、場所（拠点）、お金（活動資金）、それから人が前提条件になると思うんです。これは行政が用意すべきものです。市民協働を目指すなら前提条件だと思います。しかし、今の瑞穂市を見ると非常に格差があり、瑞穂市として瑞穂市全体で市民協働をつくっていかうというお考えは感じられません。

具体的に申し上げます。市民協働安全課の主催で、11月22日に関市の地域ふれあいセンター2カ所を見学し、研修に行つてまいりました。関市は、全ての小学校区にふれあいセンター、瑞穂市でいったらコミュニティセンターのようなものを、何と15館建て、1カ所に②お金、補助金、これは補助金と言わないで交付金と言っております。見事だなと思っておりますけど、交付金、最初は300万円を出した。そして、③人です。市の職員を2名ずつ役員会に入れ、さらにこの事業を推進するためのNPO団体と場所もつくり、活動の相談と指導に当たらせているということがわかりました。

翻つて、瑞穂市のコミュニティセンターは、牛牧に2館、本田に1館です。祖父江に似たも

のが1館あり、なお別府にちょっと似ているかな、それとも公民館かなというようなものが、つまり町が建てたものが1館あります。これがコミュニティセンターの現状です。

このコミュニティセンターで毎月何をやっているかは、毎月大変御丁寧に広報みずほに出てくるわけですね、この3館の事業が。ほかのコミュニティセンターがないところの人から見たら、これを見るたびにどういう思いがするか、想像力はあるでしょうか。自分たちとはほとんど関係ないことなんです。市内に7校下あって、3館しかないんです。しかも2カ所ですよ、牛牧には2館。なぜこのように偏ったコミュニティセンター建設になったかという、ずうっと見てきましたのでわかりますが、ひとえに地域の有力者、政治家ですね、ほとんど。の働きかけ、または見返り、迷惑施設みたいな、これと交換のように町がつくったわけです。ですから、そういう動きが誰もなかった、別になかったのが私は悪いと思いませんけど、ところは全くないわけです。これがコミュニティセンターの現状、格差大いにあります。来月からも出すわけですかね、3館、コミュニティセンターこんなのやっていますって。ないところのほうが多いんですよ。

それから、次に地区公民館のことを申し上げますが、中切自治会には市有地を有償で貸与するという市のお考えが届きました。けれど、牛牧公民館は無償で貸すわけですね、議員に説明がありました。また、中切では民間の保育事業者にも土地を全部無償貸与していますね。本当に市民協働を進めたかったら、このような対応はしないはずですよ。

市は市民協働課までつくったわけで、大変熱心です。皆さん現状もよくわかっていらっしゃるし、いい研修もさせていただいています。帰ってきたときには皆さんため息をついています。瑞穂市はこうじゃないからなあって。前提条件がないんですもん。前提条件がないところで、ボランティアだけ自治会や校区にさせようとしているわけです。市のお考えをお聞きしたい。

今後、関市のように全ての小学校区に場所（拠点）づくり、ないところはですね。それからお金を公平に用意すること。補助金でも助成金でもなく交付金と言っています。最初は300万円出したそうですが、今は例えば若者中心の活動をしてくださいとか、老人中心の活動をしてくださいとかとあって、そういう事業を提案したところにはその事業の交付金が出て、300万円を超すところもあるというのがお話でした。それから人ですね。人は地域の職員も入れ、市全体の市民協働や地域づくりを指導・相談に乗るNPO団体もつくり、ここに委託をしているわけです。しかも、このセンターまでつくっています。こういうのに比べて、瑞穂市は格差があり過ぎです。本気で市民協働を目指すつもりがあるのか、大変疑問です。

今後、この格差解消のために、拠点、お金、人を格差のないように市民協働の前提条件をつくっていくおつもりがあるのかないのか、市長にお聞きしたいと思います。市民協働課はもうわかっていますので、大変困難ですがやっていきたいということをお聞きしていますから、大きい立場から市長にお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） くまがい議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

まずは、先日の人材育成研修に御参加いただきありがとうございました。冒頭にありました人材育成研修がどんなものか、ちょっと簡単に。

人材育成研修につきましては、小学校区ごとに開催させていただいたタウンミーティングに参加された市民の方々の中から、地域の人と人とのつながりを大切に、自分が地域において地域の方々に何ができるだろうかといった気持ちを持たれた方たちを対象に、座学と視察を組み合わせて4回の研修を行っているものです。今回は、現地視察として関市の小学校区ごとにつくられている地域委員会、うちは自治会連合会とっていますが、ここは地域委員会とっています、の中から2カ所を視察させていただいて、そちらの役員の方々からお話を伺っています。

関市には16の小学校区がございます。それぞれに施設があって、地域住民で構成する地域委員会というのが事務局員を確保しまして、市からの補助金を活用して毎月開催する地域活動の企画運営や広報紙等の発行、そして施設の管理も市から請け負っている状況です。さらに、議員が言われていましたように、各地域委員会の活動を市内にあるNPO法人も支援をしているという状況です。

この関市の状況は、瑞穂市とかなり異なるようであったというのは事実だと思います。ただ、瑞穂市においては、一昨年の途中から小学校区ごとに自治会長さんが集まる場である小学校区別自治会長会連絡会というのを年4回開催しています。こちらは、各自治会の状況を自治会長さんが会っていただくことによって、また自治会のどんな問題があるのか、どうやって悩んでいるのかを話し合っていて、勉強していただくいい機会だと思っています。単純に市からの連絡情報を伝えるというだけではなくて、話し合いの場ができていますね。そういう点で、自治会長さんも連携を補ったりして互いに情報交換・情報共有できるという環境づくりを進めております。

この小学校区別のタウンミーティングも開催させていただいておりますけれども、自治会長さん同士のつながりができたことによって、複数の小学校区の、小学校区を超えて事業を共有し合ったりとかしてみえます。合同で防災訓練を実施されたりする活動につながっている状況であります。確実に小学校区内での地域力は上がっているものと、私どもは確信しているところでございます。

活動拠点となる施設につきましては、議員の言われるようにコミュニティセンターなどの拠点が無い小学校区もあるのは事実です。自治会公民館の建設・修繕のために費用を2分の1にアップさせていただいております。市の補助制度を設けておりますので、自治会においては皆さんで協議・検討していただいて、建設が決定すれば活用していただければと思っています。

建物系の公共施設個別施設管理とか、そういう計画がございます。そちらの中でもこれ以上私どもの市の財政を苦しめることはできないので、多くのお金がかかることもあります。その関係もありまして、コミュニティセンターは今のところ計画はないということになっています。

ですから、言われるように場所とか金というのはありません。提供はできません。ですけども、私どもは飛び込んでいって市民の方々とお話をさせていただいて、そしてこの地に張りついた自治会の公民館というのはどんなことか。年をとってみえます、高齢者が多くなります、そばで逃げられるところだとか、そういうところを話し合っていたらいいということなんです。今までの時代とは変わってきたということは理解していただきたいと思っております。

ことしのタウンミーティングのテーマでは、みんなの居場所づくりということで地域の拠点化づくりを取り上げた小学校区もありました。その小学校区にはコミュニティセンターの施設がないことから、自治会の公民館を拠点として考え、地域住民がいつでも集うことができ、そして自宅に1人である小学生や高齢者の居場所づくりにもなる活動について活発に話し合いが行われまして、実際に今度事業化するという動きまでつながってきております。

このように、コミュニティセンターなどの施設がない場合でも、自治会公民館などを活用していただいて、先ほど申し上げました自治会同士の連携による地域力の向上を図っていただけたらと思っております。

議員の言われるように、公民館もないんですよという話になると思うんですけども、そこは話し合っていて、私も前は穂積に住んでいました。私のおやじは自治会長をやっていました。そのときに早く基金を積みばいいんじゃないかという提案をさせていただいたんですが、そのときは否決されました。その機運が盛り上がる、地域の方々が一体となって一つの思いをするというところに議員さんたちも飛び込んでいって、まとめていただきたいと思っております。市民協働は一生懸命やっております。やっぱり自治会がまとまらないことには、やっぱりいけない、本当に助け合いにはならないと思っております。

コミュニティセンターとか施設が先かという話になりますけれども、お金と施設を用意してくれという話になりますけれども、それはなかなか卵が先かという話になるかもしれませんけれども、そういう問題ではないと思います。やはり人と人たちが集まっていって、話し合いをしていただいて、ここではどうなるかということだと思います。私も穂積に住んでいたのわかるんですけども、小さいときはコミュニティの核となるのは、私が感じたのはお寺さんでした。お寺さんでいろんな事業がなされていました。ですから、公民館がなくてもお寺さんが頑張っていたという事実があるんです。ですから、その流れに乗ってきて遅くなったのかもしれない。そこに早く気がついて、手を打てばよかったのかもしれない。そういうところはあると思いますので、一概に全部のところ、その地域に押しなべて設置するという考え方ではなく、そこに住まわれる方がどう思ってどういうものが欲しいか、自分たちで考え

ていただけるということを思って、今市民協働は動いておりますので、何とぞ御理解していただきたいなと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 今までの時代とは変わってきたので、お金は出せない。お寺を使ってきた。もうそのときから基金は積むべきだった。反対だと思いますよ。私はよそから来たので途中からしか知りませんが、私の知っている限りの流れを見ると、もちろんお寺が貸してくれた、何カ所も穂積地区はお寺を借りていて、つくる機会を失ったようですね、確かにそのとおりです。でも、時代は変わったんです。市民協働でしかまちづくりは、もう根本的に基本的にできないんです。災害もふえています。お金がない。場所とお金は出せないというお返事でした。

では、3に行きます。

2億円の無駄な公園をなぜつくるんですか、土地を買って。これを市民協働・社会教育に使ったら、随分足腰の強いまちがつかれると思いますよ。税金の使い方がおかしいと思います。無駄なところにいっぱいお金を使っているんです。ないんじゃないんです。3つ目を通告どおり申し上げます。

（仮称）穂積ふれあい公園整備は必要か。以下、疑問点を申し上げます。

①ごく近くに既に4つの公園があります。野口公園、ゲートボール広場、下穂積公園、なぜ今2億円かけて4つ目の公園が必要なんですか。税金の無駄遣いだと思います。

なぜ基金で買うのでしょうか。基金を使うというのは緊急性がある場合と伺いました。産業建設委員会の御説明では、業者が家を建てちゃったり買っちゃったりすると困るからということでした。でも、御説明があつてからもう半年ぐらいたって、緊急性はなかったことになりましたよね。それから、基金を使うのは基金条例を見ますと、あらかじめ土地を取得しておく必要があるときという説明があります。今回これに当たりませんか。

次に、なぜ予算が当初予算とか補正予算で上がらず、基金で買うんでしょう。つまり、傍聴していらっしゃる方はちょっとわかりかねるかもしれませんが、議会を通さなくていいんですね、土地を買うときに基金で買っちゃえば。なぜ議会を通したくないんですか。この話は平成26年の3月議会に出てきて、総括質疑で私は質問しております。6月議会の一般質問でもしております。27年には既に用地の交渉に入っているという説明でした。つまり、今から四、五年前から話が出ていて、買えなかったわけですね。その説明に、納税猶予の土地があつて買えなかったからという御説明を産業建設委員会で受けていますが、なぜそのときに納税猶予の土地があつたのに提案したんですか。そのとき提案されているんですよ。今回、納税猶予の土地がなくなったから提案するっておかしいじゃないですか。

そして、議会を通さずに1億円払って、9,000万ですか、買ったとして、しかしこの基金を出すために、その後一般会計から戻さなきゃならないと聞いております。その際、議案が出てきます。ここで議員の皆様は反対者が多いんですね、私が聞くところ。何も言わない方も見えますけど。または、こういう言い方をされる議員さんもいます。職員しっかりせよと。こんな話を出してきて、市長の足を引っ張ることになったらどうするんやと。こういう賛成なのか反対なのかよくわかりませんが、反対の仕方をする人もありますね。つまり、その人も基本的には賛成じゃないわけですよ。

それで、一般会計から1億円の土地代が基金に戻されるときに、反対が多い場合は公園がつかないこととなります。塩漬けの土地になりますよね。そういうことが目に見えていて、なおこの土地をまずは買いますというのはなぜでしょうか。まずここをお答えください。今までの説明はもう全部聞いていて、私も今申し上げましたので結構ですから、その先を説明してくださいね。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） それでは、幾つかの点で疑問があるということで、簡単に説明をさせていただきます。

この該当の公園用地につきましては、平成26年度に整備を進めるということで議会の承認をいただき、予算化をされたところでございます。その後、地権者との用地交渉を進める中で、納税猶予等の理由で土地が買収できないというようなところで、公園全体の土地が取得できなければ整備も一体としてできないというところで、この平成26年度の予算は平成27年度へ繰越し、平成27年度におきましても用地交渉を続けたわけなんですけど、一体とした用地買収ができなかったというところで、一時中止したところでございます。

それで、平成31年度になりましてから、懸案でありました納税猶予の土地につきまして納税猶予が解除されたという中で、本来であれば一般会計の公園費の中の土地購入費の中で予算化をして、再度議会の承認をいただいて進めるべきであるということは十分認識しております。先ほど議員がおっしゃられたように、この納税猶予が解除されたところの土地につきまして、たびたび民間の事業者から土地利用に関する問い合わせがあったことから、この土地が民間に売買されますと公園そのものの形態がなさないというところで、これらの土地につきまして土地開発基金で先行買収したいというところを、この9月議会の皆様方に御相談をさせていただいたところでございます。

当然のことながら、この土地開発基金を活用した土地取得につきましては、改めて一般会計予算で計上して、その一般会計予算から土地開発基金から買い戻すということになるろうかと思っております。ほかの土地と土地開発基金で取得した土地も含めて予算化をして、その上で先行取得した土地を一般会計の予算から買い戻すという手続になるろうかと思っております。

そういった中で、まだこの公園の平成26年度の用地費ですと約1億円計上させていただきました。これも今のところはほかの事業と比較優先順位を定めながら、公園用地の購入予算を来年度当初予算で予算化していきたいというふうに考えております。ただし、議員がおっしゃられますように、一部公園用地が欠けた公園で塩漬けになるということになっては、やはり公園整備は困難であると思いますので、そのあたりは公園全体の用地取得の可能性を見定めながら進めたいと思いますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） その説明は既に議員全員協議会や産業建設委員会で全部聞いています。その上で質問しているんです。ですから、答弁者は市長としました。

公園は4つ目の公園ですから、私の家の近くです。4つも公園ができるんです。2億円です、総事業費。無駄じゃないですか。血税を何だと考えているんですか。市民協働が大事じゃないですか。どちらを優先すべきですか。お金がないとさっき言いましたね。このお金を使ってください。

瑞穂市は、いろいろですけど、特に公園については買ってという人から買いました。それは地主であったり、地元の有力政治家であったり、有力者であったり、市長とのつながりで買って来たんです。それもここで指摘したことがあります。前々市長はそれが手っ取り早いからという話でした。今までは圧倒的に公園が少なかったからよしとします。でも、もう今は、うちの近くは3つも公園があるんです。地主さんたち以外は要らんよねと言っていますよ。自治会長から要望書が出ているって、自治会長さんが言ったところによると、書いてと言われたから書いただけや、だそうですよ。やっぱり社会教育が足りないんですよ。自分の判断力を何も持っていないんです。

今、私が新たな答弁を求めたことにお答えください。納税猶予が解除されたから、今回また話を出してきたと。だったら、27年度、26年度も納税猶予だったはずですよ。どうしてそのときに話を出したのか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 平成26年度に一般会計に予算化されたときには、この公園用地の所有地権者の皆様方の御承諾が得られたので、取得できる見込みで用地交渉に入りました。その中で、納税猶予の方が、ちょっとこの公園の整備については協力しかねるというところがありましたので、私どもとしましては一体の公園用地が取得できないというところで予算を見送らせていただいたところでございます。

それから、公園の位置づけとして今穂積地区に、ほづみの森こども園北に野口公園、それからゲートボール場、下穂積公園があるんじゃないかということ。それから、議会のときには災

害避難場所として朝日大学もあるんじゃないかというところを御指摘をいただいたところですが、この計画している公園は、通常街区公園といいまして約2,500平方メートルの広さを求めているもので、今お話がありましたものでいきますと野口公園がそれと同じレベルの公園だというふうに認識しておりますので、その位置づけとしては誘致距離を250メートルとしておりますので、決して同じ地区に幾つもの公園があるということでないことを御理解いただきたいというふうに思います。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 御理解できないので、お聞きしております。

ほかの議員からも出ましたが、じゃあ、ほかの地区で今ある公園の近くで、250メートルと言いましたけど、また土地を買ってと、本当にあの瑞穂市の土地が売れるところに住んでいる人は市に買ってほしいんです。税金で有利になるから。私も買ってくれるように言ってと頼まれたことがあります。私なんか頼まれても市長さんは買ってくれませんから、誰も私のところに言いに来なくなりましたけど、市に土地を売りたい人ばかりです。うちの辺なんて、売ればもう家が建つというところですよ、この公園が建つところは。

今、鹿野部長が納税猶予の話はするすると抜けられましたね。地主さんがいいと言ったからと。いいと言うに決まっているでしょう、地主さんたちが買ってと言うんですから。それで、買えない土地とわかったら、また待っているわけですよ。待って、今回出したわけですね。

きょうの一般質問は、市民協働の前に社会教育が必要ですと。そして、市民協働を進める市民育成が大事です。お金、拠点、交付金。補助金でも助成金でも結構です、交付金。そして、これを指導・相談に乗るNPO団体をつくり、その拠点もつくり、これに2億円を使ってください。

また野口公園みたいな大きいのをつくるんですか、あそこに。本当に必要だと思っている人は、行政の今そちら側にお座りになっている方の中で何人いるんでしょうね。それなのに、買うことに固執しているのはなぜでしょうか。これの音頭をとったのは、元の都市整備部長ですね。言うことを聞かなきゃならないんですか。いつも個人的なつながりで土地を買ってきた。何億も使ってきた。最大は大月で、最初20億円。反対されたら10億円にしますと、いきなり10億下がったのにはびっくりしましたけど、陸上競技場をつくりますとといった話ですね。一部の人が決めた。それが引っ張って引っ張って、市民の反対もあって、今回みんなが使える公園になりそうです。

この間の文化講演会に来なかった、非常に少ない、過去を全部調べましたが過去最低の参加者でしたね。でも、最高の講師料とそのほかのお金を使っています。220万円使っています。こういうお金の使い方って、だだ漏れと言うんじゃないんですか、税金の。改めていただきたい

い。市民は市のために何かやろうと思っているんですよ、本当に、やりたいというんです。私ぐらいの年の人は、死ぬまであと10年だから残りの人生は市のために何かやりたい、みんなのために何かやりたい、中村哲さんのような人は大勢いるんです。本当です。これにやっていただける条件をつくるのは市です。政治家は、行政は全体を見て何が必要なのか、今後の瑞穂市に。それにお金を使っていたいただきたい。市長、御答弁をお願いします。通告どおりです。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今回、くまがい議員からいただいております御質問、生涯学習の社会教育の充実、そして公民館とかコミュニティセンターの問題、さらに穂積のふれあい公園の問題についてということですが、このふれあい公園の問題についてお話しさせていただきますと、もともとから公園緑地計画もあるということ、過去に予算化されたということ、自治会の同意がある、地権者の同意があるというようなこと。また、前市長からの引き継ぎの文書の中にも予算化するというようなことがはっきり明言されておるといこともございます。この穂積のふれあい公園についても進めていかなければならない事業というふうに考えております。

また、きょう御質問の中で、いろいろ市民の皆さんの公平というような立場からの御質問だったと思いますが、そのあたりについてもしっかり取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 2点、反論申し上げます。

もともと計画にあったと言われますが、平成26年3月議会から27年9月までの議会の議事録を繰って全部読んでみました。もともと公園計画には入っておりませんでした。2011年に公園基本計画がつけられました。このときに当面つくる公園は6つでした。ところが、7つ目にこの公園が入ったわけです。市長もうなずいていらっしゃいますね。なぜですかと言ったら、追加しましたと言うんですよ。2億円の工事を簡単に追加するんですね。だから、もともとは入っていなかったんです。

それからもう一つ、もともと地域住民の同意があった。これは間違いですよ。同意があったわけじゃないんです。住民が土地を買ってくれと、向こうから要望書が幾つも出ていますよね、これ。産業建設委員会で、ずらずらと資料をくっつけてくださいましたけど、ここからも出ています、ここからも出ています。買ってほしいと言ったのを買っているだけです。同意があったというのは不正確ですね。

また、当時の議事録を繰ると、こういう答弁もあります。下穂積公園というのは誤解を招きやすいので、名前を変えますと。どういう誤解を招きやすいんでしょうか。下穂積と中切だけで4つ目の公園をつくるんですから、2つの自治会のところに。下穂積、ほとんど中切のここ

ろですけど、下穂積公園はやばいと思ったんでしょうかね。誤解を受けやすいので名前を変えますということで、今回（仮称）穂積ふれあい公園という名前が出てきましたね。やるのが小手先過ぎませんか。

お金は全体を見て割り振ってほしい。個人的なつながりで使わないでほしい。無駄なお金は使わないでほしい。今度、国は2兆円の減収だそうですね、今朝のニュースで言っていました。ますます財政は厳しくなるから、市民協働できない、その前提条件はできないという御立派な答弁をいただきました。できますよ、無駄なお金を使わないようにすれば。大月も20億円だったのを反対されたら10億円にしますと言われて、今度6億円になりましたね。もうちょっと今は使っているかと思いますが、それでみんなが使えるところになるわけですよ。もっと頭の中で税金はみんなのものだ、何の事業が必要かということを考えて対応していただきたい。

今市長、2つ反論しましたが、もう一度御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） もともとと申ししたのは、もとというのは私が知る限りのという意味になりますので、その計画のものとときにあったというわけではなく、その計画の中にあっただけという理解でしていただきたいと思います。

もう一点は、全体を見てというような予算の配分ということになりますが、この公園も当初からといいますか、途中からこの計画の中にあっただけということで進めていきたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） もともとなかったんです。国会の答弁を聞いていても、桜を見る会の言葉のやりとりを見ていると本当に言葉に実がないですね。実がある言葉でやりとりしたいんです。もともととはどういうことか。2011年の公園基本計画の話です。もともとなかったんです。急遽入れたんです、7つ目を。これを平成27年に認めていますから、そちらも。そして、市民協働に使うお金はあるんです。

もう一つだけ申し上げておきますが、3年か4年前だと思いますが、市は地区公民館については、土地は無料で市の土地だったら貸すというのを出しました、全員協議会で。それから、建設補助金は2分の1にすると案を出しました。これに反対した、懸念をした、異論を唱えたのは議員です。さっき議員の皆さんが統一がないからおっしゃいましたが、そんなことは私に言わないでください。ほかの人の異論まで私は責任持てません。確かに議会がまとまらなかったのは事実です。この場に立って反対した〇〇党もあります。2分の1に補助金を上げることについて、議員はいろいろだったんです。だからできなかったと市が言うのはおかしくないですか。それをこうしますと、全体を見て考えて進めるのが市長の立場じゃないでしょうか。

もう一回だけ御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） もうあと40秒しかございません。

○16番（くまがいさちこ君） 全体を見ていただきたいについて答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 御質問の趣旨がよくわかりませんが、全体を見て予算計上なんかもしてまいりますので、そのあたりは御理解していただきたいと思います。

○16番（くまがいさちこ君） 終わります。

○議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3時40分から再開をいたします。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時41分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

1番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵君。

○1番（馬淵ひろし君） 議席番号1番、瑞清クラブの馬淵ひろしです。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

また、午後の3番目ということで、大変お疲れの中、傍聴の皆様、ありがとうございます。しっかりと質問させていただきますので、最後までよろしく願いいたします。

それでは、今回の質問は大きく分けて3つのテーマでさせていただきます。1つ目は長期財政計画に基づく公共施設整備・維持・管理について、2つ目は運動・スポーツによるまちづくりについて、3つ目は瑞穂市の健康経営についてであります。

前回の9月議会でも、また本日でも、私や若井議員の一般質問にSDGsについて市長が答えられています。瑞穂市としても、地方創生を推進し、中期的な見通しを立てて、持続可能なまちづくりに取り組んでいくためにも、SDGsを行政の真ん中に置いた取り組みにしていかななくてはならないという御答弁をいただいております。

また、令和元年9月27日に行われました第1回総合教育会議にて教育長も、また本日もおっしゃって見えましたが、瑞穂市の教育大綱について、SDGsの視点に基づいた教育を推進していきたいというふうにおっしゃっておられます。

このSDGsのゴール3ですね、全ての人に健康と福祉をという目標がありますし、ゴール11にも持続可能な都市が掲げられております。このSDGsというものは、9月の議会でも質問させていただきましたが、2030年までに世界的に達成していきたい目標というこの17の目標を立てまして、国際連合で採択をされたものであります。

瑞穂市も、財政的にも持続可能な都市の経営をしていかななくてはならないというふうを考えております。それにはさまざまなアプローチがあると思いますが、今回は長期的な視点での公共施設整備・維持・管理、そして少子・高齢社会に伴い増加する医療費、扶助費などの社会保障給付費の削減、またスポーツによって健康寿命を延ばし、そういった社会保障費の削減をしていくという観点において質問のほうをさせていただきたいと思っております。

これ以後は質問席にてさせていただきます。

まずは、長期財政計画に基づく公共施設整備・維持・管理についてであります。

近年、高度経済成長期に一斉に整備された公共施設や道路等のインフラが更新の時期を迎えつつあり、これらの施設等の老朽化に起因する事故が社会問題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用事業が変化していくということが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要になっております。

瑞穂市では、限られた財源の中、市民ニーズに対応した行政サービスの提供、質の向上を実現していくためにも、現状の公共施設に係るコスト情報と施設情報の両方の面から実態を把握し、課題を抽出した上で、統一的、一元的な管理を実現するための管理運営方法を定め、公共施設のマネジメントを実施していくために、平成28年3月に瑞穂市公共施設等総合管理計画が策定されております。その中で、これから40年にわたって瑞穂市が公共施設等を維持管理・更新するためにかかる費用は年平均どれぐらいかかるのでしょうか。また、過去に維持管理・更新にかけた費用は幾らか。また、さらに今後追加で必要となる維持管理・更新費用は幾らか、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの馬淵議員の質問にお答えをさせていただきます。

40年間の公共施設等の維持・建設・更新費用については、平成27年度に策定した当市の公共施設等総合管理計画において、公共施設等の将来更新費用の推計をさせていただいております。

ただ、この公共施設等総合管理計画における更新費用の推計については、今後、当市が保有する公共施設等の数量、さらに延べ床面積等に関するトータル的な面積の目標やコストの縮減、あと平準化等を進めていくに当たって、あくまで更新費用の考え方を目安に示したものとなっております。

よって、この公共施設等総合管理計画は、総務省が地方公共団体の規模にかかわらず簡便に推計できるように作成された試算ソフトで作成をしております。必ずしも将来、公共施設の更新等における財政負担と一致するというものではございませんので、その点は御理解をお願いしたいと思います。

ちなみに、平成27年度に策定した瑞穂市公共施設等総合管理計画での公共施設等の維持・建設・更新費用は、今後40年間で年平均約37.3億円としており、これに対し過去3年間の普通建設費は年平均約21.8億円となっております。

また、議員の今後追加で必要となる維持管理費・更新費用については、社会経済の情勢や市民のニーズが多様化していく中で、非常に長期にわたる将来推計というのは大変難しいものがございます。具体的な費用等を試算することは、今現在では難しいと考えております。

ただ、当市の平成30年度の経常収支比率というものがございます。これは87.2%なのですが、この経常収支比率から、経常的に支払う経常的経費がおおよそ92億円となっておりますので、逆算をしまして、投資的な経費というものは、一般財源108億から差し引いて16億円ということになります。

ただ、この投資的経費16億円については、国や県の補助金、さらには基金からの繰入金、さらに地方債の借入れなどを除いた自主的に地方税、地方消費税など毎年確保できる一般財源における投資的経費となりますので、その点を補足させていただきます。ちなみに平成30年度の投資的経費は、おおよそ23億4,000万円となっております。

今後、維持管理費・更新費用については、経常的な一般財源におけるこの経常収支比率を注視していくことが重要だと考えておりますので、答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） 今、御答弁のほうをいただきましたけれども、総務部長は先のことはわからないと。もちろん私もどうなっていくかというのはわからないということが、皆さんそうではありますけれども、持続可能なまちを運営していくという観点では、ある程度見越せるものについては見越していかなきゃいけないということでありまして、この総務省が出された通達によって作成された瑞穂市の公共施設等総合管理計画というものは、あくまで絵に描いた餅ではなく、十分に検討をされて作成をされたものだというふうに私は考えておりますので、私が言いたいことは、下水道整備を含む更新費用というものは40年間で37.3億円、1年につき平均でかかるということでありまして、今御答弁いただいた投資的経費というものは21.8億円、年かけられてきているということでありまして、普通に今保有している公共施設とか道路ですね、そういったものを維持管理、または更新をしていくと、統廃合も含めて、この計画は検討されていらっしゃるかもしれませんが、それを検討した上でも、これからは年平均15.5億円今までよりはふえていくんだよというようなことが私は言いたいわけでありまして。

なので、長期的に市の財政を見るものは総合管理計画しかなくて、40年というものはですね、9月議会の総務部長の答弁にありまして、3年の財政計画はあるというお話でしたけれども、その長期、10年、20年、ましてや下水道整備に当たっては40年とかかかるものですので、そう

いった長期を見通していくものの一つの指標として、この公共施設等総合管理計画の数字を私は拾って、今御答弁をいただいた次第であります。

現在ある施設や道路の維持管理・更新をするだけでも多額の費用がかかってくるということが予想されておりますので、先ほども申し上げましたが、施設等の長寿命化や集約化はもとより、長期的な視点に基づいた費用の捻出というものをしていかななくてはなりません。

そこで、今後、瑞穂市では大きな公共事業が予定をされております。きょうの若園議員の御質問とかにもありましたけれども、また市長のマニフェストの中にも市民野球場、市民サッカー場の整備といった項目もございます。どれも瑞穂市の発展や市民生活の豊かさにつながる大切な事業だとは考えますが、現在、計画中や基本構想策定中などのものもあり、想定でしかお答えはできないということはわかりますけれども、（仮称）中山道大月多目的広場、そして新庁舎の建設、そしてJR穂積駅圏域拠点化事業等に係る総額の費用というのはどのぐらいを見込んでいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） では、（仮称）中山道大月多目的広場に係る経費ということで、答弁をさせていただきます。

工事費の契約金額は4億8,070万円です。それに現場管理業務委託料が本年度188万1,000円、令和2年度、3年度については両年度合わせて約1,000万円となります。

また、新しくできる広場には市民の皆さんに広場に対する愛着をぜひ持っていただきたいということを考えまして、広場整備の記念として地元や地域、市民の皆さんと芝生の植えつけを協働して行うことを提案させていただいたところ です。

そうしたことから、芝生植えつけや管理に当たり、苗やスプリンクラーなどの費用が見込まれることになるかと考えております。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、私のほうからは新庁舎建設についてお答えをさせていただきます。

新庁舎建設の事業費につきましては、瑞穂市新庁舎建設基本構想の中でお示ししてあるとおり、新庁舎の面積規模をおよそ1万2,000平米とし、約40億円をその中で想定させていただいております。

ただし、この構想の中での事業費については、土地購入費や備品購入費、さらに外構整備費、取り壊し費用が含まれていないため、今後の建設位置や、その周辺の道路状況などを考えた場合、総額費用が大きく変わることも想定されますので、事業手法や補助金の活用を考慮した施設計画を行っていくことが必要だと考えております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 3つ目に、J R穂積駅周辺の整備につきまして、午前中にも答弁がございましたように、まだ計画の策定中でございますので、今申し上げられるような事業費が幾らということについては答弁いたしかねますので、御容赦いただきたいと思っております。

拠点化構想における駅周辺整備につきましては、J R穂積駅周辺整備研究会より提出をいただきました報告書をもとに、現在、事業化に向けた調整・検討を進めている段階でありまして、来年の1月からは、事業計画策定を進める上で必要となる地域の意向の集約や調整を行うための区長・自治会長等にて構成する検討委員会を組織し、地権者等に対する説明会を開催した後、意向確認等のためのアンケート調査を実施する予定であります。

また、来年度からは、具体的な整備計画案作成のための計画測量や関係機関協議、事業区域や整備内容等の検討・調整を行い、令和2年度末を目標に事業計画を策定していきたいと考えております。

したがって、事業計画等策定作業を進めております現段階におきましては具体的な事業費等をお示しすることはできませんが、今後、議員が御指摘のあるように、下水道事業、それから庁舎の建設、それとこの穂積駅周辺の開発と大きな事業が待っておるわけなんです、これに対する市の一般会計からどれだけ財政が持たせられるのかということも十分関係部署との調整を行いまして、実現可能な事業計画を策定する中で、事業費につきましては明確にしていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ただいま御答弁いただいたように、鹿野部長もおっしゃっていただきましたが、さまざまな大きい公共事業というものが予定をされているということでもあります。

先ほど来申し上げておりますが、私が危惧をしているのは、その大きな公共事業をやっている中でたくさんの費用がかかってくるということと、今持っているものの施設とか道路の維持管理でも結構なお金がかかってくるということでもあります。それを長期的な財政の視点をもって行っていく、またはそういった、こういったものがかかるから今後先10年ぐらいを見通して財政的には瑞穂市は大丈夫なんだ、先ほど総務部長のお話にも経常収支比率は87.2%ですので、瑞穂市はかなりいいほうだということは認識をしておりますけれども、そういった認識は甘くなりがちではありますので、そういったところを私ども議員としても、ある程度長期的な視点で、どのぐらい費用がかかってくる、この瑞穂市の市民の方々へ今提供させていただいている行政のサービスとか市民サービス、または道路とか建物が老朽化して、その利便性が落ちるとか、そういったことにならないかどうかということに危惧しておるわけでございます。

そういった施設等の費用をどんどんかけて大型事業を行っていくことによって財政が逼迫して、これからまた人口減少や少子・高齢などの要因によって財政状況というのは変わってくる

と、逼迫してくるのではないかというふうに思っております。それを回避していくというためにも、10年、20年といった長期の財政計画に基づく都市計を行っていただく必要があるなというふうに考えております。

維持管理・更新をして住民サービスの維持・向上を図るには、計画的な財政運営のほうが必要になってくると改めて申し上げます。公共事業を行う上でも市の財政計画を勘案しながら行う必要があると考えておりますが、長期財政計画を作成していくというお考えはあるか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今御質問の長期計画のことですが、結論としまして、当市における長期の財政計画はございません。

長期の財政計画を作成する場合、その考え方、方法はさまざまあると考えておりますが、社会経済の情勢や市民のニーズが多様化していく中で、長期にわたる将来推計というものは、先ほども申し上げましたが、大変難しいと考えております。例えば国の経済対策による景気動向で法人市民税や地方消費税などは大きく変わってきますし、国の税制改革や地方財政対策によっても地方交付税など地方の財政運営に大きく影響をしていくと考えております。

また、そのような状況の中で、少子・高齢化の進行は瑞穂市においても例外ではなく、生産年齢人口の減少による税収入の減少や高齢者の増加による社会保障費の増嵩など、厳しい財政状況が予測されます。

そうした状況の中で、瑞穂市においては、今後、公共下水道整備事業、さらに穂積駅周辺整備事業、さらには新庁舎の建設事業といった非常に大規模な事業を予定しているところでございますが、持続可能な財政運営を推進していくために、限られた財源に対して、必要な施策や事業の選択と集中を行うことが必要となってきますので、大規模事業が始まる前のこの時期に、比較的長期ではなくて短期での財政計画の策定は必要だと考えておりますので、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） たくさんの事業、大型の事業が予定されているということですので、短期的とはおっしゃりましたが、そういったものもまた示していただきながら、この事業費については大丈夫なんだと、持続可能な都市の経営なんだというふうなことを我々議員にもわかるように御説明なり資料なりを含めて、今後いただければなというふうに思います。

それでは、次の質問のほうに移らせていただきます。

次に、運動・スポーツによるまちづくりというテーマで御質問のほうをさせていただきます。少子・高齢社会が進む中で、健康保険や介護保険、そして医療費など、社会保障給付費のほ

うが増加をしていくということが今後見込まれております。持続可能な都市経営をしていくという観点において、市民の皆様が健康に、そして豊かに過ごしていただくためには、運動による健康寿命の延伸、そしてQOL、生活の質とか人生の質というような意味で、クオリティー・オブ・ライフというものですけれども、その向上のために、特に多くの市民の方が瑞穂市に住み、そして岐阜市や名古屋、そして近隣の市町に通勤をされていかれるわけではありますが、土・日には、余暇にはこの瑞穂市にいらっしゃって余暇を過ごすというまちではないかなというふうに思っております。

その市民の皆様が余暇を過ごすには、その余暇の中に運動を取り入れていただいて、健康寿命だったり、生活の質の向上というのを図っていただく必要があると考えております。運動できる環境整備をソフト面、またハード面をともに整備する必要があると考えております。

健康寿命の延伸、そしてQOLの向上にはスポーツの力が寄与するというふうに言われております。文部科学省では、スポーツ基本法に基づいて、平成29年3月、平成29年から平成33年、令和3年までの5カ年計画で第2期スポーツ基本計画というのを立てられまして、スポーツによる国の推進を進めていらっしゃるところであります。

その第2期スポーツ基本計画というもののの中に、スポーツで「人生」が変わる、スポーツをすることでスポーツの価値が最大限享受できる、スポーツを「する」「見る」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる、スポーツを生活の一部とすることで人生を楽しく、健康で生き生きとしたものにできるというふうなうたわれておりますし、また2つ目にはスポーツで「社会」を変える、スポーツには共生社会や健康寿命社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できるというふうな書かれておりまして、4つの項目があるんですが、3つ目、4つ目はタイトルのみ御紹介させていただきますが、スポーツで「世界」とつながる、そして4つ目はスポーツで「未来」を創るというふうなことが書かれております。

この計画については、スポーツ参画人口を拡大して、スポーツ界が他の分野と連携、協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現するというふうな書かれております。

また、スポーツといいますと競技のスポーツというものをイメージされる、私もそういう人間ではありましたが、スポーツというのは競技だけではなく、この第2期のスポーツ基本計画のサブタイトルには「競技から散歩まで」というふうなタイトルがつけられております。いわゆるスポーツというのは、競技に限らず、散歩もスポーツですよ。私が先ほどテーマに掲げました運動とスポーツによるまちづくりということには、このスポーツ庁が掲げるスポーツという意味合いの中に運動とスポーツが入っているということでございます。

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策ということで、この第2期のスポーツ基本計画にはスポーツ参画人口の拡大というものがうたわれております。1つ目は、若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進、そしてビジネスパーソン、女性、障害者

のスポーツの実施率の向上と、これまでスポーツにかかわってこなかった人への働きかけというものが項目として上げられております。成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目指すとされておりまして、ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりと民間事業者における健康経営の促進という項目もございますし、女性がスポーツに参画しやすい環境整備、障害者スポーツの拡大に向けた取り組みの推進といったものが1番目のものに掲げられております。

そこで、これから医療費や介護費など多額の費用がかかっていく少子高齢社会・人口減少社会を迎える時代に、健康寿命の延伸・予防というものが大切になると考えております。市民がスポーツや運動を通して健康に過ごすための基盤整備や運動をする機会の創出について、瑞穂市ではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

また、先ほどから出ております（仮称）中山道大月多目的広場を、この運動、そしてスポーツによるまちづくりの拠点と位置づける考えはあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） では、教育委員会からの考えを述べさせていただきます。

教育委員会では、市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、興味、目的に応じて、日常生活の中でスポーツに親しむことができる社会を目指し、一生涯・一スポーツを掲げております。

ここでいう運動・スポーツは、競技スポーツなどの激しい運動だけではなく、例えば日常生活の中でエレベーターを使わずに階段を利用する、毎日ウォーキングをすることも広く運動と捉えております。

社会教育委員の会でもウォーキングに特化した取り組みをしようと考え、ふれあい広場や生津スポーツ広場のウォーキングコースには距離の表示や消費カロリーなどの掲示を始めたところ です。

（仮称）中山道大月多目的広場でも、いろいろなレクリエーション、軽スポーツ、障害者スポーツを行うことができ、周囲の歩道や健康遊具を設置しますので、議員の言われる運動・スポーツによるまちづくりの拠点の一つとなる機能を持つということが言えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） 本当に（仮称）中山道大月多目的広場ということで、公園でありますので、さまざまな用途で使うと。競技スポーツという前回の計画はありましたけれども、そうではなくて芝生広場ということで、市民の人にたくさん利用していただくということが非常に大切になってくるんじゃないかなと、またそれにふさわしい大きさ、広さ、また設備のものができ上がるというふうに考えておりますので、その整備したハードをどのように生かすかというソフト面が非常に大切になってくるんじゃないかなというふうに考えております。

成人のスポーツ実施率というものをスポーツ庁が平成30年度のスポーツの実施状況等に関する世論調査というもので出しているらしいです。

平成30年度の成人スポーツ実施率というのは、週1回以上が55.1%、週3回が27.8%ということになっております。私自身も振り返ってみますと、スポーツというものは、学生時代はしておったんですけども、最近、仕事を始めて、20代、30代、今私は40になりましたけれども、過ごしてきまして、なかなか触れる機会が少ないということが大きな現状にございます。

特に、成人でいいますと55.1%という平均になるんですが、20代では50.1%、30代では47.8%、そして40代では46.7%ということで、この20代から40代という世代が余り運動をしていないということがデータとしてわかります。また、20代から50代で運動不足を感じているという割合の方もたくさんいらっしゃいます。運動不足を感じているということは、運動はしたいんだけど運動する機会がなかったり、場所がなかったり、費用がかかったりということと運動ができないということをおっしゃっております。運動実施の障壁は、費用、そして利便性、そして自分に合った運動というものがあるかないかということが非常にかかわってくるというふうにおっしゃっております。

そこで、「健幸都市みずほ」実現のために市長が考えていらっしゃる政策について、どのようなものがあるかということと、またこの運動する習慣が比較的少ないと言われている若い世代の市民が健康に過ごすために行う政策というのはどういうものがあるか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） それでは、教育委員会のことについて述べさせていただきます。

今、親子運動教室というのを実施しております。2歳までのお子さんをお持ちの親子を対象に、指導者の指導のもと、保護者の方とお子さんが楽しく手をつないで触れ合いながら一緒に運動していただくものです。

2点目に、県が実施している清流の国ぎふ健康ポイント事業を活用したいと考えております。事業の中で市が設定する健康づくりメニューとして、例えば社会教育委員の会で進めようとしている一生涯・一スポーツに関するいろいろな運動も入れて実施したいと考えます。運動できる機会をたくさん提供することで、多くの市民の健康につながることから、健康福祉部との連携が重要になります。

3点目ですが、今構想しているのは、イギリス発祥のパークランと言われる民間主導型のランニングイベントです。これは、例えば毎週土曜日の朝に公園などで5キロを走るというものですが、全国に今広がりつつあります。参加者は事前に登録しておき、走りたい人が無料で参加します。走っても歩いてもよく、ペースも自由で、参加することによって運動できるプログラムです。運営はボランティアに任されており、現在、全国8都県12カ所で開催されています。

市としましては、活動のきっかけづくりとしてかわり、自主的な活動として行っていただくことを期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 馬淵議員の御質問にお答えをいたします。

健康福祉部といたしまして、健康の保持・増進に係る事業を計画するものとして、健康増進法の中でございますが、健康増進計画というものがございまして、一昨年に行ったこの計画の中間評価というものがございまして、その中で運動習慣者、あるいは日常生活において体を動かすようにしている者の割合というのは男女ともに約6割、60%でございました。先ほど議員のおっしゃった傾向ともよく似通っておるかと思っております。

そこで、このような結果を受けまして、特に若いころからやっぱり体を動かすことを意識し、運動習慣を長く継続することを主眼として、この計画には記載してございますが、代表的な教室について御紹介をしたいと思います。

まず1つ目は、20代、30代を対象といたしました代謝アップ教室でございまして、ここは健康運動指導士のもとで、脂肪燃焼と筋肉量をふやし、代謝を上げるための運動を実施しております。1クール4回で、これを2クール行っております。

さらに2つ目は、20歳以上を対象といたしましたウォーキング教室というものでございまして、これは有酸素運動を効果的に行うための実技指導と運動習慣継続のための意識啓発を行っておるところでございます。

これらの運動教室においては、ライフコーダーと申しまして、運動量の測定器及び脈拍の測定器により運動量と運動強度を測定し、数値や表、グラフによって運動量の見える化を行って、参加者の意識と意欲を高めております。

それから、先ほど教育次長のほうからお話がありました健康ポイント事業でございまして、こういったいろんな教室への参加を促すものとして行っておりまして、この健康づくりにおきましては、当市のオリジナルメニューとして、例えば毎日7,000歩、あるいは週2回運動することを1カ月間継続した方へのポイント付与を行っております。今後も対象メニューについてはふやしてまいりたいと考えております。

そのほか、健康意識づくり、意識啓発のために、平成25年から毎月、回覧で市民の皆様へは「活き活き健康通信」というものを発行して提供をさせていただいております。

健康づくりというのははすぐに成果が出るものではありませんし、したがって、今後とも「健幸都市みずほ」の実現のためには、より一層の市民の皆様への意識啓発と運動習慣の継続推進を行ってまいります。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） 今御紹介いただきましたパークランといった具体的な事業も出しています。非常ありがたいなと思っておりますし、健康福祉部のほうでもさまざまな若い人への事業をやっていらっしゃるということでございます。

せっかく（仮称）中山道大月多目的広場というものができ上がるということでもありますので、その広場というか規模を生かして、市民の人が気軽に、先ほど私が申し上げましたように、運動しない理由というのは、費用だったり、利便性だったり、自分に合った運動があるかどうかということでもありますので、そういったことをカバーできるように、公園を使ってそういったものを企画していただきたいなど。

また、市からはやっぱり促して市民のほうでやっていただきたいという考えもあると思いますので、やっぱりスポーツ推進委員の皆様にご協力をいただいたりとか、または地域総合型スポーツクラブのNPOさんもございますので、そういったところに公園の利用許可をしていただきまして、さまざまなソフト面の事業と、それが若い世代の気持ちに合った教室、また運動のものができるとなことを私は願っております。

1つ追加で御紹介をさせていただきますと、これは同僚議員の皆様と一緒にスポーツ振興センターというところにお邪魔をしまして、情報・国際部情報戦略課というところの方からお話を伺って情報提供をいただきました。こういった公園の利活用についての情報というものを非常に仕入れられていらっしゃるという、さまざまに発信をされているということでもありますので、その中で、民間主導で、しかもイギリスの事例ということでございますが、もちろん日本でもできると思いますが、ターンアップ・トーンアップという事業をやっていらっしゃる。

これは何かと申しますと、誰でも無料で参加できる1時間のグループエクササイズを提供していると。具体的には、ヨガだったり、フラフープ、ブートキャンプというような有酸素運動をこの公園で1時間のプログラムを無料で提供していらっしゃるということでもあります。先ほどの調査のスポーツの何をしているかという中でも、ヨガとかエアロビクスとか、そういったものは女性は非常に取り組んでいただいておりますし、スポーツの実施率も高い。

また、このターンアップ・トーンアップという事業が非常にすぐれているなと思ったことは、参加者の76%が女性、そして17歳から39歳で9割を占めるというふうなデータをとっていらっしゃいます。また、参加者の3割はそれまで全く運動していなかった人たちというデータがございまして、今まで運動をされてこられなかった方、機会を提供すれば運動したいという気持ちがあるということもございますので、せっかくでき上がります（仮称）中山道大月多目的広場を有効に使っていただきまして、さまざまな事業等が市民の皆様の健康、そして生活の質の向上に資するものになっていただきたいというふうな願いを述べさせていただいて、次の質問のほうに入らせていただきます。

次の質問ですが、瑞穂市の健康経営についてというお話でございます。

先ほど、運動とスポーツによるまちづくりのところでもお話をさせていただきましたが、ビジネスパーソンによる運動というところで、健康経営というものがうたわれております。こちらについては、経済産業省のほうは今、中小企業だったり、企業に推奨して進めているというものでありますけれども、まずその健康経営を行っていくに当たって、自治体のほうで、職員の方がみずからのストレスに気づき、自発的に適切な対処をするとともに、職場のストレスの要因そのものを軽減するために、事業者や管理監督者などによる職場環境の改善を進めることによってメンタルヘルスの不調の発生を防いでいきたいというストレスチェックというものが50人以上の事業者については義務化されております。

そこで、本市の状況のほうを確認させていただきたいんですけれども、職員の皆様のストレスチェックの結果や、そしてメンタルヘルスですね、心の健康といいたいでしょうか、を含む体調管理、そして健康診断の結果などをどのように把握して、また管理をしていらっしゃるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、馬淵議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、ストレスチェックについて説明をさせていただきますが、このストレスチェックについては、平成26年に労働安全衛生法が改正され、毎年1回の検査実施を義務づけられたもので、本市においては平成28年度から実施をしております。

本市の場合、ストレスチェックの集計、さらに分析については外部に委託を行っており、厚生労働省から示された評価基準というものがあありますが、それに準拠して判定をさせていただいております。

この労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度ですが、1点目が労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止すること、さらに2点目が労働者自身のストレスへの気づきを促すこと、3点目がストレスの原因となる職場環境の改善につなげるということを目的とされております。

本市としては、このストレスチェックにより職員にストレスへの気づきを促し、職員自身が自分のストレスに適切に対処し、自己管理を行うとともに、職場全体としてストレスを軽減し、明るい職場づくりを推進するために、職場環境などの把握と改善につなげていきたいと考えております。

次に、メンタルヘルスについても同様にセルフケア研修を実施しております。

最後に、健康診断については、受託業者からの結果を健康管理医が精査し、精密検査の必要な職員については、本人宛ての受診勧奨だけではなく、各所属長からの声かけも行っているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） 過度なストレスというものは、心をむしばんだりとかしまして、さまざまなハラスメントにつながったりとか、長期休職というものにつながったりしていくと思います。職員の皆様の定数というのなかなかふやすことができないような現状でありまして、いかに職員の方々が体も健康、心も健康にして住民サービスに当たっていただくということが非常に持続可能な都市経営というものに資するというふうに考えておりますので、そういったものを適宜しっかりと把握していただきまして、ストレスチェック、そしてメンタルヘルスのケアについて、管理職の皆様にはしっかりと目を届けていただいて、していただきたいというふうに思っております。

また、先ほど話が出ました健康経営というものでございますけれども、どういったものかというものをまずお聞きさせていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、健康経営とはどういうものかということですが、まずこの健康経営ということですが、先ほど議員のほうからもありましたが、経済産業省から出されているもので、経済産業省によると、健康経営とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することと定義されております。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらして、さらには結果的に業績向上や株価向上につながると期待されるものとされております。

また、健康経営は、従業員の食生活や運動習慣、疾病予防などに会社が深くかかわり、医療の抑制や生産性の向上に加えて、優秀な人材の確保や離職率の低減につなげる取り組みを示します。

岐阜県においては、県庁保健医療課による、昨年度から開始した健康経営推進事業や協会けんぽ岐阜支部による健康経営推進事業所認定制度などがあり、昨今非常に注目されている考え方ということでございますので、以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ただいま御説明いただいたように、健康経営というものの考え方というのは、今まで少し費用をかけずに来た予防とか健康管理サービスというものにお金をかけて、費用をかけて、後々に発生するであろう重大な病気等にならないために予防、未病の観点で積極的に投資を行っていくと、それが企業価値の向上だとか、従業員の皆様の雇用安定とか、そういったものにつながっていくという考え方でございます。

今後、瑞穂市においても生産年齢人口の減少とか、民間企業との人材の取り合い、働き手不足ということが予想されてきます。また、税収の減少により、少ない職員で最大の行政サービスを行っていくということが必要になる時代ではないかと思っております。多くの仕事を担っている職員の皆様が、健康を害し、また休職などということになれば、住民サービスの低下を招きかねません。また、元気がない職員の皆様や精神面で体調を崩した職員の方が行う住民サービスというものは、住民の皆様のニーズを満たすことができないのではないかというふうに危惧をしております。職員の皆様の身体的健康、そして精神的健康が保たれ、意欲的に仕事に取り組んでいただくということは、住民サービスの質の向上、そしてまちの活性化、瑞穂市の活気につながり、瑞穂市にとっても市民にとっても非常に大切なことであると私は考えます。

企業が積極的に取り組んでいる健康経営ということでもありますけれども、この我が瑞穂市でも取り組みを始めてはいかがでしょうか。そのためにはさまざまな方法がありますが、「健幸都市みずほ」を掲げられる森市長が健康経営宣言というものをして、市職員の心と体の健康を積極的に獲得していく必要があるというふうに考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、今、議員の健康経営宣言ということでございますが、この健康経営宣言は経済産業省が企業向けに行っている事業でございますけれども、これを市のほうでということで、市職員の心の体の健康を積極的に獲得するということが大変有益なことだと思います。

この健康経営宣言というものは、さき9月に開催されましたぎふ健康経営フォーラムでは、県内企業の経営者や労務担当者と一緒に、私どものほうも健康経営の効果的な導入方法について理解を深めているところでございます。

ただ、しかしながら宣言となりますと、宣言後は当然にその実践や報告等が必要になり、宣言がやはり形骸化してはいけないということで、慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 馬淵議員の健康経営宣言の御質問にお答えいたします。

健康経営宣言とは、例えば協会けんぽなどで企業向けに従業員向けの健康保持・増進として宣言を募集しているというような事例はあります。市が職員向けに健康経営を宣言している事例は少ないと思います。多い事例では、健康宣言をした各企業などを市が紹介したりしている事例は愛知県の自治体でも多いというふうに思います。

御質問の健康経営宣言は、私の政策であります「健幸都市みずほ」の事業がそれぞれ事業化され、そしてその事業から成果があらわれて、仮にですが「健幸都市みずほ」経営宣言という

ようなことを行うようなことで、これから先に考えていきたいと思います。もう少し時間がかかるかと思いますが、馬淵議員におかれましても、このような宣言をしてから、いろんな政策を実施すべきであるということをお思いでしたら、さらに踏み込んだまちづくりの詳細な政策がございましたら、またお知らせいただきたいと思います。また今後ともよろしく願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） 企業に広めていくと、今、企業が広がっていているということでありまして、当市の中小企業、企業の皆様にとっても、また働く人にとっても、そして経営者にとっても、非常に働く人の健康に積極的に投資を行っていくということは、後々に大きなメリットがあるということは、こちらで申し上げさせていただきたいと思います。

宣言は難しいというお話がございましたが、何事も夢を語って目標を立てたところから始まるということもあると思います。慎重な市長のことでありますので、ただマニフェストで「健幸都市」というのをうたっていただいていますので、企業の従業員さんとか市民皆様の健康にも目を使っただけですが、行政サービスを行う市の職員の皆様にも積極的に健康維持に対して投資を行っていくことをさせていただきたいなと思います。

取り組みの中には、昼休みにヨガの時間を設けるとか、スポーツジムの器具を置いて自由に使っていただくとか、そういう簡単に行えるものというのもございますし、その費用のかけ方ではありますが、職員の皆様がどうしたら心の不安、そして体の不調というのを来さないように健康が維持できるかということをやっただけですが、ぜひ1つでも2つでも、私も引き続き研究をさせていただきまして、いい御提案があればまたさせていただきますので、次回にまた御質問のほうをさせていただきたいなというふうに思います。

今回は、健康、運動、そしてスポーツによるまちづくりというところと健康経営、そして持続可能な都市の経営ということで御質問させていただきましたけれども、（仮称）中山道大月多目的広場というのはいいい機会でございますので、その場所、ハードが整備できましたから、いかに使っていただくかということが非常に大切になってきますし、たくさん利用していただける公園であれば、整備をしたとしても非常に市民の皆様、また市外の皆様にも利用していただけるような施設になり、余暇を過ごす場所である瑞穂市において特徴あるまちづくりというのをしていけるのではないかとこのように思いますので、ぜひ1つでも2つでも、私も引き続き研究をさせていただきまして、いい御提案があればまたさせていただきますので、次回にまた御質問のほうをさせていただきたいなというふうに思います。

これで私の一般質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、1番 馬淵ひろし君の質問は終わりました。

本日の会議は、議事の都合によりまして、延長をかけます。

続きまして、17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番17番、みずほ令和の会の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

きょうはたくさんの傍聴者に来ていただきましてありがとうございます。大変遅くなりましたのですけれども、手短かに質問したいというふうに考えます。

私のほうは、4つの質問項目でございます。

まず初めに、公契約条例の制定について、1番と2番について一括して質問をいたします。

市が委託している業務には、民間委託、指定管理者制度があり、その導入状況についてお問い合わせします。また、競争入札制度のみでは、公契約は安いだけで落札できてしまい、安全管理費カットや従業員の低賃金を前提とした受注が起きます。競争入札のメリットとデメリットは何か、この2点について質問席から質問しますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ただいまの松野議員の質問にお答えをさせていただきます。

初めに、民間委託につきましては、施設清掃や設備機器の保守点検など、市が直接事業を実施するよりも民間委託のほうが効率よく実施できるもの、また専門的ノウハウにより安全かつ確実な事業実施が見込まれるものといった、市の中でも数多くの事業について実施しているところでございます。

また、指定管理者制度につきましては、平成17年10月に瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例を制定し、現在、市のコミュニティセンター、穂積駅の駐輪場及び駐車場、市の研修施設で本巢市の根尾にあります、うすずみ研修センターの管理及び運営につきましては、議会の議決を経て、指定管理者の指定を行っているというところでございます。

2点目の競争入札のメリット・デメリットということでございますが、競争入札につきましては、当然でございますが、価格競争をすることにより安価に事業が実施できるというメリットがございます。

しかし、著しく安価な入札となった場合には、業者の施工に関し、品質確保ができるのか、また議員が危惧されておられます労働条件についても心配されるところでございます。そのため、このような場合には、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を実施して、その入札価格での適正な工事施行について、低入札価格調査委員会の中で調査、審査して、施工可能な価格か判断した後で契約締結をしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 安いだけがいいとは決まっていませんね。ダンピングや低入札価格制度、こういったものがありますので、それを利用しなあかんということです。

それで、今回、大月運動公園も総合評価方式でございますけれども、この総合評価方式は、価格以外の要素として企業の技術的能力、安全性、技術者の能力、地域貢献度等があり、点数化して評価点を算出し、落札者を決定するため、一見十分なように見えますが、価格以外の要素に労働条件がないのはなぜでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは次に、総合評価方式の要素に労働条件がないのはなぜかとの御質問ですが、瑞穂市の総合評価の評価点につきましては、岐阜県の標準設定例を参考に設定、配点を行っております。この中には、労働安全衛生表彰歴についての項目もあり、事業主が労働災害の防止に取り組むことなどで表彰された場合には評価される、そういった項目もございます。

また、総合評価落札方式の入札では、価格以外の業者の評価を加味することで、施工能力が低い業者などのダンピングの防止や粗悪工事の防止にもつながり、俗にいう下請業者へのしわ寄せ排除対策にも役立っているものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次に、ILOの話を行います。

ILO第94号条約、これは公契約における労働条項に関する条約でございます。これの呈する公契約は、この狭義の公契約は第1条から第19条まであり、第2条では賃金、手当を含みますけれども、賃金、労働時間その他労働条件を関係労働者に確保する条項を包含しなければならない、第3条は、労働者の健康、安全及び福利の条件を確保するため十分な措置を講じなければならない、そして第5条は、労働条項の規定の遵守及び適用を怠る場合について、契約の手控えその他により適當の制裁を適用しなければならないとなっております。そこで、日本はこの条約には未批准であります。

また、ILO第94号条約の基礎となっている、住民の税金を使う公的事业で利益を得ている企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者たる公的機関はそれを確保するための責任を負っているという考え方を実践することが求められております。

そこで、2019年7月3日現在、ことしでございますけれども、全国の公契約条例の制定状況は53自治体あり、岐阜県内では、岐阜県が2015年4月、大垣市が2016年4月、高山市は2018年4月に制定をされています。その内容は、ともに賃金下限額なしとなっております。いわゆる理念型の条例であります。

以前の議会質問に対しては、他市の状況など、情報収集、研究するとの答弁に終わっていますが、公契約条例の制定に向けて、どのようなお考えなのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ILO第94号条約につきましては、今現在、我が国は未批准であり、当市におきましても公契約条例未制定という状況ではあります。ただ、労働環境が守られるということに関しては、それは非常に大切なことだと考えております。

先にも述べましたとおり、今現在、当市では、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を実施することで、できる限り安い価格での事業実施を目指しつつも、適正に工事が施工できる価格のラインを定め、確認を行っているというところでございます。

工事入札時には、入札価格の積算内訳書の提出を求めまして、経費等が適正に積算されているかどうかの根拠を明確にし、労働関係にかかわる人件費などが不当に低価格で算定されていないか確認ができる状況となっております。

また、建設工事の入札参加資格審査申請時や一般競争入札の公告時の参加資格者の要件として健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の届け出義務を条件とするなど、事業実施の際の労働環境が守られるよう努めております。そのことに関しては一定の効果を上げているものと考えております。

今後も引き続きILO第94号条約に関する我が国の動向と他団体における公契約条例制定事例を踏まえながら、よりよい契約締結のあり方と事業の進め方についての検討を進めたいと考えておりますので、御理解を願います。

以上で答弁とさせていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 積算資料等を確認しておると、人件費についても大丈夫だと、これは元請の話ですよ。工事自体の仕事は、下請から、真上から行くんですよ、下へ。この保障がされておらんですよ、労働条項が。そこを確認しなあかんですよ。元請はいいですよ。

それで、全国で53の自治体がやっておるんですよ。完全に賃金の下限額を設けてやっておる自治体もとにかく全国でたくさんあるんですよ。岐阜県がやっていないから、理念型ですからやらないよと、こうじゃなくて前向きにいかんですよ、瑞穂市としては。

それで、今後はこういった導入をするためには、業界団体や労働者団体など、意見交換会を開催して、具体的に一步踏み出すことが必要ではないでしょうか。どのようなお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今議員の質問にありました元請ではなくて下請というところでござ

いますが、先ほどの低入札価格の調査委員会の中では、そういった下請の業者の状況も精査をしているところがございますので、今現在はそういった状況で進めていきたいと。

さらに、この公契約の条例でございますが、岐阜県と大垣市と高山市が現在県内ではあるんですが、当市も他市の状況を踏まえて、今後、検討を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 他市の動向という話ですね。前向きじゃないですね。

岐阜市は、多分この12月か来年の3月には公契約条例を制定すると思いますよ。そういう話を聞いています。そういう情報は確認されているのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 大変申しわけございません。把握しておりません。今のところ把握しているのは、先ほどの岐阜県、大垣市、高山市ということでは把握しておりますが、岐阜市が条例制定については、今のところ把握をしていないところでございます。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は、公契約条例をしていただくと、発注者である自治体や受注業者の責務などを明確に規定することで適正な契約の推進が図れると、これは非常に大事ですよ。公契約の条例制定に向け、理念型じゃなくて、ILO第94号型にしていただきたい、このように思いますし、前向きに検討していただくことをお願いします。

続きまして、窓口対応に多言語翻訳機の導入についてでございます。

ここについては、お客様と接する部門が市民部あるいは健康福祉部ということで限定しましたんですけども、ここの部長さんについてお答えをいただければというふうに思います。多くの外国人と対応する市民部、健康福祉部での窓口対応並びに電話等の問い合わせ件数、また日本語を話すことが困難な方に対する現在の対応についてお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） それでは、ただいまの質問について、まず市民部のほうから答弁をさせていただきますと思います。

まず市民部での窓口対応の件数ですが、電話等の問い合わせを含めまして、1日当たり、市民課のほうで15件、医療保険課で4件、税務課で2件ほどとなっています。

ちなみに、瑞穂市の国民健康保険の外国人加入者数ですが、本年3月末で779人、全体の7.5%ほどを占めている状況となっております。

続きまして、日本語を話すことが困難な方に対する現在の対応状況についてですが、まず電

話での問い合わせにつきましては、日本語がわからない方はほとんどない状況でございます。窓口での日本語がわからない方への対応の状況ですが、技能実習生などの場合は、日本語のわかる会社の方が付き添われて来られます。仕事以外の留学生等の場合は、通訳の方や日本語のわかる友人の方が同行されるために、支障なく窓口手続きができております。

まれに日本語がわからない方が単独で来庁されることもありますが、そのような場合には、公共財団法人岐阜県国際交流センターが実施しております行政通訳サービス、トリオフォン（三者通話電話）というのを活用しております。三者通話電話と申しますのは、在住外国人からの問い合わせに対して、外国人の相談者、それから通訳、それから行政担当者の三者が同時に電話で話すことによりまして、通訳を交えて即時に行政情報等を在住外国人に提供するもので、最大14言語に対応しております、無料となっております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） それでは、健康福祉部の状況につきましてお話をさせていただきます。

まず最初の御質問の中ですが、当部におきましては、福祉生活課において、窓口対応、主に外国人の被保護者の方につきまして、月に約7件ほどで、電話の問い合わせはほぼありません。

なお、生活保護の受給世帯に占める外国人の割合は、この11月の数字ですが、172世帯中16世帯で9.3%となっております。

また、健康推進課におきましては、例えば母子健康手帳、いわゆる母子手帳でございますが、の発行について、昨年度は全体で586件ありましたが、そのうち45件、7.7%が外国人の方でございました。

続きまして、現在の対応状況でございますが、窓口に来所する日本語が理解できないお客様というのは、ほとんどの場合、日本が理解できる御親族または通訳さんを同伴して来所されることが多く、どうしてもこれは対応に困るといったような場面はそんなに多くはございません。時折、高齢の外国人の被保護者の方が来所される場合がありますが、現在はたまたま課内の補助職員にその国の言葉が話せる職員がおりまして、何とか応対時に補助をしてもらっているという状況でございます。

また、母子健康手帳につきましては外国語版、これは英語、ポルトガル語、中国語、タガログ語でございますが、これを用意しております、これには例えば病院へかかる際の「知っている便利な会話集」というようなものもついております。

しかしながら、現在、当部各課で苦慮をしているものとしては、外国人の方の自宅への家庭訪問の際にコミュニケーションがとりにくいといったことが上げられます。というのは、家庭訪問の際には日本語が理解できる親族または通訳さんがいらっしゃらないことが多く、詳細な生活状況の聞き取りがなかなか困難となる場合が大変多くなってきております。

したがいまして、今後は、窓口もさることながら、家庭訪問において、例えば言語翻訳機を使う、あるいはタブレット端末に言語翻訳ソフトを入れて使うなどの対応を考えておりまして、さらにその結果というか、例えば通訳の雇用というようなこともそのうち必要になってくるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それぞれ部の対応状況等を聞きました。ケース的に非常に少なく安心しておるわけですが、例えば三者通話電話という話をされておりましたね。これは、お客さんが窓口へ来て、要は市側とお客さんとの通話が国際交流センター、そちらのほうで翻訳して回答すると、こういうようなシステムですね。

今回、教育委員会にも小型の翻訳機が入っておるわけですね。通告にはございませんけれども、その導入のちょっと経緯を聞きたいと思います。市民部とか福祉部というのはある程度件数が少なかったものですから、教育委員会としてはどのくらいの件数があって入れましたんですか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 教育委員会で導入します自動翻訳機は14台でございます。

教育委員会の場合は、お子さんを連れて転校の手続をしなければならないという課題がはっきりしております。ですので、来所される方々が多数お見えになります。そういった方々へ対応するために、教育委員会で行う業務の際に通訳機が必要であるということと、学校において、お子さんがもうそこには存在しておりますので、日本語がわからないお子さんに対して、通訳のできる方とか日本語指導ができる教員等を配置しますが、それは毎日毎時間配置することはできません。そういった場合に、学級担任等が通訳の自動翻訳機を使って授業中に対応するというのを考えて、購入することにしたわけでございます。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今後の方針ですけれども、そういった多国籍の方の翻訳をする機械ですね、多言語翻訳機、これの導入に向けて市はどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今の松野議員の御質問にお答えいたします。

市役所窓口における多言語対応につきましては、多くの言葉に対応しなきゃならないんですよ。この複数の言葉に対応するということで、通訳さんを置くということになると大変人数も多くなるということになります。そういうふうに通訳の方を置くといっても、毎回毎回毎日頻繁に来るというわけでもないですし、効率が悪いということもあります。

それで、私どものほうでは、先ほど教育長さんがお話しされたように、学校に今年度補正で対応させていただきます。そちらの財源というのは、県の補助金申請を出しまして、岐阜県多文化共生推進補助金というのを市民協働安全課のほうから国際化対応のところの担当で申請しております。その申請を出す準備をしたときに、市民部とか健康福祉部とか巢南庁舎は大丈夫なのということで庁舎内を調整させていただきました。そこで出てきたのが、翻訳機が欲しいという状況だったということです。

昨今の翻訳機は高性能になり、価格も安価になってきているため、各部署に翻訳機の使用について希望調査を行ったところ、穂積庁舎では市民部と健康福祉部で1台ずつ、それから巢南庁舎では市民窓口課へそれぞれ1台ということで配置希望がございましたので、こちらのほうは一旦補助金は締めておりますので、令和2年度の当初予算で補助申請を行いまして、導入させていただきたいということで今進めております。先ほど言いましたように、岐阜県多文化共生推進補助金というのを活用させていただいて対応したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 巢南庁舎に1台、市民部に1台、福祉部に1台という、小型の翻訳機になるんですね。小型といいますと、今の携帯電話と変わらんですわね。そこで、例えば日本語とか多言語が出てくるんですけど、見にくいんですよね。ですから、導入するんだったらパソコンの画面ぐらいの大きさ、あるいはタブレット端末、これでもできますので、そういったものに変えたほうが私はいいと思うんですよね。見にくいんですよ、これ、非常に。

そして、機能的に、日本の方はほとんど標準語を使うと思うんですけれども、外国の方は地方の言葉も使って翻訳が困難だということも聞いておりますので、そこら辺は性能をよく見ていただいて購入していただきたいというふうに思います。

次に行きます。

次は、国土強靱化3カ年緊急対策についてでございます。

以前にも質問しました。平成20年3月、国土交通省中部地方整備局木曾川水系河川整備計画によると、長良川右岸42.8キロ付近に、復旧復興に係る時間を極力短くし、被害をできるだけ軽減するよう災害復旧資材の備蓄、情報の収集・伝達など、災害復旧活動の拠点の計画があり、さきの議会で質問後の状況についてお答えを願います。

また、長良川右岸39.7キロから42.8キロ付近、これは天王川の河道掘削、あるいは樹木伐採の計画があるのか、お答えを願います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 国が作成しております木曾川水系河川整備計画において、危機

管理対策に対応する場所として穂積大橋南の穂積地内に防災拠点位置づけされ、同じ性質のものではございますが、国により現在は揖斐川左岸輪之内町地内で防災拠点整備が進んでおり、こちらの完了を優先して行っているというふうに伺っております。

事業といたしましては、一度に盛り土を行うのではなく、徐々に盛り土を行っていくこととなりますが、その前に市としての利用方法を確定するとともに、事業地である区域内の土地の整理を行った上で国と協議を行っていくこととなります。

防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に限ることなく、国におきましては長良川の流下阻害となるマウンド等の撤去、河道掘削、樹木伐採につきましては、木曾川水系河川整備計画等に基づきまして、順次進められていると聞いております。

また、同距離程の位置に並行して流れます県管理の天王川につきましては、当面の河川整備がないことから、維持管理予算の範囲内で、下流の天王川橋より順次樹木伐採を行うと聞いております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この木曾川水系の河川整備計画、これは平成20年3月に出ておるんですよね。今までずっと市のほうはさわっていないですよね、これ。もっと早く検討しなめかんですよね。国土強靱化3カ年緊急対策事業が決定をし、防災・減災に7兆円の事業となっております。

そこで、昭和36年6月24日の集中豪雨により、穂積町では床上・床下浸水で1,452戸、被災人員1万1,055人、穂積小、牛牧小学校は床上浸水により10日間臨時休校となってしまいました。天王川右岸堤は崩れ、漏水が激しく、破堤寸前の状態となり、当時の松野県知事は、自衛隊出動要請し、仮復旧をされました。現在、用水路も老朽化しております。今回の強靱化3カ年緊急対策事業として、国への要望する考えはあるのか、お尋ねします。この3カ年は平成30年から32年度となっておりますが、予算の繰り越し等は多分できると思いますけれども、そういった国への要望する考えはあるのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 国は、平成30年に発生した7月豪雨、台風21号、大阪北部地震、北海道胆振東部地震を初め、近年激甚な災害が頻発しており、災害で明らかとなった課題に対応するための防災のための重要インフラ、国民経済・生活を支える重要インフラについて、災害時にしっかり機能が維持できるよう、国全体で総点検、対応方策が平成30年11月にまとめられました。ソフト・ハードの両面からの防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に基づき集中的に取り組んでいくためのもので、2018年度から2020年度までの3カ年の期間を限定して、今後予想されます災害に備え、即効性を持って防災・減災につながる対策を推進するこ

ととしております。

具体的にハード対策につきましては、河川の氾濫による危険性の高い区間においての樹木・堆積土砂の撤去、堤防強化対策、また災害時の電源確保のための非常用電源設備の整備、アンダーパスの排水施設等の補修、老朽建築物の撤去等が上げられます。

令和2年度の国土交通省の概算要求を見てみますと、この3カ年緊急対策事業につきましては2020年度で終了するわけなんです、引き続きこの緊急対策をさらに推進する必要があるというふうに予算づけをしております。そういった意味で、これから市でつくります国土強靱化地域計画の中で、さらにそういった位置づけをして、国への要望を今後してまいりたいというふうに思っております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 瑞穂市周辺の市町でございますけれども、岐阜市、羽島市、海津市の県内3自治体で国土強靱化地域計画が作成されております。例えば羽島市は、基本法の第14条を踏まえて、4つの基本目標として強靱化を推進する計画であります。これは平成30年から平成34年の5年間の期間でございます。

当市は、今回の12月の補正予算の中に、地域計画で800万円の予算が計上されております。都市整備部長もお話をされましたんですが、当市としては防災・減災に係るものが優先されていくと思っておりますけれども、この地域計画の作成に当たりまして、どのような施策が入ってくるのか、お尋ねをします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今の松野議員からの御質問でございますが、国土強靱化計画のほうはことしに、この議会のときに補正予算させていただいて、繰り越しさせていただいて、来年の9月をめどに、最終的には12月末をもってということ。

この計画ですけれども、総合計画と整合性をとりながら、下に各種計画がございます。きょうも議会でありました地域福祉計画とか、いろんなものがあります。ハードの土木的なことではなく、ソフト事業的なものでも強靱化というのはいろんなことを考えていかなければなりません。

それで、各ポジションから職員が集まって、どういうところが瑞穂市の弱いところですかというのを洗い出し、それを研究し、そこを強くするためにはどういう手だてが要るかということと事業を起こしていきます。既存の今予算の入っている事業がそこに当てはまるものもありますし、ここが特に弱いから、この部分が弱いから、こういう事業を起こしてやるべきだということになれば、そこを上げていかなければいけません。そういう形で、これは土木の国土交通省だけではなく、国のほうが各省庁からいろんなメニューが出てきます。そこに合わせてい

くという必要があります。

ただ、現状今全くわからない状況にありますので、ことし進めていく最中に、来年までの間の最中に、いろんな各省庁からメニューが出てきます。そこに当てはまるものをはめ込んでいって、瑞穂市を強くするものということで進めていくという流れになっています。当然、また検討していきますといえますか、詰めていく、計画をつくっていく段階で、御意見を聞かせてもらうところを持ちたいと思っていますし、パブリックコメントなんかもしたいと思っています。

また、これは本当に、今までの計画というのは、今までうちも防災計画がありますけれども、災害が起こってから後の計画だったんですね。そうじゃなくて、何が弱いからということ进行分析して、先に災害が来る前にどんな手だてをしていくかという計画なんです。そうすると、発災後の復旧が早いということになりますね。これは、国のほうはしなやかさと呼んでおりますけれども、起きた後の復旧が早く立ち直れるようにということで、そういう計画をつくるということでございます。

そういう形で、これもまた今年度中に契約をさせていただいて、早く着手して、来年度のおおむね9月末ぐらいにはおおまかなところができるように、完成版は12月末ぐらいにというふうに思っています。そうしないと、次の年度の予算に反映できない、国のほうに補助金をもらうことができないということになりますので、そういう流れで進めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 国土強靱化3カ年の緊急対策について質問しました。

木曾川水系の河川整備ですけれども、ここは国土交通省とよくお話をされて、前向きにやっていただきたいと、このように思ひますし、天王川は上流に向けて非常に樹木が生い茂っております。早急に、南のほうからという話ですが、伐採の計画をよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。この地域計画の作成については、基本法等を踏まえながら強靱化対策を進めていただければと、このように思ひます。

次に、穂積地区にコミュニティセンター建設でございます。

同地区は、国道21号線沿い南部に位置し、転入者等により住宅が新築され、人口増加傾向でございます。また、周辺自治会には公民館等がないため、住民とのコミュニケーションが図れない、また地震や災害時の避難場所にも大変困難な状況であります。

以前、建設に向け、周辺自治会長の連名、これは多分6自治会長だと思ひますけれども、要望書を提出し、その後、市は建設に向け調査費を2年間300万円計上されましたが、計画を途中で取り消されました。その理由も定かではございません。

周辺ではアパートや個人住宅の建設も進んでおり、コミュニティーや災害時の防災拠点等の施設としてのセンターまたは複合施設などの建設について、どのようなお考えかお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、コミュニティセンターの御質問で、穂積地区のということですが、先ほど、先般、くまがい議員からも御質問がございました。

今、自治会公民館の話をしてください。

公民館の建設・修繕のために、費用の2分の1を補助する市の補助制度を設けております。自治会におきまして、皆さんで協議・検討していただき、建設が決定すれば活用していただけたらと思っております。

なお、活動拠点となる施設につきましては、議員の言われるようにコミュニティセンターなどの拠点が無い小学校区があるのは事実でございます。

昨年からいろんな自治会を回らせてもらっています。自治会だけではなく、校区で力を合わせていただいている活動もということで、一自治会では解決できないことを集まっていた校区で解決するという協働のつながりということも大切にしてほしいということで、市民協働のほうで回らせていただいています。

その中で、ことしのタウンミーティングのテーマである「みんなの居場所づくり」ということで、地域の拠点化づくりを取り上げた小学校区がございました。その小学校区にはコミュニティセンターというものはありませんので、自治会の公民館を拠点として考え、地域住民がいつでも集うことで、自宅に1人である小学生や高齢者の居場所づくりにもなる活動について活発に話し合いが行われ、実際に今度事業化する動きまでつながってきているという状況でございます。

このように、コミュニティセンターなどの施設がない場所でも、先ほど申し上げました市民の協力をもって自治会同士の連携による地域力の向上を図っていただければと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今は、公民館の助成金を2分の1と、こういう話をされておりますね。でしたら、市内にはセンターがありますね、本田、牛牧2つ。そういったものについてはコミセンがありますが、どのような経緯でこの施設ができたのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） コミュニティセンター3館のところでございますが、平成9年3月に牛牧北部、そして平成14年に牛牧南部コミュニティセンター、平成21年2月に本田コミュニティセンターができておりますが、牛牧北部コミュニティセンターは、防災本部機能の副次的

な施設ということで、防災本部を市役所のほうから万が一のときには移転するという場合も、動かすということもあります。その関係で、機能の副次的な施設で、防災本部を移設することが可能な施設として建設され、地域のコミュニティー活動ができるよう複合施設として建設されたということです。

また、牛牧南部コミュニティセンターは、もともと町民プールがございました。プールを屋内式に変え、それを発展化させ、3世代交流が可能なよう、各世代の市民の方々がつながりを持てるよう建設されたということを聞いております。この平成14年のころは、3世代交流という言葉がはやったといえますか、そういう概念を入れてコミュニティーをつくっていくということもあったというふうに聞いております。

平成21年の本田コミュニティセンターは、地元で土地をまとめられ、運動や会議ができ、また避難所としても使用できる施設として建設されたと聞いております。こちらのほうは、地元が集まられて土地を提供するのではという話で聞いております。また、防災のほうでも使えるということでございます。

やっぱり地理的な要因等々があると思います。堤防際にいわゆる本家さんがあって、息子さんが田んぼのほうに出られてという形で、いろんな派生の仕方があると思います。従来のお住まいのところに集会場があったところは、それで機能しているんですけども、どんどん新しい田んぼのところに住宅が開発されてということになってきますと、そこは新しい自治会、コミュニティーができます。そのところに派生でコミュニティセンターを設けると、その中心部だということもあったと感じております。

穂積小校区ですけれども、まず私どもは思うんですが、申しわけないんですが、今回いろいろな地区を回らせていただきました。申しわけないんですけど、穂積小校区の結束力は弱いんです。それは年齢のことかもしれませんけれども、いろんな私ども働きかけております。ですので、何が問題があるのか、自治会連合会の役員さんとか自治会長さんにも聞いております。それで、やっぱりコミュニティーがまずは大事、人と人とのつながりが大事だと思っております。その中で、どんな集会場がいいのかということをもっと皆さんで考えていただきたいと思っています。

先ほどくまがい議員のほうからもお話しさせていただきましたけれども、議員の方々も地元のほうへ私たちと一緒に行っていただいて、市民の方と話し合いをさせていただいて、どんなものが自分たちにぴったりと合う集会場なのかということをもっと考えていただきたいと思っております。公共施設等総合管理計画の中では、やっぱりもうコミュニティセンターというようなお金がかかるようなものはつくるわけにはいきません。計画上、そうなっております。まだ、今の施設も合併後、潰さなんことも出てくる見込みもあります。申しわけないです。誰も嫌なことは言ってくれません。今、私、勇気を持って嫌なことも言わせてもらっていますけれども、そ

ういう時代に来ました。ですから、何とか一緒に話し合いをさせていただいて、そういうことを解決していくという道を選んでいただきたいなというふうに思っております。

以上、全く答弁になっていないかもしれませんが、何とか御理解を願いたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 企画部長から本音を言っていましたんですが、穂積地区は結束力が弱いと、こういうお話だね。

私はこの要望書を2回にわたって出しておるんですよ。地域の自治会長さんの協力を得ながらやっているんですよ。そして、もう十何年たっておるんですが、今の現状で説明されても納得できんですね。要は、2年間予算を計上してきた中で、突然消し去っているんですよ。だけど市としては、やはりあそこには欲しいなと、穂積地区の国道21号南は欲しいなと、こういう気持ちは私はあると思うんですよ。そこは市長の決断だと、このように思います。

地方自治法で言いますよ、いいですか。地方自治法第10条第2項、住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うと権利が規定をされております。コミュニティセンターの要望書を出して、つくらないと。それで通りますか。よそはつくっているんですよ。地域から要望があったらやりましたねと、こう言いましたね。どうですか。自治法にちゃんと書いてあるんですよ。権利があるんですよ、住民には。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） そのときそのときに、この3館におきましてもやっぱり手続は踏んできているわけなんですよ。その時代その時代は、やっぱり議会を通して工事が始まりということになっています。そのときにはそれが施策で通ったということだと私は思っております。

ですから、確かに思いというのはやっぱりわかるんですけども、今の状況は非常に、いろんな駅前のごともやらなきゃいけないですし、お金がかかります。ですから、施設をやっぱり見直していくということもございます。ですから、公民館を建てるところには、各自治会のほうには補助金を上げさせていただいております。ですから、そういう手伝いはさせていただきますけれども、コミュニティセンターというお金がかかるような建物は、計画上はもう建てないということは今、市の方針は決まっておりますので、それは何とか御理解願いたいと思っております。

申しわけないんですけども、その当時の私も詳細の情報をつぶさに調べることができませんでした、この短時間の間に。ですので、どうして却下されたとかと言われても正式なことは回答できませんので、申しわけないと思っておりますが、とにかくこれからの未来の子供たち

に向かって負債等々を抱えるといけませんので、何とか皆さん御協力を願いたいなというふう
に思っています。御理解願います。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は、コミュニティセンターにこだわっておりません。そういった
住民の福祉の施設をつくってほしいということですよ。コミュニティセンターみたいに大きな
ものは要りません。本田みたいに要りません。例えば1,000平米か1,500平米の土地に、集まれ
る、例えば別府のコミセンというのがあそこにありますね、昔の石油会社の跡の。ああいう
ようなものでいいですよ。200人ぐらい集まれるような施設でもいいんですよ。そういったもの
が各地域、例えば穂積の国道南の周辺のところの1つあれば、皆さんが利用できるんですよ。
コミュニティセンターみたいに何億円お金を使ってやってくださいということは言っていま
せん。小規模でいいですから、大勢の方が集まれる、老人から子供まで集まれる、そういった施
設が必要ではないかということです。どうお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 施設が必要かというのは、地元の方々が集まっていたいて、話し
合っていたいて、こういう施設が欲しいよというのが自分たちの本当の意味の施設になると
思います。行政がやっていったものとかもなかなか難しいところがございます。ですから、集
まっていたいて、例えば一自治会では無理ということであれば、穂積校区の連合で集まって
いただいて出資し合っつるとか、何かそういう道というのが選べないでしょうか。

つくっていただきたいと市に向かって言う話ではなく、地元の人たちが集まって、話し合い
をして、こういうものが一番やっぱり私たちにとっていいな、歩いて近いところでいいな、子
供たちもおじいちゃん、おばあちゃんも一緒にいれていいなというような理想のものを、本当
の意味での理想のものを、市がつくったものというのは地元の方が張りついていくのもなかな
か難しいところがあります。そういう点もありまして、やはりそういう会議になれば私たち飛
び込んでいきますので、そういうことで思ってしゃべっております。つくってくれ、つくって
くれということではなく、こういうふうに私たちは考えるんだから、つくりたいので何とかな
らないかというようなお話なら私は聞けると思うんですけれども、その辺がお願いしたいな
と思っております。よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 松野議員の穂積地区にコミュニティセンターの建設というような御質問
をいただいております。

この穂積地区には、従来から市民センターとか総合センターがあるというようなことから、
余りコミュニティセンターをつくらないというような、そんな答弁をしてきたり、そんな方針

が残っているというふうに伺っております。確かに議員おっしゃられるように、国道21号線の南では随分住宅も建ち、環境も変わってきております。

一方、他の地域では、もともとの地域の方たちが長年にわたり資金を積み、集めたり、寄附もあつたりして、地域で自治会の公民館をつくっているという、そんな整備もなされてきています。そこへ今、市からでは2分の1の補助をしているというような、そんなところでございますので、穂南地区にあつても自分たちの集められたお金で土地を取得され、これから自治会の公民館を建設するというような、そんな公民館の建設の機運も出てきております。

そのようなことを、ほかの地域との公平性も考えて、この穂積地区、国道南にコミュニティセンター、そして集会場みたいなものが本当に必要なのかどうかというのをもう一度検討していただいて、また市のほうでも最終的に方針を出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は、行政、国もそうですけれども、要望型政治をするということですか。市が発想して、皆さんの意見を聞きゃいいんですよ。どことこの自治会、どことこの例えば自治会長、区長さん、こういう人が力を持っているわけです。その人が要望すれば、政策が成っていくんですね。それではあかんですよ。要望社会やないんですよ。やはり市の行政も携わっていかなあかんですよ。そういう考えはないですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 要望を受けるということではなくて、例えばリーダーシップをとれというような感覚で話されておるのかもしれませんが、本当に地元の方に張りついたものというのは、やっぱり自分たちで考えてということです。自分のおうちを建てる时候にも、設計士さん任せなんていう方はいないと思うんですよ。やっぱりどういうものがあるといいな、この距離感がいいなとか、このくらいの建物を建てるんだったら、やっぱりないこの辺の自治会5つで集まってつくったほうがいいなとか、そういう話をさせていただきたいと思うんです。そこに私たちは入っていきますのでという話をさせていただいているわけですので、つくったからというのは、結果的には市からもらったからということになってしまうので、本当の意味で自分たちのというものにはならないと私は思うんですよ。

ですから、そういう点で、なかなかこちらの思いというのは通じないかもしれませんが、市としてはそういう形で、市民協働でというスタイルをとっていきたいと思っておりますので、何とかそういう形で考えていただけないかなというふうには思っております。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、17番の松野藤四郎君の質問は終わりました。

以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了をいたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 議席番号5番、みずほ令和の会の鳥居です。

※①

12月4日の総括質疑のときに、補正予算の中の質疑で、教育費の項目で、本来ならば携帯自動翻訳機と言うべきところを商品名で言ってしまいました。発言の訂正をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

※②

○教育長（加納博明君） 発言の訂正をお願いいたします。私も12月4日の総括質疑の鳥居議員の質疑の際、商品名で答弁いたしてしまいましたので、その部分を小型自動翻訳機というふう
に訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） ただいま鳥居佳史君及び加納教育長から12月4日の会議における発言について訂正したいとお申し出がありましたので、これを許可いたします。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 本日はこれで散会をいたします。

なお、傍聴にお越しく下さいました多数の皆様方、最後までまことにありがとうございました。またあすも一般質問でございますので、ぜひ御出席を願いたいと思います。ありがとうございました。

散会 午後5時44分

